

平成21年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成21年9月18日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

山崎りょうじ	水野 浩	坂田 修	石川 信生
久田 義章	高橋 憲二	嶋崎 康治	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	林 勝則	総 務 課 長	加古 和市
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
会 計 管 理 者	野々山敏雄	監査委員事務局長	村井 賢一
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第40号	知立市消防団員等公務災害補償条例及び知立市救慰金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第43号	平成21年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第45号	平成21年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第4号	平成20年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
陳情第9号	学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情書	採 択
陳情第11号	知立市教育委員会苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情	不 採 択

午前10時00分開会

○水野委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は7件、すなわち議案第40号、議案第43号、議案第45号、認定第1号、認定第4号、陳情第9号、陳情第11号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第40号 知立市消防団員等公務災害補償条例及び知立市救慰金支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号について、挙手により採決します。

議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第40号 知立市消防団員等公務災害補償条例及び知立市救慰金支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

一般会計補正予算につきまして、本会議で大所高所大事なポイントは聞かせていただきましたので、補足的な問題も踏まえて若干お尋ねをしたいと思えます。

鳩山内閣が正式に誕生いたしましたので、川端文部科学大臣が就任をされました。スクールニューデ

ィールの補正予算については見直すような向きの御発言もされたようであります。全国の家電業界から異論の声が上がるという新聞報道がありましたが、もちろんまだこれは確定したわけではありませんけれども、一連の流れを見ますと、このあたり大きなポイントになるんじゃないかというぐあいに考えておりますが、既に補正予算がこうして計上されておりますが、その後の動向について御感想がありましたらお答えいただきたい。

○教育部長

ただいまの御質問の件でございますけれども、前政権下におきましてのスクールニューディール構想、これを受けての今回の私どもも大型な教育費の増額補正予算になっております。

今、委員が御指摘になられました件につきまして、私も報道等では聞いておるわけですが、現在の時点では実態まではまだはっきりと申されておられません。全体的、文科大臣のその話は若干伝わっておりますけれども、政府としてのまだ見解は非常に大きな公共投資関係等を含めて、あるいは特別会計基金等の関係についてを十分精査していくという中身になっておりますので、新政権下の新しい政策の動向をきちっと早目にアンテナを高くして、それに対して仮に今回の補正があげてある部分につきましても十分執行の段階では対応を考えていきたいと思っております。

○高橋委員

今後の動向を見守ると、これは知立市が主体的に決定できる案件ではありませんので見守るとのことだと思います。

そこで具体的に一つお尋ねしたいのは、この緊急雇用の創出事業ということで今回御承知のような予算が計上されております。

例えば、当委員会の所管でいえば防犯パトロールの委託料ということで本会議で御説明のありましたような人数を新たに委託して就労の機会を予算化するということです。

この場合には、ハローワークで就労の紹介をして、そして、ハローワークを通じて新規雇用ということが事業の前提になっているというふう

に理解をしておりますが、そういう理解でいいのかどうか確認を求めたいと思います。

○市民協働課長

既に6月15日から実施しております緊急雇用もそうですけれども、今回のそうですが、ハローワークからの紹介でということになっております。

○高橋委員

そこはどうやって確認するんですか。

○市民協働課長

委託業者がハローワークの方に紹介をして、ハローワークからの証明書をいただいて、それを実績報告等で出しますので、ハローワークの方にまず紹介をして、ハローワークから今度委託業者の方に相談のあった方をまた改めて紹介を差し上げると、そういう形になっております。

○高橋委員

そうすると、予算を執行する側の市当局は、ハローワークから具体的な資料、求人、あるいはそれに応募する具体的な行為などについては逐一情報が手元に入るということになっておるわけですか。

○市民協働課長

その件に関しましては、ハローワークから市の方には直接は紹介等はございません。業者の方にその証明がいて、業者があと手続をしていくという流れになっております。

○高橋委員

これは入札をやるわけですね。これから発注するわけですが、その段階で仕様書にそういうことを書くわけですか。仕様書に書いて了解したという状況で応札をしていただいて落札業者を決める。落札業者が具体的に仕事を行う場合に、その新規雇い入れをどのようにして行ったのかという裏書きをハローワークの求人情報等に掲載をし、そこからの雇用だということを証明するものを市当局に出すということですか、今の答弁は。

○市民協働課長

ハローワークの方から業者にいってしますので、私は市の方にその証明が来てるといのはちょっと承知をしておりますけれども、流れは今まで

に仕事をやめられた方の中で、この不景気の中で派遣切り等に合った方ということを証明するものということで聞いております。

○高橋委員

市の方はどうやって確認するかということを今、問うとるわけです。先ほど確認をいただいたように、この事業は新たな雇用創出なので現有勢力にこの業務を振り向けるということでは成立しないわけでしょう。だから、新たに雇用関係が発生しないとまずいわけですから、それをどうやって担保されたことを認識するかということですよ、市の側がね。その手続論を聞いてるんで、そう難しい話じゃない。業者がハローワークにそういうアクションを起こした。そしてハローワークがそのアクションに基づいて新しい人を紹介し、まとまったという行為が市の方にきちっと証明されるということですか。

○市民協働課長

申請の段階でそれが許可のが国の方の補助の対象になるかどうかというところで許可がおりる、おりないということがありますので、その段階でそういう証明が来て、その方が対象かどうかというのは判定されますので。ちょっと私は書類を見てないものですから。申しわけございません。

○高橋委員

判定されますとあって、これはだれが判定されるんですか。この方なら雇用創出の交付金事業に合致した人だというのはだれが判定するんですか。

○市民協働課長

それは市の方から県の方を通じてこの今回の助成の対象になるかどうかというところの書類の申請を出しますので、そこで判定をされるというふうに理解してます。

○高橋委員

県が判定するということですか。

○市民協働課長

いろんな書類の手続等がございますので、それを県の方で対象になるかどうか。結局その方の雇用の人件費割合がどうかどうかいろいろ中身がございますので、そここのところでハローワーク

からの紹介であって、今までに職についていなかったというところで判定をされるというふうに思っています。

○高橋委員

市というのは主体性がなくてね、雇用創出というんだけど県の100分の100の事業だし、国庫の基金を使ってやってみえるわけだから財源は国や県だけでも、私、本会議でも言ったように、知立市内の雇用をどうするかということが柱に座らないとまずいわけですし、これを当然行政、市民協働課がその行為をするわけですから、直接的には、この方があなた方を見て、こういう雇用をしとるのかと。しかし、こういう雇用はちょっとまずいじゃないかと。私たちの意図している雇用創出とちょっと違うんじゃないかとかそういう議論というのは全くなしに、来た書類を知立は、いわば渡すだけだと、県に。最終判断は県がやっている、こういう今、答弁のように聞こえるんですが、そういうことなんですか。

○市民協働課長

私の方がちょっと書類関係を頭に浮かびませんので理解不足ですけれど。

○高橋委員

これはスクールニューディールでも申し上げたんですけどね、この地域経済にどう補正予算が力を発揮するかということが当局においては十分検証されなきゃいけないと。

したがって、50インチのデジタルテレビを買うはいいけども、それはもう全部市外業者から入ってきとると。そんなことはあつてはいけないじゃないかということを私申し上げてね、努力しようじゃないかと、こういう答弁、それはそれでいいと思いますよ、方向性としては。それは雇用においても、例えば雇われてる人が市内なのか市外なのか、あまりそこで知立市のセクト主義を発揮するのはいかなものかとは思いますが、そういう点でのリトマス試験紙も当てる必要もあるんじゃないかという感じがするんですね。

今、市民協働課長の答弁では、それはそんなことは回すだけだと、書類を。いかにもこれは主体

性がないんじゃないのかというぐあいに思いますね。

例えば、この種のパトロールの場合には、これは人材派遣会社ですよ。そうしますと、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんとエントリーしている方があるんです。好景気のときには一網全員にきょうはあっち行ってくださいとって仕事をあつせんする。時には道路の旗振りからいろんな仕事があります。

しかし今、不景気だから自宅待機というような形で自宅で待機されておられる方もみえる。どこへ発注されるか知らん。今はユーアイですよ。前半はユーアイ警備保障に委託されておるわけですが、待機されとる人に、3人なら3人夜間パトロールどうだと、こういうローテーションでやろうじゃないかと。ただ一度職安へ行つてくれやと。それはいかんとは言わんけども、そういう形になるようなケースもあるんじゃないかということが実態としてね。そういうことについて、そういうことでいいのかどうか。県当局の判断も必要だろうけども、市が補正予算を組んで雇用創出とっておられる限り、市の立場でそういう点が初期の目的が達成されるような仕組みと制度になっておるのかということを検証しながらやらないと、これはまずいじゃないですか。どうですか。

○市民協働課長

ちょっと今の雇用の対象者が、例えば知立の人とかそういうところは書類を調べてみないとわかりませんけれども、確かに言われるように、そういうことも想定されますけれども、私の方はハローワークからの紹介ということで市内、市外というよりも雇用がなかった方というふうで理解をしていますので、それで採用という形で。

○高橋委員

私ね、市外の人はいかんよとかね、市内の人じゃないかというように短絡的に申し上げてるつもりはないけども、もう少し市内の雇用情勢にこの補正予算がどう影響を与えているのか。派遣切りで苦労しておる人たちが、この種の補正予算でどう環境が提供できるのかと

ということぐらいについては、もう少し行政的検証があつてしかるべきじゃないですか。これは補正予算がまだわいたんでね、わしは知らんけども、窓に沿って水を流しとるだけですと。最終判断も私たちは関与しませんよと、県ですよと。名目は雇用創出と。これでは余りにも人の血が通わないような、何なのと。こういうことなら別に補正取り上げられたって知立の当局、痛み感じないじゃないですか。そういう点を労働行政とあわせながらどうやって市内の雇用を浮かび上がらせるのか、つくっていくのか。

たまたま今回は五つか六つの項目何だけど、メニューはたくさんあるわけでしょう。このうち今回は補正で6本ぐらい出てきとるけれども、メニューはたくさんあるんですよ。既に6月定例会で私たちがいろいろな提案をしました。

例えば介護施設に今まで鉄をなぶっておった節くれ立った青年がね、なかなか仕事がないので介護の施設へ行けば仕事があると。じゃあヘルパー2級の養成講座をやっていただいてそういう人に入ってもらって要請する、そういうことにも補助金を使おうじゃないかというメニューだってあるわけでしょう。

だから、そういう総合的な点から今回の補正が構築されて、そして、この補正予算が執行されることによって雇用情勢に重大な影響を与えるほどの補正予算じゃないけれども、3,000万円程度ですから、雇用情勢に幾分でも貢献できると、これをお互いに検証しながら仕事をしなかつたら、こんなものは血の通った雇用創出事業と言えないじゃないですか。私は、その点を聞いているわけですよ。

○教育次長

今回の緊急雇用につきましては、私どもの所管も二つ大きなものがございます。一つは日本語通訳、そして翻訳事業、これは知立東小学校に1人置きたいという事業でありますし、また、小・中学校の高木剪定ということも緊急雇用で活用したいと思っております。

御趣旨は、議員が御指摘されたとおりで、私ど

もは今回の同時不況を受けて離職された方、廃業されたそういった方で職を失われた、そういった方々を特に私どもとしては、例えば、高木剪定ですと、当然入札という行為になってまいりますけれども、それには足かせの条件が人件費割合がどれだけだよということの中で受けていただく業者、もちろんそれは地域というものを活性化させるその人たちが雇い入れていくということに事業者としてはかかわっていただくということが前提になりますし、また、通訳、翻訳につきましては、これは一般的には緊急雇用の中ではハローワーク、公共職業安定所、そこに求人票を出していくことになります。求人票の中身は、当然のことながら、私どもが制度上でこういった縛りもとの私どもが求める、これをやっていただく方ということが明記されます。その方の中で適した方をできるだけ市内にみえれば、当然のことながら市内の雇用を優先していくということが大前提と考えております。

○市民協働課長

私の方については、この事業自体の契約の段階で雇用の条件に関する事項ということで添付がしてありまして、業者にそういう旨をお知らせをしているわけですが、そこで失業者を新たに雇用することだとか、それから、雇用時間とか、雇用期間だとか、人件費の割合だとか、新規雇用の失業者の割合だとかそういうものを提示をさせていただいて、その雇用の状況と調査を実施をしていただいて事業完了時点で実績報告で出させていただくという、そういう流れを一応お願いを雇用の条件としているわけですが、私が先ほどからの答弁の中で、中身をちょっとよく見てなかったものですから、こういう条件でお願いしているということでございます。

○高橋委員

もちろんそれはそういうハードルがなかったら雇用創出事業になりませんから、当然そのハードルはつけられるわけでしょうけども、どういふ方が実際にこの委託事業で働いておられるのかという顔ぐらい見に行くとかね、そういう言い方ちょ

つと語弊があるけども、顔を見に行けというんじゃないなくて、この事業で予算をつけて新たな雇用されたけども、この方がどういう光がこの補正予算によって差しとるのかと、生きてまなざしとして。それは県や国の出先にそんなこと言ったって、そんなことは市町村へ出すんだというんだけどね、ユーアイ警備保障はそこにある会社でしょう。既に前半戦委託しとるじゃないですか。ここで働いとる人たちが、どういう雇用創出という形で目の色が変わるとるのか。生きて目をして仕事をされておるのか。何も点検に行けとは言わんけれども、そういう関係の中で雇用創出事業の基金にさらにいろんな研究、検証を加えながら、じゃあ知立でこういうことをやろうじゃないかと。パトロールはほんとに生き生きとやっござると。こういう人をもっともつつくらないかと。じゃあ、これが終わってからも市独自でそういうことが検討できないだろうかと、こういう物事の発展につながっていかないと、これはもう単品でね、助成金が切れた、基金が切れたらおしまいと。これはまだ続くんですよ、この基金というのは、今年度で終わりじゃないでしょう。そういうまなざしと雇用創出に対する取り組みの構えが必要ではないかということを私、言いたいです。

それで、ちょっと具体的に聞きたいのは、このこの防犯パトロールについては、12月から3月まで既に委託をされましたがね、今度この補正でもう一回やるというわけでしょう。そうすると、同じ人が雇い入れられるということはあるんですか。前半戦と後半戦と同じ人が雇い入れる。

つまり、その会社のいわばスタッフと。今はちょっと仕事がないから休んでみえるけど、結局スタッフに回っていくというようなことに、それがいかんとは言いませんけどね、なる可能性もないわけじゃないわけですし、その点どういうふうにお考えですか。

○市民協働課長

雇用期間が6カ月ということになっておりますので、新たにまた募集をかけるという形になると思います。

ただ、継続してということもあり得るというように今のお話ですけれども、雇用の中で人件費割合が70%以上ということですので、その方が継続したとしても割合として70%以上あれば対象になりますので、今このパトロールについては2人体制で4人のローテーションということを考えておりますので、理論的にはそういうこともあり得るかもしれませんがけれども、証明書等もらうことの段階においては新しい方というふうに認識しております。

○高橋委員

同じ人が採用されてもいいんですよ、これは。そういうことは妨げてないというぐあいに思いますが、しかし、さっき私が言いたいのは、そこを掘り下げて雇用の内容がどうなのかということをもう少しつかまないと、形ばかりのものになるのではないかと。今後その施策を生かすという大きな観点からいうと、そこには不十分さが残るのではないかとということを申し上げているのでね、ぜひそれらをひとつ足場にして、この補正予算を十分生かしていただくということに特別な留意をしていただきたいということを強調しておきたいというふうに思います。

それで、例えばさっき教育部長からも出ましたが、高木の剪定と。高い木を剪定するのに委託業者に雇い入れをお願いすると。ずっと学校その他やるということですから、例えば、庁舎の高木剪定というところをどのように剪定するんですか。このけやきを切るわけですか。

○総務課長

庁舎につきましては、ちょうどこの庁舎の南側にけやきがございます。けやきの方が全部で13本ございますが、それを一度剪定しようという予定でございます。

○高橋委員

どれぐらい剪定するの。深く剪定しちゃうの。駅前のけやきのようにするわけじゃないでしょう。今まで南のけやきというのは一度も剪定してないの。あれ別に剪定しなきゃいかんの。私たち上から見るけども、あるいは外へ出て景色見るけども、

なかなか立派な枝ぶりだね、これを改めて剪定しなきゃいかんという積極的な理由が見い出せない。もちろん役所の南側の南陽道路に抜ける間の左右の道路がありますね、役所に入る。ここは東側にマンションがあり、西側にも一定の家屋があつて前にけやきがざっとマンションの窓際まで伸びるということがあつてね、私の方に苦情があつて、私、もうちょっと剪定してほしいと言つてお願いしたんですけど、それは剪定しなきゃいかんですよ。しかし、南側の一連13本、あれ剪定する必要があるんですか。

○総務課長

実は、南側のけやきでございまして、少し苦情が出ました、正直申し上げて。その苦情の内容は、けやきの落葉と言いますか、落ち葉が民家の方の軒先2階の方にかぶつたというところでもって現場の方も確認をしてみいました。そんな中で、雨どい等にそういった落ち葉等が入つたことによつてということで、その場で私どもの方で清掃と言いますか、処理はしてまいりましたが、今後そういったことを防ぐためにも南側にもマンションございまして、道路の方にも少し出ているところもございまして、そういった意味では剪定も必要ではないかということで実施させていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

61万1,000円ですね、庁舎の高木剪定、深い剪定はよろしくないと思つて、思つて。もちろん落ち葉が飛んで行くでしょう。それからね、飛んで行くんでも秋になったら、どえらい落ち葉が道路へ落ちますがね。今のような理屈をあなたおっしゃるならケヤキなんか生やせないですよ。どこか特定な外に、要するに敷地の真ん中ぐらに入れて、あとフェンスやつかなきや。おりで囲えという話にしなきゃケヤキなんていうのは向かないですよ。我が市の木はケヤキでしょう。

だから、剪定する動機を語られたその動機づけを私、否定するものじゃないけれども、だからとつて高木剪定ですと13本、短絡的にね。こういう発想もいかながなものと。これも仕事を探

さないかんからね、雇用創出で。何か仕事がないかと。それじゃあ高木どうですかと。何本だと。13本だと。いけど。61万1,000円と、こういうことではないと思うけれども、これは国もそういう補正予算なんですよ。窓を開けたから、その窓に合うようなものを自治体で探さないかと。高木はどうだと、こういうことで無理やりそういうところへ誘導する。したがって、そこに無理がある。私、13本のケヤキは、今、総務課長がおっしゃるような苦情があるとすれば、それは少しはやってくださいよ。深くやっちゃいけませんよ。61万1,000円も要るんですか、これ。浅くやればいいんだから。つまり切つたよと、市も。苦情出された方があるけども切つて頑張つてますという気持ちが伝わるということが大事なんで、こんなことで深く剪定してどうだと。そんな高木剪定は、私、好ましくないと。ケヤキにかわつて申し上げておきたい。どこまで剪定するんですか、これ。

○総務課長

私も、生えつばなしになつるといいますか、ケヤキを何回も見に行つたんですが、専門的なことは知識は余り得ておりませんで、どこまでを剪定していいかどうかにつきましては、今後業者の方にも一度相談させていただきながら慎重に進めたいというふうに思つております。

○高橋委員

あまり木をいじめる。今の生活環境としてもどうしてもバッティングする行為が、例えば電柱に持ち上げちゃうような、それはちょっとケヤキに辛抱してもらわないけませんけども、基本的には環境との調和を大事に対応していただくということで、十分調査研究してやっていただきたいものだ。

学校は592本だったかね。3メートル以上の高木。学校には私が小さいころヒマラヤスギがあつて、生えほうだい、伸びほうだい。これはどういう木をどの程度592本、3メートル以上の高木なんてこういう企画で、頭3メートルなんてこういう企画で対応するなんてことは極めて行政的で機械的で一面的じゃないですか。どういう基準で剪

定するのか、どこまで剪定するのか。せつかくの機会なのでちょっと御披露いただきたいと思います。

○教育庶務課長

592本につきましては、まず、10校担当の方が現場を回りまして、3メートル以上の木で学校の敷地外にはみ出している部分と交通安全上とかさういった面、それから民地に侵入してる部分、そういうのを全部拾い出した結果であります。

今回その3メートル以上について、すべて3メートルで切っていくということではなくて、まだ具体的にすべて特定しておりませんが、この雇用創出の予算の範囲で具体的には小学校ですと猿渡小学校の南の方の松の木が20本程度、正確ではないんですが、あります。これが地下道から通学路で来ます。それから南側の方に民地もあります。松の木の方も非常に高い木ですので、過去、剪定が余り行われておりません。そういった危険上から集中して猿渡の方をやっていきたいというふうに考えております。

剪定の手順につきましては、歴史のある松ですので、どの程度やっていくかにつきましては業者とよく話し合っていきたいと思っております。

それから、小学校につきましては、西小学校の方に南の方に民地の方に侵入している木が数本あります。これについては現段階では苦情が出ておりませんが、早い段階で対応していきたいというふうに考えております。

中学校につきましては、特に竜北中学校一部やっておりますが、南というか運動場の周囲、フェンス内とフェンスと排水路のり面、ここに3メートル以上の木がたくさんあります。特に西側の方に住宅の方も建っております、苦情、それから電線も一部あって、風の強い日に線がショートするのではないかとという声もあります。それから、南の運動場の方のちょうど道路の周囲の角っこが見通しが悪いということも再三聞いておりますので、できることは今やっておりますが、何せ量がたくさんありますので、今回雇用創出の中でやっていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○高橋委員

るる御説明は理解をいたします。竜北中学校でも西側は時々苦情があるんですよ。私も受けたことがあります。マンションができた分譲のところはだっと学校の敷地の中の木が外へはみ出てね、何とか切ってもらいたい。そういうものについては今までも対応してきてもらったし、これからも対応する必要があるんだけど、私が言いたいのは、雇用創出事業だということで国庫から基金がどんときたからね、この際、一網打尽に、一網打尽にという言い方は的確じゃないかもしれんが、この際、切れ切れと、こういうレベルで対応すべきではないよということを申し上げたいんですよ。

私たちは学び舎へ戻ったときに、私たちが幼かったころの樹木がこんなに大きくなっていると、そのことにみずからの成長の証を感じたり、校長の卒業式のあいさつで、また卒業したらこの樹木にもとへ来てくださいと。実際には門が閉まっておって入れなかったりしますけども、そういう成長の証のようなものが校庭の木々にはね、1人1人受けとめ方は違うでしょうが、生きていく上で大きな糧になっているということを考えないといかんと思うんですよ。

その上でね、今、教育庶務課長おっしゃるように、いくらなんでも公道へはみ出たとか、太陽の光を通さずに周りから苦情があるからということについては最小限の剪定をやるんだけど、機械的に中学校211万4,000円ですか、小学校215万8,000円の枠があるから取れと。本数592本だと。こういういわばライン作業のような対応は、私は好ましくないと。この基金を使って雇用創出に生かすというこの発想は必ずしも否定はしませんが、切られる側の樹木とその樹木に対する思いを持った人々の心まで切っちゃいけないということを強く思うんですね。私の意が通じたかどうか知りませんが、そういう趣旨で592本の樹木をやらんになって必要最小限度の剪定をすることを私は心がけてやってもらいたいというふうに思うんで

ですが、基本的な考え方を教えてください。

○教育部長

高木剪定につきましては、ずっと以前の議会でもですね、このときは知立小学校の高木を切ったんですね。私も消防の観閲式で行きまして、すごい切り方だなということは思ったんですが、私も教育へ行きまして各学校へ行きますと、やはりその学校、学校に趣があって、あるいは伝統のある愛している木が校長等からみずからおっしゃられます。そういったことは十分配慮して、すなわち緊急雇用、これをいただいて、できるものはこれを生かしていきたい。しかし、住環境と学校の伝統というものは十分学校と協議をした中で行ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○高橋委員

るる申し上げたんですが、ぜひその精神を生かして、きょう所管外の高木については聞きませんが、副市長、ひとつ高木剪定といっても、そういう趣旨を十分踏まえて対応していただくということをお願いいたします。

もう少し細かいことで恐縮ですが、お聞かせいただきたいんですが、今回の補正予算で小中学校図書公民館図書について寄附がございましたね。少しずつ学校、公民館の蔵書をふやすということになっているのでしょうか。この中身を御説明いただきたいのと、37ページに教材機器購入費という予算科目がございます。この内容、どういうものを整備されるのかお聞かせください。

○教育庶務課長

まず、1点目の寄附の関係であります。ことしの4月にお二人の方から寄附がありました。寄附額につきましては、予算に計上させていただいております416万8,931円という寄附がありました。教育の振興備品ということで、その充実ということでお二方ともそういう趣旨でありました。1名の方は匿名でということでお話がありました。

それにつきましては、今の歳出予算につきましては、各小中学校の図書の購入、整備率は100%は達しておるんですが、より充実をしてきたいと

いうことで、小学校が71万円、中学校が31万円寄附につきましては充当させていただいております。

それから、今の37ページの中の教材器具購入費の中に3中学校の吹奏楽の楽器の購入費を290万7,000円充てさせていただいております。これにつきましては、学校の吹奏楽の方が知立中学校は昭和40年代のものがたくさんあると。竜北中は昭和52年、南中が昭和57年ということで相当年数が経過しております。知立中学校につきましては、大編成の吹奏部でありますので、それを割り振らせていただいております。

それから、今の教材器具購入費は吹奏楽の楽器は230万7,000円入っておりますが、これ以外の部分につきましては学校のICT化の関係で教育用パソコン、これが中学校で62台、普通教室全体ということで考えております。

それから、電子黒板が対応できるタブレットパソコンというのがあります。これを各学校に1台ということで75万円、先ほどの教育用パソコンにつきましては62台で837万円、それから、理科備品の充実ということで330万円、1校当たり110万円ということで先ほどの吹奏楽の購入をあわせて1,532万7,000円計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○高橋委員

この地域活性化経済危機対策臨時交付金、教育用コンピュータ整備事業というのがありますね。837万円。今言われたのは、そのことを言われたんですか。ここにも寄附があるで、312万円。図書が126万2,000円の寄附、321万6,000円も合わせて416万円ですよ。だから、この寄附はどこへ充当されておるのかということ聞いておるんです。

○教育庶務課長

失礼いたしました。

寄附の充当先につきましては、小学校の図書備品、35ページになります。35ページの教育振興費の備品購入費でまず小学校に71万円、それから、37ページの中学校費の教育振興費の図書購入費に31万円、それから同じ中学校の振興備品整備費の

教材器具購入費1,532万7,000円の中の290万7,000円、これが寄附の充当先であります。

○高橋委員

そんなことはいいんだ。それは予算見ればわかるからね。だから、一つは図書に充当されたんだわ、小中公民館の図書に充当されたその金額が126万2,000円ですがね。そんなことはいいだわね。

だけでも、この中学校の教育振興費の財源構成の中で寄附金が321万6,000円になってるわけでしょう。だから図書費を除いた290万7,000円ですか、これはどこへ充当されておるのかということをお願いしておるんです。吹奏楽の楽器になったんですかということをお願いとるわけ。

○教育庶務課長

290万7,000円につきましては、吹奏楽の楽器の方に充当させていただいております。

○高橋委員

それをぱっと言ってくださいよ。だから図書と吹奏楽の、吹奏楽団の楽器というのは定例の予算編成ではちょっと出しにくい予算でね、古いラップを、あなたは吹奏楽のセミプロなものですからわかると思うんですが、そういうところへ今度の寄附を充当して吹奏楽の楽器の更新に充てたというふうに言ってもらえば非常に寄附者の善意がコンピュータとか電子黒板なんておっしゃるから寄附者の善意が我々に伝わらないですよ。図書と吹奏楽の楽器ということだということはわかりました。

それから、地域スポーツ啓発事業ということになるんですが、これは一般質問で出ましたね、教育部長。総合型地域スポーツクラブの啓発事業ということでいろいろ答弁がありましてね、おくられているんだと。だから何とか平成22年にこぎつきたいということなんですが、地域スポーツというのは上から縛ってこういうものをやれと、総合型スポーツなんだというものじゃないように思うんですよ、私は。地域が芽生えてくる萌芽と行政側が受けとめる受け皿が上手にマッチングするようにそこを羽だてていく努力はしないかと思うんですわ。上から総合型スポーツだといって型には

めて、今度講師謝礼で講演会やるんですか、今の話だと。それで平成22年度にはこぎつけていきたいということを決意を表明されておるけども、それは見通しと段取りはそういうことかもしれませんが、地域スポーツというのはそういうものなのかという感じが私はしているわけです。そこをどう考えられるのか。今回の補正予算の中身とあわせて基本的なことについてお聞かせください。課長でいいですよ、部長じゃなくて。

○スポーツ課長

ただいまお話にありましたように、地域スポーツ、当然行政が押しつけてやるものではなく、地域から当然盛りあがってきてやっていただくというのが本筋であると思っております。

今回その総合型地域スポーツクラブにつきましても、文部科学省が基本計画の中で今後の市民スポーツのあり方というようなことを示されて、それを受けて私ども知立市の方も動いてまいったわけですが、なかなかそういう土壌が生まれてこないということで、ある程度市の方も積極的な働きをしない限りはなかなか難しいんじゃないかということもあります。

今回、啓発講演会ということで県の方から24万円の委託費を受けまして行っていくということで、市民の方にできるだけ総合型地域スポーツクラブ、スポーツを親しむというような土壌づくりのための啓発を行っていききたいということで計画しております。一般質問の中でもそういうお話がありましたので、来年1月9日一応予定をしております。

過去この啓発講演会は県内の中でもいろんな市町村がやっておられます。そういったものを参考にしながら、そういう地域スポーツに造詣の深い講師の方をお招きして皆さんによく知っていただくかなと、そんなふう考えております。

○高橋委員

本会議では南小学校で小学校区で試そうと思ったけどどうまくいかんかったんだと、こういう答弁もありましたね。南小学校は少年野球も非常に盛んに日曜日やってみえますし、スポーツ課長御承

知のとおりだわね。それから、体育館でもママさんバレーもあるし、多種多様にやってみえる。

総合型地域スポーツというのは、あの程度ではだめだということなんですか。どういうメニューをどういうふうに消化したら総合型スポーツという、いわば中央のお墨つきにかなう形のものになるんですか。ちょっとそこを教えてくださいよ。

○スポーツ課長

現在、各小学校あるいは一般のグラウンドでやっておりますクラブは、ほんとに特定の人たちが特定の時間のやっておると。総合型地域スポーツクラブは目指すものという基本的な理念があります。それはやっぱり今までスポーツをしなかった人、これから高齢化を迎えるに当たって、あるいは健康を維持していくということで世代を超えて乳幼児から高齢者まで幅広い層にかけてスポーツに取り組んでいく、そういう形をつくるということでございます。

日本ではなかなかそういう土壤がないわけですが、ヨーロッパでドイツあたりですと、こういう総合型、名前は総合型と言っておりますが、地域で芽生えたスポーツクラブがいろんなスポーツに取り組んでいくと。それで地域の方がそれに参加してくるというような形で動いておりますので、文部科学省の方もそういう形のものを目指しておると、そういうことでございます。

○高橋委員

高齢者はグラウンドゴルフやってみるしね、ペタンクもやってみるし、それぞれやってみるじゃないですか。どういうところまで誘導したら総合型地域スポーツということになるんですか。何か形をつくるのに一生懸命になってみえるような気がしてしょうがないんです、私は。

質問がありましたように、県が、知立が何やっておるんだと言って今度24万円委託料つけてカンフル注射するということですか、これ。注射打って一遍盛り上げようと。悪く言うと、しりをたたけと。造詣の深い講師呼んで一遍話聞かせよということのような気がするんですが、私、否定しとるわけじゃないけども、どういうスポーツの水準

を目指されているのか、ちっともわからないんですよ、総合型地域スポーツとおっしゃるけど。いろんな人たちが、動機づけが始まってね、定年なられた方がやってみえますよ、グラウンドゴルフにもたくさん。その知立の社会待遇の現状をどう理解された上で、なおかつ総合型スポーツクラブとおっしゃってるのかね、ちっとわかりやすく説明してもらえませんかね。

○スポーツ課長

現状のスポーツ活動と総合型地域スポーツクラブとの差というか、どういうことになるのかという御質問だと思いますが、現実、今スポーツやってみえる方はそのまま継続してやっていただければいいと思います。それは土壤がもうでき上がっておりますのでクラブとして活動している、そういう方はもう別に私どもの方がやらなくても、しかけをしなくてもスポーツに自分たちは親しんでいる、健康に対する関心も高いということでやっております。

ただ、全7万市民おられる中で、実際にスポーツにかかわってない方、あるいはやられていない方が多数みえるわけですが、そういう人たちもできるだけスポーツに取り組んでもらう、体育に関心を持ってもらうというような形をひとつ地域から発信しようということでございますので、今のクラブでやってみえる方はそのままなくすわけではありませんし、やっていただければいいと思います。やらない方に対してをどういうふう考えていくかということがその総合型の考え方でございますので、今、私どもの市の方もやっておりますが、市で委嘱しております体育指導委員会の方にも話をさせていただいております。体育指導員の方にできるだけ地域の方に戻っていただいて、できるだけそういうスポーツに親しめるような環境づくりをやっていただくべく今、働きかけをさせていただいております。

以上でございます。

○高橋委員

お話はわからんわけじゃないですけども、地域総合型スポーツクラブというのは、どういうメニ

ューがそろえばそれを地域総合型スポーツクラブと呼ぶんですか。指導者が何人かおらなきやいかんとか、その指導者のメニューも何種類かに及ばなきやいかんとか、何かそういういろんな規定があつて、その規定をクリアしないと、さっき言うような地域総合型スポーツクラブとは呼べないんだと。きっとあるでしょうね。ちょっとそこら辺もあわせて。あまり時間それは取ってもいかんけども。高齢な人がどんどん猿渡川の周辺を散歩されとったり、自分のライフスタイルにあわせて、ライフワークにあわせてそれぞれやってみえるからもっとやってもらうように雰囲気をつくることは大事だと思うけども、殊さら型にはめて何かやらないかんというようなそういう押しつけのスポーツ振興というのはいかかなものかという思いもあるんですよ。そのはざまの問題というのは難しいと思うんですが、それはどうなんですか、地域スポーツクラブの。

○スポーツ課長

ただいまの御質問でございます。スポーツクラブでどれだけの人たちを置いて、どれだけのメニューをこなさないかんかというなたがはございません。あくまでも地域の熱意ある方たちが集まっていたら、自分たちでクラブを自主的に運営していただくと。その中で、自分たちの地域にはどういうスポーツが合ってるのか、どういう人を対象にやっていくのかということそのクラブの中で考えていただくというのがスポーツクラブの本旨でございますので、実際にスタート時点で、例えばメニューが四つか五つしかないということであってもそれはスタートできるわけで、その後に運営委員会、あるいは指導者等々の打ち合わせの中で今回対象者、小学校1年生を対象にこんな教室やってみよう、こんな大会やってみようというようなことを地域の皆さんが考えていただければ、それが本来のスポーツクラブということでございます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま高橋委員から、総合型地域スポーツクラブについての資料要求がありましたが、本委員会として要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

異議なしと認めます。当局においては、準備ができ次第、提出をお願いします。

○スポーツ課長

ただいま県の方で作成いたしましたパンフレットのプリントをしておりますので、用意でき次第、準備させていただきます。

○高橋委員

それを見せていただきたいと思います。

補正予算最後にしたいと思いますが、福祉体育館営繕工事費330万9,000円、内容御説明ください。

○スポーツ課長

体育館の営繕工事ということで、四つほどあげさせていただきます。

エレベータの修繕工事132万3,000円、体育館の中の非常用の誘導灯の取りかえ修繕の工事でございます。48万5,500円。それから、水銀灯等の修繕、これは体育館の市営競技場アリーナの部分の水銀灯照明の取りかえでございます。これが83万円。それから、地下のトレーニング場で床の張りかえ工事をやりたいと思っております。これが66万9,000円ほどで330万円というふうになっております。

○高橋委員

わかりました。

地下のトレーニング場について、指導者も置いてやるということなんですが、その現状についてちょっと御説明ください。

○スポーツ課長

現在、器具についてはもう既に当初予算の方で認めていただいておりますので、その中でやっていくということになっております。

それで、今回の営繕工事でちょっとカーペットの張りかえということで、あわせて器具を購入した段階で入れかえのときにカーペットの張りかえをしたいというふうに考えております。

それで、実際上トレーニングの更新に当たって器械が新しくなりましたら指導者来ていただいて高齢者のトレーニング教室、あるいはトレーニング機器の使用の訓練というんですか、指導会というか、それを行いたいと思っております。

○高橋委員

それはいつごろからそういう体制で、今回カーペットの補正予算。下をちょっときれいにすることでしょう、床を。器械も入ったわけですか。いつから新しい体制で新しい機器で指導者も置いてオープンするのか、この辺はどういうふうですか。

○スポーツ課長

現在設計を起す段階に来ております。入札等を行いまして、めどとしては10月末か11月ぐらいというような感じではおりますけども、時期的なものとしてはそういうふうに考えております。

○高橋委員

10月末から11月に地下トレーニング室を一新して指導者もつけてやると。新しく施設ができると内覧会みたいなものやりますよね、普通は。給食センターでもやりましたけど。さあ、地下トレーニング室を変えましたと。お色直しもしましたし、新しい企画で高齢化社会に対応できる、十分かどうかはともかくとして、やりますと。一度皆さん試乗会というか、内覧会とは言わんでしょけども、オープンセレモニーをやりますと。ぜひどっさりおいでくださいというような企画はお持ちになってないですか。何となしにふわっとオープンと、こういうことですか。

○スポーツ課長

機器の更新ということで考えておまして、特に内覧会的に華々しくオープンセレモニーをするというようなことは今のところ考えておりません。

○高橋委員

何も華々しくやらんでも、こういう新しくね、

なかなかあまり評判がよくなかったんだがね、地下のトレーニング室というのは使いにくいと。だから、こうやってお金もかけて機器も入れたと。どうぞ一度ごらんくださいと。やりに来てくださいますよというような企画も含めて、少しにぎにぎしく、にぎにぎしいかどうかしらんけど、少しそういう意味で、さっき言った総合型スポーツじゃないけども、新しくスポーツに誘導するような新しく施設の更新とそういう点でのスポーツへの誘導みたいなものを兼ねたちょっとした企画でいいですから無料で銘打って1週間か10日やってみるとかね、例えば。そういう知恵をアイデアはお持ちになってないのかなと思ってちょっと聞いとるわけですが、いかがですか。

○スポーツ課長

機器が更新されたということにつきましては、広報あるいはホームページ等で公表しながらですね、こういうふうに更新されました。皆さんお使いくださいというようなアピールはさせていただきますと思います。

それから、今言ったようなことについては、一度検討させていただきたいと思います。

○嶋崎委員

1点、2点教えていただきたいと思います。

補正予算の35ページ、または36ページに載っている今回のニューディール構想のもので、先ほど高橋委員からお話がございましたけども、このもの自体は入札行為を行うのか、ただ単に見積もりを出してそのまま採用するのかということ、ぜひ私は数社の入札行為でやっていただくことを望むわけですが、いかがでしょうか。

○教育庶務課長

委員御指摘のスクールニューディール関係、多々ありますが、当然こちらの入札の取扱要領に沿いまして入札ということで考えております。

○嶋崎委員

テレビ1台とか電子黒板1台とかそういうことならば別に構わないと思いますけども、これだけの数がまとまるということになりますと、入札行

為をしていただいた方が効率的に行えるかと思
いますので、そのようにお願いしたいと思います。

次に、33ページの教材費の一般指導費198万
9,000円についてお聞かせください。

社会保険料、または臨時職員賃金という形で載
っておりますので、御披瀝いただきたいと思いま
す。

○学校教育課長

ただいま御質問の件であります、緊急雇用と
いうことでお願いをしたいというわけでありませ
が、この内訳であります。半年、6カ月というこ
と、10月からということで計算をしましたが、日
程的に10月1日から採用ということは難しいと思
っておりますが、翻訳事業ということでありまし
て1時間2,500円、そして1日6時間、そして一
月20日と考えまして、1カ月30万円、それが6カ
月で180万円、そして労災保険料等が18万8,055円
ということでありまして、総額198万9,000円とい
うことを予定しております。

以上です。

○高橋委員

ちょっと私一つ聞き忘れておりました。

本会議で資料要求しまして、地域活性化経済危
機対策の臨時交付金、財源構成を出してもらいま
した。このとおり執行しない場合には国費を返す
ということになるんですか。さっき嶋崎議員が、
テレビを入札でやれと、それは基本はそういうこ
となんだろうが、私、本会議で先ほど言ったよ
うな趣旨を申し上げました。

例えば安く入ったと、この予算より。入れば当
然それは国費は返すと、こういうことになるん
ですか。どうですか。

○教育庶務課長

うちの関係の方の学校のICT化の関係、デジ
タルテレビから電子黒板、一応これ予算計上させ
ていただきまして、国の補助金と臨時交付金が表
に載っております。当然入札をしてこれより安
くなった場合については、それに対する国の補助
金が2分の1、その裏負担である交付金につきま
しては、裏負担の分も歳出が少なくなりますので、

当然少なくなるというふうに思っております。

○高橋委員

だから端的に答えてもらいたいんですが、入札
差益の2分の1の場合には国庫を返すと。もうち
よっとわかりやすくいうと、防災無線の設備工事
1,500万円、これは全額国費ですよ。これやっ
たと、頼んで。そしたら1,300万円で済んだと。
200万円は国庫に返納すると、返すと、そういう
ことですかということ聞いておるんです。制度
のシステムとして。

○総務課長

委員のおっしゃいましたとおりです。最終的に
契約差金等が出るものの中には生じるかと思いま
すが、使ったものしか国庫の方からはいただきま
せん。

以上です。

○高橋委員

それはスクールニューディールも同じ考え方、
もちろんこれは100%補助のものばかりじゃない
っですから、一般財源も入っておるけども、それ
はいいですよ、その比率で返すと、こういうこ
とになるという理解でいいですね。

○教育庶務課長

御質問者のおっしゃるとおりであります。

○水野委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第43号について、挙手により採決します。
議案第43号は、原案のとおり可決することに賛
成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 平成

21年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号 平成21年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について、挙手により採決します。

議案第45号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第45号 平成21年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

○坂田委員

それでは、質問させていただきます。

まず、成果報告書に基づいてですが、43ページ、8目、市長人事管理費の中の職員研修事業の中の普通救命講習会、これについて内容をお聞かせください。

○秘書課長

成果表の43ページにあります普通救命講習会ですけども、こちらの方は職員に対して普通救命講習に消防署が実施するものですが、参加していただくというもので、今回67名の方に出席していただきました。

○坂田委員

普通救命講習ということですが、これはAEDの講習ということと理解しますが、これは今月の

初めにこの講習会があり、中日新聞、またホームページにも掲載されましたが、課長に確認させていただきます。

AEDの講習ということで理解してよろしいのか、またそして、この講習を受けるのは毎年同じ方が受けられるのか、また、こういった形でこの職員を選考されてこの講習会を受けられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○秘書課長

この普通救命講習会でありますけども、以前から実施しておりますけども、このAEDを使ったものというものは、平成18年度から実施しております。一度に全員ができないものですから、平成18年度ですけども、約120人ぐらい参加していただきまして、このときは開催日数を多目に取りまして、大体3年ぐらいを目安に全員が行き渡るように実施しております。今回ことしのこの9月にも約80人ぐらい参加していただきました。人工呼吸と心臓マッサージを組み合わせたAED講習が含まれております。

以上であります。

○坂田委員

AEDの講習で3年ではほぼ職員の全員が受けるということですが、このAEDについては私、3月定例会の場で市内の地域割をしてコンビニ設置、24時間、コンビニに市から要望して設置をしてはどうかという、自分ではなかなかいい提言だなと思っておりましたが、時の総務部長からは、現時点では考えていないと、そういった一言で済まされてしまいました。平成20年度までにこの公共施設へのAEDの設置は18台でありまして、平成21年度、市内の保育園14園に設置するというので、そのときの部長の答弁は、これではほぼ市内の公共施設にはすべて設置が済むと、そういったことを発言されておりましたが、今後この保育園の14園で市内の公共施設へのAEDの設置はひとまず完了としてお考えなのか、それともまた今後とも公共施設である程度またAED設置を進めていくのか、そこら辺のところをお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

今現在は、坂田委員のおっしゃったとおり、さらに昭和グラウンドがことしからリースで設置されるというふうに聞いておりますので、全部で33カ所設置されております。

今後につきましては、各児童センター等も今、検討をしておるといふふうに聞いておりますので、まだこれですべて終了したというふうには考えてございません。今後さらに各部署の方からお話がいった場合は、その都度検討をしていくというふうに考えております。

以上です。

○坂田委員

現在33カ所で、今後また児童センター等への設置も進めていくということですが、私が何を言わんかとしているのは、消防団詰所市内には4カ所、これは市内をうまいぐあいに均等して4カ所に消防団詰所があります。その詰所は、常日ごろはシャッター閉まっておりますが、これは正直言いまして、だれでも開閉できます。非常に軽いものでございまして、指一本であのシャッターはちょっと開けるとすっと上に上がっていきます。そういった点では24時間あそこの中へ設置すれば、これは地域の人々が利用できるわけでございますが、ただ反面、設置する当局側にとっては、当然盗難ということも心配されるかと思いますが、現実、今詰所の中には消防車が入っており、その周りにはいろんな高価な資機材、現実あるわけでございまして、これまで私も長年消防関係やらせていただき、また、そしてこういった立場もさせていただいて、消防団詰所からはそういった何かを取られたとか盗難という話は聞いておりません。そういった最悪のそこら辺まで心配したら、これはいろんな形で行政の施策というものが進まないと考えますが、過去には私、プライベートな席でございまして、林市長からは、この件に関しましてはかなり前向きな御意見も伺っております。消防団詰所へのAED設置について、担当者の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○防災対策室長

ただいまの消防団詰所のAED設置についてでございますけれども、公共施設にAEDを設置するという考え方の中に、不特定多数の方が利用される施設ということで設置してきたというふうに思っております。

そういう考え方をとらえたときに、今おっしゃったような消防団詰所につきましては、日常、人の利用はほとんどございません。盗難等の心配ということですが、私ども一般的に考えまして、消防団詰所あるいは警察派出所とかそういうところへふだん用事もなしに一般の人が出入りすることは今なかったと。しかし、AED設置することによって、やはり広く皆さんには周知していかないかんということになってきまして、そこにはやっぱり人が出入りが始まると、そうした中で、今、消防団の資機材あるいは車両等に盗難、盗難まではいかなくても、いたずら等々を心配せないかん。また、仮に設置したとしたときに、AEDにつきましてはいろんなメンテの問題がございまして、利用した場合には体に張るパッドですか、これを常に交換するというようなこと等があると聞いております。そういうものが日常だれが使った、使われたかというのがわかってないと、次にいざ使おうとしたときに、これどうなるとのということになりかねませんので、やはり使用管理等を十分に検討した上で設置を考えていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、現状下では非常に厳しいのかなという思いでございます。

○坂田委員

ただいま室長の返事は、消防団詰所は日常利用していないじゃないか。またそして、大勢の人が集まるような機会は詰所にはないじゃないかということでございますが、私は、AEDはこの地域社会において、何もそこに集まってる人じゃなくて、例えば地域の住民の方が心臓発作を起こしたとか、そうして地域でいろんな行事のときに心臓発作等でAEDが必要だと、そういったときに利用する、そういった点を私は重点的に考えておりまして、そこに集まってる人がどうのこうのと

いうことはちょっと私の考えとは違うわけでごさいます。その点では、この平成21年度、保育園の14台の設置の予算が計上され、既に設置されたかどうか私は承知しておりませんが、この保育園設置14台、恐らく500万円に近い大変な予算を使っていると思います。そういった点では、私は24時間対応可能なコンビニとか消防団詰所に設置した方ははるかに地域社会における人命救助の観点からは私は有意義であり、また効果があると考えますが、この点に関して、林市長、ちょっと御意見を聞かせたいと思います。

○林市長

AEDについては、やはり有事の際、いざというときにこれがあることによって命を救われたということを私も研修で学んでおります。

そうした中で、設置の場所であります。私も消防団員として消防活動させていただいたときに、今、坂田委員おっしゃられたように、あそこに消防団の詰所でありますけれども、いろんなものがあっても取られていないということで、私も思いの中では、今室長がこのAED安いものではありません。高価なものでありますので、ほんとに取られて盗難に遭うとか、また、破壊されるとか、そんなことになってはいかんのかなという思いがある一方で、やはりどなたでも使える、いざというときというのは人が集まっているときというよりも、例えば地域においては公民館に置いたとすると公民館にはかぎがかかってAEDが使いたくてもかぎがないじゃないかという話の中で、AED使うときには一刻を争うという事態であります。そうしたときに、宝の持ちぐされになっていくということもあります。そうした中で、担当室長にも何とかこの消防団詰所であります。市内に4区分団あるんですけれども、詰所に設置ができないものかという検討をさせていただいているところでございます。

そうした中で、例えば私の記憶の中ですと、豊田市なんかですね、記憶違いただったら恐縮なんですけれども、街路、一般の方が通られる道路の街路樹のあたりにたしかAEDが備えられておった

ような気がします。あれもほんとにいたずら心のある人間でありますとAED持って行っちゃえというそんなような状況の中に設置してあるわけでございます。そうした事例も一度研究をしてくださいということは担当の方には申し上げております。私の思いの中では、何とか一般の人が使えるような、いざというときに使えるようなそんな状況になればなという思いは私自身、感じております。

○坂田委員

この件に関しましては、また十分と研究、検討していただきますように要望としておきます。

次に、47ページの11目、防災費でございますが、ここに自主防災会育成自主防災事業費補助として100万円、これが報告されておりますが、この100万円はいつからか私は知りませんが、私の記憶ではかなりずっと100万円できてると思います。果たしてこの100万円で現在いろんな形で自主防災会活動されておりますが、そういった地域からの要望に対して十分こたえていると考えておられるのか、そこら辺の御所見を伺うとともに、この平成20年度はここにもありますが、21自主防災会からの申し込みがあったと報告され、この100万円予算が執行されておりますが、当然これ2分の1補助からの観点からいきますと、各地の自主防災会から総額では200万円を超える要望があったと考えます。そこで、この100万円で十分と考えているのかその点と、申し込みの総額、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策室長

自主防災会の補助金についてでございますけども、私も昨年とことしということで携わっております。各町内から申請があがってきます中身を見ますと、防災の資機材及び備蓄食料があがってきております。昨年、ことしと市の方の考え方としましては、町内における備蓄食料については備蓄水量等の把握というんですかね、どういう考えに基づいて備蓄していくのか、それぐらい備蓄していったらいいのかということが困難だということがございますので、各家庭で皆さん3日分、ある

いは1週間分の備蓄をしてくださいよという呼びかけをしておるとともに、市役所の方で食料を備蓄しております。

そういうことから、備蓄食料等々の申請がかなりあるということを見ますと、当面資機材の申請については足りておるのかなという考え方をしております。

昨年度の自主防災会、31自主防災会ございまして、21の自主防災会から申請があがりまして、申請額につきましては、205万8,785円と。予算額100万円の予算に対しまして、2分の1補助でやっておりますので、約3万円弱のオーバーがありました。それにつきましては、今お話ししました食料等を申請した町内会に対して少しずつ調整額という形で調整させていただきまして、100万円という形をとっております。

ちなみに、昨年度におきましては、10町内会に対して1,000円から5,000円の調整はとらせていただきました。

以上です。

○坂田委員

205万円を超える申請があったということでございます。またそして、食料、水、これについては当然これはもう自己責任で各家庭で保管すべきであって、行政に頼るべきでないと思っております。

そういった中、この事業に補助金の申請でございますが、補助対象は規定はどのようになっているのか、今、私手元にその交付申請申込書持っておりますが、補助事業名として防災資機材整備事業、それと防火水槽の維持管理事業、その2点に対する補助ということになっておりますが、平成20年度にこの21件の中に防火水槽の維持管理事業、これに対する申請が申し込みがあったのか、その点、確認させてください。

○防災対策室長

平成20年度において防火水槽の管理に要する費用の申請はございません。

○坂田委員

この2点のうちの防火水槽維持管理にはないと

いうことは、もう一点の防火資機材整備事業、これがすべて今回のこの21件と考えますが、それは各自主防災会の倉庫の備蓄品と考えますが、私どもの地元では自主防災会で来る11月22日に自主防災訓練を予定しております、その訓練の中の一環で炊き出し訓練を予定しております。訓練当日は、いか飯、カレーライス、そしてようかん、そういったものをその現場でつくります。そしてまた、去る9月6日の市の総合防災訓練のときにもそういったものを実施し、地元の住民の方からはなかなか大変な好評を得ております。

この炊き出し訓練はどういうふうにするかという、特殊なビニールというか、それはちょっとわかりませんが、ビニール袋にそれぞれの御飯と、例えばカレーライスなら御飯とカレー粉、そして野菜を入れて輪ゴムでとめて大きな鍋の中にとぼんと入れとくと、そういった形。また、いか飯はこれがおもしろいことに、白いご飯とするめを細かく裂いて、それを袋に入れてとぼんと入れておく。これが非常においしくでき上がります。

また、5月3日にも我々の地元で実施し、そのときは林市長にも来ていただき試食もしていただいたわけでございますが、こういった炊き出し訓練をするには、当然何がしかに費用がかかるわけでございますが、現状ではそれを企画して主催したそういった方が負担されております。もちろん大字が負担すれば大字が出せばいいんですけども、ボランティアの方がこういった企画もすることがあるわけございまして、そういったときは自分のところから負担している、そういったことがあるわけでございます。この自主防災事業費補助金とは、読んで字のごとく事業に対する補助金であり、食料品については補助対象にならないと考えますが、私は、この炊き出し訓練のいわゆる具材、食料品といってしまえば食料品ですけども、これは具材は自主防災訓練の資材の一部を考えます。

そういった点で、この炊き出し訓練について、先ほどから言っておる防災事業補助金、こちら辺の対象にならないのか。私は、ぜひこの対象にこれも加えていただきたいと思うんですが、そこ

の点、担当者の御所見をお聞かせください。

○防災対策室長

各自主防災会の防災訓練における炊き出し等の食材に対する補助ということだと思いますけども、現在のところの補助金交付要綱等見ていただければわかると思いますが、先ほども申しましたように、食料等については自己責任において備蓄を進めてほしいということでお願いしております、この補助要綱におきましても備蓄食料としては載っておりますが、訓練等で使うものにつきまして、メニューとかいろいろ発展するということですかね、そういうこともいろんなところで変わってくると思いますので、一律に補助ということは難しいのかなど。

ちなみに、昨年度は牛田町、それから西丘町が炊き出し訓練をやられたというのは承知しております。

以上です。

○坂田委員

ここに決まりで先ほど紹介した2点が補助対象ということでございますが、決まりがあるからだめだというわけじゃなくして、そしたらもうちょっと今の時代を考えると自主防災会の事業いろんな形とっております。この炊き出し訓練も私は非常に災害が起きたときには重要な訓練かと思えます。そういった点では、今後またこの補助の対象を変えていく、そういったことも私は考えていただきたいと思うわけでございますが、細かいこと言いますと、そうしますと、この炊き出し訓練のときに使う例えばはしとか、先ほど紹介したビニール袋、こういったものはこの補助対象になるのか。そういった訓練において、補助的なものが多分それは対象になると理解しますが、わき役の資材が補助対象になって主役である具材、私はあえて食料には間違いないですが、先ほど申したように、これは何もみんながそこで御苦労さんで食べるわけじゃなくして、こういった形で災害時にはこういった食料ができますよと、そういったことを披露する場でもありますので、食料品にこだわらず、もう少しそこは行政側で柔軟的な考えが私はあつ

てもいいんでないかなと、かように思いますが、市長、先ほど御紹介しましたが、5月には試食もしていただきました。ここら辺の食材、私はこれは食料品じゃなくて資材と考えますが、ここらへの補助、ここら辺の点に関して市長はどのように考えておられるのか御所見をお聞かせください。

○林市長

過日の牛田町のほんとに自主的な炊き出し訓練等々お邪魔させていただき、多くの住民の方々が積極的にいろんな炊き出しのパターンと申しますか、ものをつくってらして、すばらしい活動だなというふうに感心をさせていただきました。

そうした中で、この自主防災会に対する補助のあり方があります。やはりこれから地域の方々が、みずからのアイデア、力で防災をしていく。いざというときにそれが威力を発揮するわけでございます。そうしたことを後押しすると申しますか、その一つの後ろ盾と申しますか、わずかなお金であろうかと思いますが、その補助金であります。

そうした中で、やはり自主防災ということあります。今の制度の中では補助金はこういうものとある程度限定をされてわけでございますが、一度ほんとに自主性、それぞれ自主防災会はその防災の訓練のあり方がそれぞれアイデアの中でやってくるわけでございますから、この補助のあり方も一度もうちょっと柔軟に対象枠と申しますか、対象として考えられるものかどうか、一度検討をしてみたいなというふうに思っております。

○坂田委員

ぜひまたそこら辺も検討課題の中に入れていただきたいと思えます。

この自主防災倉庫への備蓄品に関しましては、倉庫をつくったとき、建設時において発電機、チェーンソー、そういった器具、また備品としてライトとかスコップとかバール等が配備されておりますが、建設時にそれを配備した以外、その後は何も配備されておられません。いざ災害発生時には、ある程度の備蓄では何らの対応もできません。もちろん学区の防災倉庫にはそれなりの配備はされ

ておりますが、私は、まず防災活動の拠点であるそれぞれの地区における防災倉庫に最低限の備品を私は備蓄することは行政にとっての責任と考えます。

今年度ですね、地元のことで恐縮でございますが、我々の地元では飛び口、ジャッキ、ロープ、シート、そして救急箱、そういったものを自主防災倉庫に備蓄し、費用はここにありますような補助金を申請したのでございますが、現実も100万円の枠を超えているということで半額の補助もなかなか難しいという話を聞いておりますが、先ほど申した救急箱とか、ジャッキ、ロープ、ロープ一部ありますが、非常に少しでございます。こういったものは安心・安全なまちづくりを考えるに、当然これは市で購入して配備すべきと考えます。災害に備えて最低限の備品を備蓄するのは当然のことであり、そういったものに関しましては十分地元とまた行政側で協議して、もちろんむだなものはいけません。しかし、最低限災害が起きたときに対処できるような物品に関しましては、この補助金ありきでなくして市の予算で配備していただきたい。この点に関して御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○防災対策室長

ただいまの自主防災会で配備した備品、当初平成7年ぐらいでしたかね、この時点で自主防災会立ち上げるのに倉庫、発電機あるいはチェーンソー等全額市負担で配備したという経緯がございます。

これにつきましては、私ども先ほどの自主防災会の補助事業の前倒し的な考え方ですね、いわゆる町内会の備品をスタート時点で全額補助という形で配備させていただいたというふうに考えておりまして、その後におきましては各町内それぞれ各自主防それぞれが考えた中で、必要な備品をこの補助メニューで整備させていただいていると。当然いろんな備品がすべて同じように各自主防倉庫に備わっておるのか、おればいいのかなどということもございますが、その辺につきましては、いろんな制約の中で最大限で整備していくというこ

とで思っておりますので、よろしく願います。

○坂田委員

ちょっと最後のちょっと答えが理解できませんが、今紹介した建設時に配備された発電機、チェーンソー、この発電機が我々の地元では一度も、もちろん現場で使うわけではございません。そういった災害がこれまでありませんから。訓練でことしの頭でしたかね、使用したところ、これは壊れておりまして故障しておりまして、そういったときに、地元の費用負担で、これはかなりの金がかかりましたが、修理させてもらったわけでございますが、こういった市で配備した今言ったようなチェーンソー、発電機、当然機械でありますから壊れることはあるかと思っております。これからもほかの自主防災会でも当然そういったことが起きるかと思っておりますが、そういったときに市の配備した機械器具に関しましては修理費は市の方で負担していただけるのか、あるいは地元の自主防災会の負担で修理するものなのか、その点、確認させていただきたいと思っております。

○防災対策室長

先ほど申し上げましたように、当初に配備した市からの全額負担で配備した資機材につきましても、現在、自主防災会の補助事業で助成しております資機材と同じ自主防災会の所有物件というふうに解しておりますので、その修繕につきましては自主防災会で負担というふうに考えております。

○坂田委員

わかりました。自主防災会の予算で修理してくださいということですね。

同じく、11目の防災費のその下の方に備蓄食料品等補充というものがございますが、これは市が管理してるコンテナタイプ、また物置タイプが現在市内に22基そういったものがありますが、それへの補充と考えますが、この倉庫にはですね、ここに報告にありますように、平成20年度に約530万円余の予算で補充したものが紹介されておりますが、この倉庫の中には当然和式組立トイレが2基、洋式組立トイレが4基備蓄されており、去る9月6日の総合防災訓練の折には、我々学区は来

迎寺小学校の体育館でこの組立訓練も実施されましたが、私、災害時のトイレについては、平成19年12月定例会でも質問させていただきました。災害発生時のトイレに関しては、工事現場等いろいろなところで例えば新築の家屋のそういったところで見られるああいったレンタル方式の仮設トイレ、これを早急に手配することが大事ではないかと。災害が起きた場合に早急に手配する、そういったことを提案させていただき、時の担当部長からは移動トイレについては市内の衛生事業所に400リットル槽のタイプが10基在庫としてあるので、今後協力をいただくよう取り進めていくと平成19年12月定例会でそういった答弁をいただきましたが、現在災害発生時には知立市においては各種団体企業と協定ができております。食料品が生活必需品に関しましてはJ Aあいち、アピタ、またそしてユニー、現在ピアゴですが、そういったところと締結しておりますが、災害時におけるレンタルの移動トイレについて、その後業者と災害時に早急に知立市にと言いますか、それぞれの避難地、避難場所へ配置していただけるようなそういった協定というものはその後結ばれたのか、またそして、そこら辺のところはどういうふうになっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策室長

災害時に避難所における仮設トイレということでございますけれども、平成19年の一般質問であったその後におきまして、特段の進展はしてないわけでございますけれども、一度市内あるいは近隣市範囲ぐらいで先ほどの知立衛生以外にそういう取り扱いしているところがあるのかどうか調査させていただきますまして、早急に検討してみたいなど。

ただ、これにつきましては、くみ取りも含めて考えていかないかということになると思いますので、その辺を一遍検討したいと思います。

○水野委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂田委員

あと若干質問させていただきますけれども、災害時のときのレンタルの移動トイレ、これについてはその後は話を進めていないということですが、先ほども紹介しましたが、平成19年12月議会定例会においては、私は部長から答弁をいただきましたが、あの答弁は一体何だったのかなど。平成19年の話でございます。その後、全く進展していない。今回ここで私がこれをまた取り上げなければ、これはずっと進展しないまま恐らくいくであろうと思っております。そういった点では非常に残念に思いますが、先ほどの室長のお答えでは、今後近隣市の状況等を調査して、ぜひ検討していくということでございますので、またその点は十分これから検討課題に載せていただきたいと思います。

この備品の中に、ボックストイレが報告されております。このトイレは、私も過去の定例会でも非常に高価な組立トイレですね。何十万とするようなああいったものを備蓄するよりも、こういった安価なボックストイレ、これは2,000円、3,000円でいくらでも今また特にいろんな種類が出ております。ある面で私は、これは先ほど申した水や食料品と同じように、それぞれ各家庭が自己責任でこれは保管してもらうのが一番いいと思っておりますけれども、ある程度はやはり行政側としても保管すべきと思っております。

そういったこのトイレこれですけれども、平成21年度の知立市の地域防災計画の冊子の中の資料編、ここに20戸と報告されております。学区で20戸、これでは全く災害時対応できるようなものではございません。そういった点では、今後この安価なボックストイレ、ポータブルトイレとはちょっと違いますね。これについて今後の備蓄計画、そういったものをお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策室長

ただいまの簡易トイレの備蓄ということござ

いますけども、現在小・中学校に設置しましたコンテナタイプの防災倉庫、これに各20戸、先ほど話がありました組立トイレが6戸というものが現在備蓄しております。

各指定避難所すべてに倉庫を設置するという計画で今進めておりますので、そういう避難所において避難者数の数を含め設置数等を考えていきたいと。今までのものと、小・中学校ですのでやはり収容人数が多いということで今、質問者おっしゃるように、ちょっと数が足らんじゃないかというイメージもあろうかと思えます。ですから、先ほどのレンタルトイレも含めて、今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○坂田委員

ぜひまた今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

もう一点、トイレについてお聞きしますけども、私、今回のこの定例会の中でも一般質問で触れましたが、下水道のアンケートの中にマンホールトイレに関する設問があります。このマンホールトイレは、下水道が整備されている地区では下水道へ直接マンホールの蓋を取ってそこから用を足せるという、またそして、下水道の整備されていないところ、また下水道整備されているところにも言えるんですが、いわゆる浄化槽ですね。蓋の上に直接便座を置いて用が足せるという、そうやってまたそしてそれについてテントもありますので、当然プライバシーも保護されるわけですが、そういった点で、非常に私はこれはすぐれものかなと思っております。最近いろんな防災グッズのホームページ等を見ますと、このマンホールトイレというものがかなり出回っております。価格的にも高いものだと数万円以上するかな、5万円以下でかなりの種類もありますけども、また組立トイレ、先ほど今も室長が言われました。四つと二つ、6個ありますが、あれ前も言いましたが、ちょっとの震災で軽率に組み立てて、1人、2人が用を足しちゃったら使い捨てになるような可能性があります。またそして、いろんな形

でくみ取りということもですね、果たしてくみ取ってそのあとまたこの防災倉庫に保管できるかといったら、これはまず不可能であろうと思えます。そういった点では、マンホールトイレ、こういったものをこれからの防災グッズ、防災倉庫への保管で考慮されていくべきと考えます。

知立市では、上重原公園、今回できたあそこに区画整理事業の残金ですか、それでマンホールトイレ設置されております。私、現場見ておりませんが、聞くところによると、あのマンホールトイレははめ込まれてどこかへ持って行くことはできないというようなことを聞いております。ちょっとこれは私の聞き間違いかもしれませんが、そういった点では、災害時にマンホールトイレをいろんな形でそういったマンホールのところに移動できる、そういったトイレの備蓄も当然考慮していただきたいと思えますが、このマンホールトイレ備蓄についてどのように考えておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○防災対策室長

マンホールトイレについてでございますけども、質問者おっしゃるように、上重原公園区画整理事業で地中埋め込み式のマンホールトイレ5基を市の方へ寄贈という形で管理、引き継ぎを受けております。これは今現在は使っておりませんので、マンホールの蓋を開けますと、その中にテントが入っております。このテントを取り出しまして便座の上に組み立てて、そのマンホールをトイレがわりに、いわゆる従来でいうくみ取り式トイレとして使っていこうと。いっぱいになりますとくみ取りするというものでございます。

一度使った後については、やはりそのテントについてはその中にしまうことがちょっと難しいのかなと思えますので、防災倉庫とかそういうところへ管理してまた必要なときに使うという形になるかと思えます。

これはたまたま区画整理事業で寄贈を受けたものですが、今現在、下水道の方で下水道境界区域においての指定避難場所にこのマンホールトイレが設置できないかという研究ですかね、検討とい

うんですか、をしておるとい話を聞いておりますので、そこら辺の進展状況、これは国の補助事業でやるという話ですが、それらの進展状況と先ほどの備蓄簡易トイレ等々総合的に考えて配備していくのかなど。ですから、まだ倉庫等も全部配備できておりませんので、まず私どもとしては、こちらの方を早く整備していきたいというふうに思っております。

○坂田委員

ぜひまた十分検討を進めていただきたいと思えます。

最後に1点ですが、これはちょっと確認事項にもなりますけども、るる説明してきました組立トイレ、またそういったボックストイレは市の指定避難場所に置かれている防災倉庫に保管されております。そういった設置されている避難場所を確認するのは、知立市のホームページの知立で暮らすの中の安心・安全をクリックすると知立市の避難場所が紹介されており、指定避難場所27カ所、広域避難場所8カ所の紹介と広域または指定避難場所周辺の地図が載っております。そのうち、広域避難場所の来迎寺小学校の校庭、これが我々の地区の広域避難場所に指定されておりますが、その校庭が避難場所、今私もコピーしたものを持っておりますが、学校の南側ですね、これはもう何十年、恐らく30年ぐらい前の位置だと思いますね。そしてまた、いまだにここに来迎寺保育園校舎の東側に載っております。この件に関しましては、私、過去公式の場ではございませんけども、窓口で担当のところでこれは変更していただきたいと。これは1年、2年ぐらいになるかな、これおかしいじゃないかということですが、ここ1日、2日前、私コピーした時点ではまだこの状態ですけども、これは我々旧来からこの地区に住んでおる人間にとっては、これはすぐにミスだなと。今、小学校の校庭はこっちだと、これはすぐ我々は頭に浮かびますが、新たに我々、例えば今ちょっとこの小学校にこだわっておりますが、地区に住まわれた新興の方は、自分たちは一体災害が起きたときはどこへ避難するんだと。そういったときに

市のホームページから開いたときに、この地図を見たときに戸惑いを感じるんじゃないかなと思えます。そういった点で、この変更は技術的に難しいのか、ただ単に変更をしなかっただけなのか、この点を確認させていただき、私の質問を終わらせていただきます。

○防災対策室長

ただいまの質問の内容でございますけども、私もちょっと技術的なものがいまいわからないですが、ホームページに載せてある地図のデータが電子データの、あるいは事務局でその都度書きかえができるようなデータのもの、それから、印刷物を写真データとして載せるとものがあると思えます。写真データとして載せてあるものは、もとのものが変わらない限り新しくできないと。もう古くなったから消しちゃうということを一時的に取るかということがあろうかと思えます。手元で概略的な図面を地図をえがいて載せておるものについては、その都度気づいたところで直していけばいいのかというふうに思っておりますので、今おっしゃられたところを大至急一遍チェックしまして、直せるものは早急に直していきたいというふうに思えます。

以上です。

○石川委員

久々にひとつ質問させていただきます。

電算管理についてちょっとお尋ねしたいと思うんですが、小泉内閣のときによく言われた電子自治体という言葉、最近では余り使われませんが、それ以来、粛々といろいろと機械等が入りまして、機器が入りましてね、皆さんの机の上の景色は一変しましたね。それぞれがパソコンを持つての仕事という形に変わってきました。

そこで知立市としていろいろ私その当時いろんなことを質問してきたわけですけども、知立市は余りお金がないので独自の開発はとても難しいという話でございまして、今これ49ページですかね、成果報告書、あいち電子自治体推進協議会の分担金というのが1,100万円余りございます。当時は私の記憶では、その電子自治体でもって共同でい

ろいろなことを開発しながら進めていくということでありましたけども、今この自治体の方の協議会との関係、どのような動きをしておるのか、今後どのようなことをやられるのかということをお聞きしたいと思います。

○企画課長

あいち電子自治体の推進協議会のことでございますが、今、全体事業といたしましては、電子申請届けシステム、本会議の方でも質問があったと思います。それから、共同セキュリティ監査、それを全体とやって、あとはLGWANとかそういった運営経費をやっております。

それから、これが特定団体、希望するような形になると思います。それはあいち共同利用型予約システム、これはスポーツ施設とか文化会館とかそういったものが予約できるような形でございます。

それから、もう一つは、あいち電子調達共同システムということで、これはインターネットに接続したパソコンから入札を行うというような形でございます。

それから、もう一つは、入札関係でもあいち電子自治体共同物品の方でございます。それがやれるような、これはまだ稼働はしておりませんが、準備の段階で業者とかそういったものを行っております。

以上でございます。

○石川委員

これからいろいろと恐らく申請関係が進んできて、セキュリティの問題もこれから出てくるんだろうと思いますけども、当面今この予約システムとかそういうのを知立市でもやってるわけですけど、この協議会との関係というんですか、どういうふうでこれ今、予約システムをどんな関係で、そういうシステムやろうという形ではあるわけですけども、例えば予約システムね、今知立でもやっておりますけども、それは協議会の方との関係はなしに知立の方のそういう機器といいますか、大きなコンピュータとかいろんなものありますが、その中で単独で進めていっちゃうのか、どういう

関係になるんですかね。

○企画課長

共同利用の予約システムでございますが、あいち電子のものはあいち電子データセンターというのが名古屋市の方でございます。そちらの方が一番もとになっておりまして、そこで処理をするというような形になっております。

それで各市町村が希望するところについては、そこに参加するような格好になって負担金を出していくような格好になっております。

以上でございます。

○石川委員

ですから、データセンターというのがあって、そこを利用するかしないかということになるわけですけど、利用する場合は負担金がまたふえると、こういうことかなと思うんですけども、このデータセンターがあって、これは自分たちの方の大きいコンピュータもあるわけですからね、だから希望しなければ別にそこのところで処理しなくても自分たちの方でもやれるということなんですかね、そこら辺のところはどういうぐあいですかね。

○企画課長

もともとがあいち電子自治体のものというのは、愛知県とか県内の市町村で名古屋市は参加しておりませんが、共通の目的である電子自治体を経費が人的な面で効率よく地域全体として差別なく、しかも早期に実現するために、それは共同でやった方が経費的にもいいということで設立をした団体でございますので、そちらの方は経費的にも、うちの方で単独でやるよりかそちらの方に参加した方が経費はかかってないというふうに思っております。

以上でございます。

○石川委員

そこでちょっとよくわからないんですが、データセンターがあって、そこへ希望すればそちらでやるけども、希望しないところは単独でやってみえるというそういうことですかね。それで今、言われたように、効率よくいろんなことをやるのにも参加した方がいいということなんですけど、そ

こら辺の考え方。それじゃあ全部そちらの方のデータセンターでやれば自分たちのところの、よくわかりませんが、中身は、そういう機器は要らないのか、自分たちでやれるのであれば自分たちでやった方がいいのか、そこら辺の判断というのはどうということになるわけですかね。

○企画課長

あいちの共同の予約のシステムの方にですね、うちの方が決算額で負担をしてるのは、年298万1,000円を負担しておるわけでございますが、これが単独でうちの方がシステムとかそういったものから一から開発するという話になると、これだけの費用ではちょっと自分ところの単独の費用は幾らかかるんだということは一回積算したことはございませんけど、やっぱりプログラムを開発したりとか基金を企業を入れていくということになりますと、やはり相当の金額がかかると思いますので、このぐらいの負担金で今、文化施設とかスポーツ施設がパソコンとか携帯とかそういったところで予約できるというのは、こちらの方がメリットがあるというふうに考えております。

以上でございます。

○石川委員

私らもよくわからんところがあるんですがね、いろいろな機器がたくさん入ってるわけですよ、役所の中に。それをまだ使いこなせるのが一つの目的に一つの機器という部分のところもあるかなと思いますし、また、大きなホストコンピュータというものもありますしね、大きなデータをそっちに入れると思うんですけども、確かに予約のシステムという、これは恐らく知立におってもほかのまちの方へも予約ができるというようなつながりがあるから、確かにそちらの方でやった方がいいということになるんですけども、その向こうに回る、こちらでも余力というのはないんですかね。いろんなものの。私らもよくわからんですけど、いろんな機器が入ってます。そういうときに市の方の余力というものはあるのかないのか。例えば一つのことを、もっと複雑なことをやろうと思うとなかなかたくさんなものになるかもわからない

ですけど、そういうところがちょっとよくわからんですね。それじゃあ、あっちへ委託して分担金払っての方が楽だわという部分も確かにあるでしょうけど、そこら辺のところちょっとわかりにくいところがあるんですけどね。

○企画課長

例えば、この協働システムをうちの方で開発した場合、10億円かかると。それが今、参加市町村というのは33市とまちというような形で参加しております。33で簡単に言いますと、その10億円を割っていくというような形になりますので、負担を。1市で開発をするよりか全体でやった方が安いというような形でございます。

以上でございます。

○石川委員

そのことはわかるんですよ、全体的はね。それは大きなものをやろうと思ってみんなでやればいいということなんですが、知立市の場合でもいろいろ単独でやってるものがあるでしょう。税金関係いろんなものが。そういうものは今の愛知県の推進協議会の方とは関係なしに知立市で開発いたしますか、それをしながら委託してやってもらってシステムをつくって、それでやってるんでしょう。そんなもんですから、そういうこともやれるし、あっちの方がいいのかということもあるし、両方をうまく使うということですかね。

○企画課長

あいち電子自治体の方ですべてのうちの方がやってる業務がやれるものとやれないものがあると思いますけど、そういったものが一つのところでできるということになれば、もう少し単価的に安くできるというふうに思っておりますけど、その流れが初めからそういうふうな出発点というのがございませぬので、違いますので、あいち電子自治体の中で名古屋市が参加しておりませぬ。これはどうしてあいち電子自治体の方には参加してないかということ、名古屋市はやはり規模が大きすぎて、あいち電子自治体の方に参加して分担金を払っていくよりか自分ところの方で開発した方が安いというような意見で一応参加してないというよ

うな話は聞いております。

以上でございます。

○石川委員

そういうことになりますと、例えば今、先ほど答弁にありましたように、協議会の方のセンターですか、処理の部分があると。それに予約システム等がそこに入ってるということですけども、それだったら例えば住基ネットとかそんなんでも相当なお金かけてやっていますが、あんなん共同でやれなかったのかと、そういうような部分になってくると、何で市の方が単独でやるのかなとかそういう部分のこれはデータが流れるという、それは恐らく秘密は守られることになるかと思うんですけど、どうもそこら辺のところ、これはもう知立市でやれちゃうよという部分と、やらんでもいい、そっちにやった方が安くなるとかというような比較でやるんですかね。

○企画課長

こういうような形の説明の方がよかったかもしれません。もともとあいち電子自治体協議会の方が、うちの方が先行してそういうような届け出システムとか開発しちゃってると、知立市の中で、あいち電子自治体の方がそういうことをやるけどどうですかといったときに、もううちの方はそういうようなシステムが開発されておりますので、参加してもメリットがないということになれば、うちの方はそこで負担金を払わんで参加しないという形になると思います。

うちの方は、このあいち電子自治体の方がそういうようなものをやりましたけど、どうですかと言われたときに、まだそういったシステムはうちの方はありませんでしたので、それじゃあ、知立市といたしまして参加してきましよう、そういうような形だと思います。

以上でございます。

○石川委員

そうなる今この1,112万円ですか、子の負担金というのは何と何はそんなふうにいるわけですか。今、予約システムがどうもいってるようですが、そういう中身じゃ何と何というか、

簡単にそれとは言えます中身というんですか。

○企画課長

中身でございますが、電子申請システムにつきましては312万1,000円、LGWANの運用経費については62万4,000円、共同セキュリティ監査については41万8,860円、それから、あいち共同利用型施設予約システム、これが今言った文化施設とかそういったところの施設でございます。これがさっき言いました298万1,000円、あいち電子調達共同システム、これが契約の関係でございます。これが201万6,000円、あいち電子調達共同システム、これは物品の方でございます。これが196万7,000円でございます。

以上でございます。

○石川委員

ということは、これからも分担金はそれに参加したときに参加すれば分担金もふえていくと、こういう形になってくるわけですね。

それで今、この中でも契約といいますね、調達ですか。契約というのは中身としてどういうものなんですか。

○企画課長

あいち電子共同システム、これ契約の方でございますが、インターネットに接続したパソコンから入札参加資格、申請、入札を電子的に実施し、開示の結果でございますが、閲覧ができるシステムでございます。

これは愛知県の構成団体参加市町村につきましては、愛知県と県内市町村名古屋市、安城市は入っておりませんが59、一部事務組合が8で計68団体が平成21年4月1日現在で完了しております。

以上でございます。

○石川委員

ということは今、入札単価もそちらの方に入ってますね。入札はそれぞれいろんな形のものがあるかと思いますが、そういうコンピュータとしては協議会の方のコンピュータを使っていると、こういうふう解釈していいですか。

○企画課長

そのとおりでございます。

○石川委員

わかりました。恐らくその点はしっかりとうちの方のコンピュータで立ち上げるのかどうするかというようなことはいろいろ精査されて、費用の少ない方でやっておられるという解釈でよろしいですね。

その中で、いろいろ進み方があると思います。今これからは申請と、あるいはセキュリティ面、確かにセキュリティ面が難しいのではないかなと思いますし、恐らくこれから個人認証とかそういうようなところへ進んでくるのではないかなと。それができるようになればいろんな申請行為が家庭のパソコンでもできるような時代になってくるのではないかなと思うんですけど、協議会の方としては、次はそちらの方向へ進みつつあるということですね。

○企画課長

あいち電子自治体では分会というのをつくってございまして、各市町村が参加をしております、例えばちょっとここには資料が見当たりませんが、うちがやりましたコンビニ収納とかそういったものを少し考えると、そういったものが立ち上がっております。まだ分会というのは四つか五つぐらいあったと思うんですけど、そういった分会の中で研究をしております、それを実施していくかという話はまだきておりません。

先ほど委員の方から金額がというような形になっておりますけど、総会の中では各市町村から分担金の金額が高いというような意見が出てきてございまして、それも今年度から分会の中でももう少し分担金を減らそうというようなそういうような動きにも聞いております。

以上でございます。

○石川委員

協議会の方ではいろいろこれから先もそのような形が進んでいくのかなと思いますけども、そこで成果報告書で見ますと、使用料賃借料という形で借り上げのコンピュータが1億4,800万円という大変なお金であります。これでもって市内のLANとかいろんなものが全部やられてるわけなん

ですけど、ちょっとそれはそれとして、これから確かに知立市はコンビニ収納と税金の方で、それからクレジットでの収納も平成21年度から始まりました。これについては、知立市は単独で最近進んでるんですよね。ちょっとお聞きしたい。

○税務課長

今回始めましたコンビニ、それからペイジー、クレジットカードの収納ですね、これにつきましては知立市単独で始めております。

○石川委員

ことしから始まったわけですけど、この間どうですかね。単独でやられてまだ途中ですので何とも言えませんが、この実績といいますか、そこから辺で何か今わかるところありますか。あるいはトラブルしたこととかそんなことはありますか。ちょっとお聞かせ願えれば。

○税務課長

今回、平成21年度の税金につきまして始めさせていただきますわけですけど、特にコンビニにつきましては非常に利用率が高いということで、軽自動車税につきましては件数で言いますと33.67%がコンビニで徴収しておると。少ないのはマルチペイメント、パソコン等で銀行のATMですね、こちらですと全体でいいまして2.99%、件数ですけど、コンビニも先ほど軽自動車は特に高くして全体でいいまして12.7%、それからクレジットですけど、これが一番まだ件数が少ないわけでした、0.55%ということでございます。

ちなみに、窓口が62.96%ということで、あと口座振替でやっていただける方が全体でいいまして20.74%というふうになっております。

特に1回で終わるような軽自につきましては、初めてでございますけど、かなり高い収納ということで利用していただいております。特にコンビニの利用につきましては、お仕事が終わってから、4時から夜の12時までの間ですね、この利用形態が非常に高く、昼間と同じような件数が夕方以降の収納の件数ということであがっております。

以上でございます。

○石川委員

ありがとうございました。

いろいろ収納方法をとれば収納率は上がるのではないとも言われてますけども、それに伴う経費も恐らくかかる、かなりかかると思いますけどね、これは1年やってみたとでいろいろまたその実績をお聞かせ願えればと思いますけども、そういうふうには以前質問したときには、とても知立市はそんなに単独で先に出るなんてことは考えられないというような、議会で質問しましてもそういう答弁多かったんですけど、このマルチペイメントの形はかなり早く取り入れていただいたなと思います。私、議会の方にも視察が大分入ってきてますので、またその節はお願いいたします。

ということで、いろいろコンピュータとかそういうものを使いながら仕事面でも随分変わってきたかなと思いますので、これから進むべきものがあるわけですけど、できましたらいろいろ機器を借り上げたりいろんなことに関しても先ほど協議会との関係もありますけども、いろいろそこら辺は考えて、できるだけ経費が少なくしていけるということ。それから私ちょっと外側から見ると、やはりなかなか専門的なことはわからないので、メーカーといいますか、そういうところに委託されちゃうと大体その値段が適正なのかどうかというのもわからんまいいってるケースがかなりあるかなと思うんですけど、これはなかなか専門的なところがわかりにくいところではあるかなと思うんですけど、そうはないかなとは思いますが、一番やはり怖いのは、委託してやっていただいている部分で欠陥が生じるといろんなものでね、例えば税金なんかでもその該当者と該当しないものとか時々出てきますね。ああいうところのチェック等をしっかりやらないと、健保の方でしたかね、そういうのでありましたけど、退職者の人までが該当しないのによけ取ってしまったとかね、そういうことはやはり機械お任せで、そしてまた、委託という形でやってるとそういう危険性も十分あるので、そういうところを注意し

ながら一番この準備をやっていただければと、そんなふうに思います。

以上で終わりたいと思います。

○久田委員

1点ばかりお聞かせください。

監査意見書で14ページには税の関係でありますけども、徴収率は前年度比で現年度課税分が0.2ポイント低下したものの滞納繰越分が7.96ポイント上昇し、総額において0.1ポイント上昇の95.15ポイントになっていると。13ページのこの市税収納状況を参考にしっかり努力されてるなどというのはよくわかるんですけども、平成21年度からコンビニ収納が始まったということで、来年、平成22年ぐらいからはまだ新しいことは何か計画とか予定はあるでしょうか。

○税務課長

新しいものは考えておりません。

○久田委員

例えば、コンビニですとクレジットカードがさっきできると言っていましたよね。あれ、24時間できますか。

○税務課長

クレジットカードにつきましては、銀行の口座振替と同じような形になっておりまして、先に申し込んでいただいて、私どもの方がクレジットカードの会社ですね、そちらと連絡を取ってこのカードで振り込みに使えるということで、先に税金のそういう振込の予約を取ってもらって、向こうから許可がもらわないかんものですから、納期から1カ月ぐらい前に手続をしていただかないとクレジットカードでの納付はできないということで、申しわけございませんけど、特に口座振替の場合もある程度日にちをいただかないと税金の方の支払いということではできないということで、事前にそういう手続をしていただくことが必要でございます。

コンビニにつきましては、コンビニのマークついているものですから、その令書をそのまま持って行っていただければ30万円以下のものでしたらそこでお支払いできるということでございます。

以上でございます。

○久田委員

私、勘違いがある。クレジットカードではコンビニでは払えないということやね。あくまで申し込みをどこどこにしといて、それで口座振替と一緒にということだね。普通預金なら普通預金、当座なら当座預金のところにね。コンビニとクレジットカードは、僕は思っておったのは、令書を持って行って、そこでクレジットカードをがちゃんとやってくれればそこで落ちちゃうのかなという、そういうことはできないのかね。今、コンビニなんかはクレジットカードで支払いしとるようなコンビニが結構ありますよね。だから、それやればそこで落ちちゃうものだから。そこら辺どうです。

○税務課長

そこら辺の取り扱いにつきましては、コンビニの方の現金マネーカードですね、そちらの取り扱いとかそういう部分のコンビニの中のそういうことができるかどうかということにかかってくるものですから、コンビニが収納の方法ができるということでしたら可能だと思います。

私どもの方が直接クレジットということになると銀行口座で落とすような形と一緒に申請をしていただくと。要するに、マネーカードとかクレジットでコンビニで使えるものカードですね、それはコンビニとそちらの関係になります。そのあと、うちの方との関係はコンビニから収納の関係ということになるものですから、コンビニでそれができるといふことでしたら可能だと思うんです。

以上です。

○久田委員

例えば、納付期限ね、9月だったら9月30日の納付期限で令書があったとしますよね。それは10月1日に行くとエラーが出ちゃいます。どのぐらいまでの許容範囲があるとか、そこら辺はどうです。

○税務課長

ちょっと質問の趣旨が酌み取れなくて申しわけないんですけど。期限が過ぎたらそれは使えないということでは落ちません。そういう機械の方が反

応しないということでは使えないです。それから、マルチペイメントにつきましても、期限が過ぎたものについては使えません。そういう場合は市の方で再発行しない限り、その納付書につきましても使えないということをお願いいたします。

○久田委員

納付期限が切れちゃったらもう一回再発行してコンビニで払うなり、ここで払うなりということですね。

もう一点、本会議でも大分話題になつたんですけれども、差し押さえの件ね、これは結局税務署と知立市とが一体になってそういうアクションを起こすわけですか。知立市単独で差し押さえに入っちゃうよというのでやってっちゃうんですか。

差し押さえにつきましては、基本的な執行を定める法律というのは国税徴収法と一緒に法律が使われておるわけなんですけど、全く別々の動きで、市の方は市県民税とか市の関係の税金、国保の分も特に今回知立市の場合は国保も入っておりますけど、市の税金だけです。市の税金以外は徴収の方で取っておりません。国は国のものだけということで、県の場合は、市県民税ということで法律で地方税法の48条というのがありまして、逆に県の方へお願いするという部分もあるわけなんですけど、市は市の分だけということで、1人の人に国税、市県民税おのおの税金あっても全く別々に行動しております。極端な言い方すると、先に取った方が勝ちと。公売とかそういうことで優先順位があるというようなことにつきましては、お互いにある分、税金をもらえとしたり、その持っている税金分ですね、国税が300万円あって知立市が600万円というような形ですと国税が100万円もらえて知立市が300万円もらえとしましたら、その持っている率で、どっちが優先するということではなくて、その率で大体決まるということで、公売とかそういうことでもらえるということであればそういうことになる。

それで、差し押さえについては全く別の行動ということで、単独でやっております。

以上です。

○久田委員

税務署と税務課とは全然連携は取ってないということですね。だから市民の皆さんの中でも納税はしたいんだけど、お金がまだできないものだから相談しとるといえばまだ差し押さえにならないわけだね。本会議でもありましたけども、そういう善良な市民に対してはそういうことやね。

私、ちょっと一つ聞いたことがあるんですけど、担保が入るとる場合はどうなっちゃうわけ、差し押さえる物件で。銀行なら銀行の担保に入っちゃってる場合。

○税務課長

担保が入っている場合、土地とか建物ですね、担保が入っている場合は往々にしてございます。特に建売とかいうことで買われた方とかそういうような形ですと、まず間違いなく入っております。そういう場合は、もしその土地、建物が競売に付するというようなことになった場合、市の方も担保で差し押さえがあっても市の方もまた差し押さえができます。そのかわり抵当権が2番ということになるわけです。国税が入れていって3番ということもあります。

そういうことで、もしそれが競売になった場合、一番抵当権者が一番先に持っていきますから、税が優先するという事はないです。抵当権者が優先して持って行かれます。そこで余れば市が差し押さえしているという状況ですけど、余ればその部分はいただけるということで、何でも市の方の税金、国とか市の税金が最優先ということでございます。そこで担保物件があれば担保の方が優先ということでございます。

○久田委員

そうすると、最初に入った建て売りなんかは建て売りは当然100%入っておるとは思いませんが、担保に入っちゃってるもので、銀行が優先になるわけやね。まず競売にかけたときには、銀行なら銀行のやつを返済して残りを市の方がもらうなりという理解でいいですか。

○税務課長

今、委員の言われるとおりで、残りを市の方で

いただけるということで、早期にそういう事件が発生した場合、特に元礼金と償還でやっておられるものですから、5年とか10年とか短い期間でそういうことが発生した場合、余り市の方へは回ってまいりません、残念ながら。もうちょっと20年ぐらいたってみると非常に元本が少なくなっているものですから。

以上です。

○久田委員

参考までに、ことしの5月ぐらいで差し押さえというか、競売にかけたやつが何件ぐらいありました。

○税務課長

私どもの方は競売にかけるというものは非常に少のうございまして、去年1件、土地家屋、一応競売にかけました。これは市の単独公売ということで実施したわけですけど、残念ながら、買いたいというようなことをおっしゃられていた方が、ちょっとお金の御都合がつかないということで不成立になっております。この物件につきましては、ことし広報等にも載せさせていただきましても、県の公売の方ですね、県の共同公売というのがあるものですから、そちらの方をお願いして一緒にやっていたくということ考えています。

公売に近い競売、公売に近い形で言いますと、物品ですね、差し押さえた物品とかそういうようなものであればインターネットですね、ヤフーを通じて競売するというような形のはございます。それが去年から始めておるものですから、そちらの方でしたら件数は結構ございます。土地につきましては、まだそれが不成立だったものから実際にはございません。

○久田委員

確認ですけど、差し押さえする前に担保がついとるところが一番最優先だよ。銀行に入っちゃったたら銀行が最優先という解釈でいいわけですね。

ちょっと僕ね、昔農協から聞いたことがあるんですけど、担保に入っても滞納が始まった時点で、そのときに例えばこの土地ならこの

土地があつてね、担保に入つてなかつたよと。ここは簡単に差し押さえちゃうことができるという話だけどね、農協に今1,000万円の借金がありますよと。知立市に500万円の滞納がありますよと。知立市は差し押さえてあるよと、こういうケースもありますよね。そういうときは農協に行くんですか。

○税務課長

先に差し押さえてみえる方があるものですから、私どもが2番に差し押さえるということで一番の抵当権者ですね、そちらの方には連絡してます。一応これルールになつてくるものから、どなたが2番に押さえるときは1番の方にその押さえるよという事は通知いたします。通知出すというのが決まりになっております。

○嶋崎委員

少し教えてください。

まず最初に、主要成果報告書の32ページのところに教育費委託金で平成19年度と平成20年度に对比が載っておりまして、豊かな体験活動推進事業委託金ゼロ、平成19年度は162万円、子供と親の相談員等活用推進事業、平成20年度はゼロ、平成19年度は35万円、子供食育推進事業、平成20年度ゼロ、平成19年度9万円という形で載って、その他平成20年度については命を大切にすることを旨とする教育推進事業等4点ほど載ってるわけですが、まずお聞きしたいのは、この平成20年度にゼロになったものの中で3点、豊かな体験活動と子供と親の相談員と子供食育推進事業について、平成19年度の効果はどうであったかをお聞きしたいと思います。

○学校教育課長

平成19年度のをちょっと今、持ち合わせていないので、しばらくお待ちいただけますか。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時04分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

時間をお取りいただき、済みませんでした。

まず、豊かな体験活動推進事業についての成果であります。この事業は、知立中学校区ということで小中高校、知立高校も入った小中高が連携して活動を行うという事業でありました。その活動の一例としましては、小中高がトライアングルグリーン大作戦ということで、小中高がグループを組んで猿渡川とか公園、通学路等の清掃活動を行ったということで、小中高が今まであまり声をかけられることもなかったけども声をかけるようなことができた。地域の小中高のつながりを感じることができたというところが成果であると思います。

それから、子供と親の相談員等活用推進事業であります。申しわけありません。主要成果にも載っておらず、今資料を探しておりますので、もうこの次にまたお答えができるかと思いますが、その下の子供食育推進事業であります。こちらにつきましては、子供たちの食育について学校の方で家庭や地域と連携をとりながら食育を進めていくことができたということでもあります。

こちらにつきましては、西小学校食育を進めておりましたので、この事業を一緒に行うことでさらに食育に対する子供たちに関心、地域、保護者の関心も高まり成果があったというようなことが言えると思います。

以上であります。

○嶋崎委員

一応この委託行事を行って効果はあったというふうにとらえていいわけですね。

○学校教育課長

申しわけありません。今ちょっと委員の御質問が聞き取れなかつたものから、申しわけありません。

○嶋崎委員

この委託事業を実施して一定の効果があつたととらえていいわけですね。

○学校教育課長

効果があつたと思っております。

○嶋崎委員

それでは、平成20年度がこの委託事業はなくなってるわけです。なくなったということについての影響はどのようなものでしょうか、お聞きします。

○学校教育課長

まず、豊かな体験活動の小中高というトライアングルということですが、162万円という予算がついておったものがなくなったということで、そのときには成果があるというふうに思っておりましたが、その後、なかなか継続ができておりません。

それから、相談活動等については、市の方で心の相談員等配置させていただいておりますので、そちらの活用の方で継続的に成果が引き継がれておるといふふうに思っております。

子供の食育推進事業につきましても、食育についての関心は高まっておりますので、成果は続いているというふうに考えております。

○嶋崎委員

何点かは委託事業ではないんですけども、そのこと自体が行われておるといふふうにとらえさせていただいているわけですが、やはり効果のあったものは、ある程度一般財源にしろ何にしろやるべきだと私は思うんですけども、その見解を教育長の方からお願いしたいと思います。

○学校教育課長

できるだけ継続していきたいという思いは同じであります。

以上です。

○嶋崎委員

まことに申しわけないんですけども、私、課長に聞いたわけじゃないんです。教育長に聞いたわけです。

○教育長

県の事業にもいわゆるパイロット的な事業、例えば、知立市の適応指導教室などは県の事業の3年間で県の事業を終えたときにはそれぞれの地域で継続してくださいということで知立市の場合、ずっと継続しております。

しかし、単発的な今、小中高のトライアングルの活動というのは、なかなかそういうものがないとやりにくいものであります。つまり、高等学校の方は別に指定が来るややこしい指定でありましたけども、そういうような県がそうして動いてくれましたので、今回は知立中学校と高校と知立中学校の関係する小学校、そういう活動ができたわけでありまして。それをさらに継続していくというのは、なかなか難しいなということを思っております。

成果があったそれはそれでいいと思います。しかし、今言われたように、そういうものが継続していくことはとても大切なことではありますが、なかなか難しいなというふうに思っております。

○嶋崎委員

それで結構です。教育長の淡々たる答弁をお聞きしてわかりました。

この問題はおいという、次移らせていただきます。

2問目ですが、36ページの独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金273万3,780円の御説明をいただきたいと思っております。

○学校教育課長

日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。こちらの方、1人当たり945円というのが掛金でありまして、その半額は市の方が負担をしていただけると。残りの485円が保護者の負担になりますので、まず市の方が払いますので、そのあとこちらの方で保護者からの掛金が市の方に入ってきたということになります。

以上です。

○嶋崎委員

これ、雑入で入ってくるわけですが、これはどういう形で生かされるわけでしょうか。

○学校教育課長

知立市の方は子供の医療費は無料になっておりますが、見舞金という形で1割子供の方に返ってまいります。

以上であります。

○嶋崎委員

次に、41ページ、広報ちりゅうの発行回数、月2回、配布先、市内全戸、発行部数、年67万6,450部、1回当たり2万8,050部と幾つという形で数字出ておりますけれども、これ、知立市内全戸くまなく配付できるでしょうかということをお聞きしたいんですが、しておるんでしょうかということ。

○秘書課長

知立市の広報につきましては、全戸配布ということでありますけれども、連絡員を通じて配付しておりますので、連絡員の方が把握してる世帯に配付をさせていただいておりますので、知立市に住民登録されている世帯の数よりも少ないというのが現状であります。

○嶋崎委員

そうすると、市民になられた方に対して不公平があるんじゃないかなと思うんです。

といいますのは、配達員の方に市民に入られた方に、どこでだれがおるかという把握はどこでするんですか。

○秘書課長

総務課の方で連絡員の配付枚数ということできておまして、毎月その世帯数に応じて印刷発注をしておまして、ですから、この何々町については何十軒分増加してくださいとか、そういう依頼によって行っている状況であります。

○嶋崎委員

現実には多少の不公平があるというふうにとらえていいですか。

○秘書課長

全世帯に転入届をされた方が、知立市の方からこの方が転入しましたとかいう連絡はしておりませんので、各町内において、例えば家ができたとか、そういうことで把握された中の数を報告していただいているというふうを考えております。

○嶋崎委員

そこらあたりが少し私には理解できないことなんですけれども、うちができた各区は把握せよとい

う言い方は何か矛盾してるような感じがするんです。実際に市に転入された方がいたら、その転入された方をその区に教えてあげる必要があると思うんです。これはたまたま広報の問題でございすけれども、例えば、民生の関係で年寄りがいたと。だけと知立の方からは、市の方からはお聞きしてないんだということになると、どうして面倒見のかなという問題も出てくると思うんです。これが情報公開の問題であるならば、どこまで許されるものがあるのかということが今、私には疑問であるわけです。これ以上の答弁は要りません。

次、4番目に移らせていただきます。

4番目、45ページ、職員互助会負担金866万9,791円という金額が載っております。少し前に県の職員互助会負担金廃止論が出ておりましたと思います。また、教職員についても互助会廃止ということで出ておったと思います。職員については県は廃止をしたのかしないのか、または教員については同じく廃止をしたのかしないのかをお聞きしたいと思います。

○秘書課長

県につきましては把握しておりませんので、一度調べまして、後で御報告させていただきます。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時18分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

こちらの教職員の方も確認をさせていただいてから、またお答えさせていただきます。

○嶋崎委員

よろしく願いいたします。

なお、それをとらえて市の方は、この互助会について検討するかしないかをお聞かせいただきたいと思います。

○企画部長

互助会の負担金につきましては、以前は1000分

の10で1%負担をしてまいった時期があったわけですが、申しわけございません。この1000分の5になったのがいつからかというのも私、今把握をしておりませんが、だんだんと減らしてきたということがあります。これは知立市だけではなく、近隣の市町、こうしたところの動きも含めまして改正をしてきておると。大体この1000分の5と言いますと、およそ近隣のところと同じ程度の市の負担をいただいておりますという状況ではあるわけでございます。

○嶋崎委員

今の状況のお話を聞いたわけですが、これから検討されるのかされないのかという私の質問です、よろしくお願ひします。

○企画部長

今申しましたように、各市とも大体こんな割合で負担をしておるということでございますので、当面いますぐにこれを見直すのかということは今のところ計画はしておりませんが、各市の状況等も見きわめて検討してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員

ありがとうございました。

次に、52ページの14目の諸費で戦没者追悼式について10万5,450円という費用が載っております。その内容として戦没者400余柱、出席者が200人という形で記載されております。実際に戦没者の知立市に係る御家族は今何人いるのかなということをお聞きしたいと思ひます。

○秘書課長

それでは、先に先ほどの県の互助会について廃止されたかどうかということですが、県については互助会は廃止されておりません。補助をなくしたというふうには聞いております。

それから、戦没者の関係なんですけども、遺族の方、平成20年度の戦没者追悼式におきまして遺族は349名を対象にしております。

以上でございます。

○嶋崎委員

遺族の方は三百数十名いるということですが

も、今年度においては非常に出席者が少なかったかと思うんですけども、それは一つはどこに原因があるのかなと私なりに考えてみたら、この年の行われた文化会館花しょうぶホール、この位置が少しまづかったのかなということであるとともにもう一つ、つい最近いただきました戦没者追悼式の御案内があります。これ、10月28日ということでありまして。場所は中央公民館ということで、知立市の真ん中ということで、まだ参加をしていただける方がふえるかなと思っております。

ただひとつ、ここにこの案内状をいただいたところで腑に落ちないのは、案内状に、御来場の節には本状を受付にお示しくださいますようお願い申し上げます、この紙はだれかということとはわからないんですよ。これをこうやって差し出してもわからないんです。たまたま議員諸氏の場合は、多分顔を覚えていただいておりますのでわかるわけですが、これを出すことによってだれがみえたということがわかるのかなという部分があるわけですね。これ、少し不親切な案内じゃないかなと思ひます。こういう書き方をされるというのは、あえていうならば、封筒の方にナンバー53と名前が書いてありますよね。これ、昔こちらの文書の方にそれが書いてあったと思うんです。ナンバーが。そのなごりでそのまま何となく発行しちゃうというふうにとれる。そういうこと自体が参加者を減らしている原因じゃないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、50、51ページへ戻ってしまいますけども、地域コミュニティ推進事業で258万円が計上されております。ここに来迎寺学区コミュニティという形で説明のほか、各町内会行事への参加活動支援のための備品の充実を図りましたということなんです、この備品とは何でしょうか、お聞きしたいと思ひます。

○市民協働課長

来迎寺学区のコミュニティの助成金の中の備品でございますけれども、備品につきましては、フロアカーリング、あれはスポーツ大会で使用するものです。それから、アルミのひな壇の収納台、

会議用のテーブル、パイプいす、展示パネル、パイプの組み立てテント地と張りというふうのものでございます。

○秘書課長

先ほどの戦没者追悼式の御案内についてでありますけれども、委員おっしゃるとおり、封筒及び本状の方にも当然番号を振って受付ですぐにわかるようにすべきであったと反省しております。以後、注意してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員

そのような丁寧なお謝りいただくと、こちらが言った方が少し恥ずかしくなるような感じもしますけれども、やはり優しさをもって行政に当たっていただくことは大事なことかなと思います。

次に、101ページの方に移らせていただきます。

101ページの一番上のところに学校図書室等補助員10名400万9,100円とあります。これはどのようなお仕事をされているのか、また内容をお教えいただきたいと思います。

○学校教育課長

学校図書室等補助員であります。学校の読書活動を推進していただくという、もちろん各学校には司書教諭等もおられるわけですが、なかなか図書室にずっと詰めているわけにはいかないものですから、補助員ということで図書室の中の本の整理、それからお薦めの本、子供たちにバーコードで貸し出しをすとか、そういうところでお手伝いをいただいております。

また、もう少し市の図書館との連携も図りたいなというようなことも考えておるわけですが、そのような仕事をさせていただいておる方です。

以上です。

○嶋崎委員

非常にありがたいことかなと思っておりますので、ぜひ続けていただきたいと思いますが、この方は、大体週に何日勤めて、何時間ぐらいその業務に当たられるかを参考に教えていただきたい

と思います。

○学校教育課長

1日4時間、そして年間、少し半端ですけども107日、3日に1回程度と。学校がある日ですと2日に1回。1日おきぐらいという形になります。

以上です。

○嶋崎委員

1日おきということですので、子供も非常に図書室でこういう作業をやられている方については好感を持っていただいて、読書の推進に輪をかけていただけたと思います。ありがとうございます。

次に、102ページに移らせていただきます。

102ページの補助金、4目小学校費の中の一番下の小学校費の上、補助金、市立高等学校等授業料補助事業ということで年額1万2,000円、トータルで413人で495万6,000円が支払われておることになります。これはいつ支払い補助がされているかをまずお聞きしたいと思います。

○教育庶務課長

10月1日で基準で募集いたしまして、支払いの方は年明けの1月下旬ごろになっております。

以上です。

○嶋崎委員

年明けということですから、それから3月までの間に退学をされるような方はないと思いますので、交付人数の413人は合ってるのかなと思います。

また、もしその交付されてから3月卒業するまでの間に退学をしたといった場合、これは返納なのか、行きっぱなしなのでしょう、お伺いいたします。

○教育庶務課長

市立高等学校の補助につきましては、年額一律ということで、結果としては行きっぱなしになります。

以上であります。

○嶋崎委員

次に、104ページに教育振興費備品購入費ということで706万3,033円という形で載っております。

この備品についての考え方ですけども、備品としての耐用年数というのは考えておられるのかおられてないのかということをもっと最初にお聞きしたいと思います。

○教育庶務課長

私の方は、各学校の備品台帳をつけていただいておりますが、特に年数の基準という形ではもっておりません。使えるものは使う。老朽化して買いかえ、新規については学校の希望で対応しております。

○嶋崎委員

今、御答弁いただきまして、この品目の中には消耗品に近いもの、または備品に近いものがあると思います。それは適宜処理されることが妥当だろうと思いますけども、もう一つお伺いしたいのは、この備品台帳というのは各学校にあるのでしょうか。何年間保存なのでしょう、お伺いします。

○教育庶務課長

備品台帳につきましては、現在パソコンで台帳処理を各学校で行っております。したがって、各学校で整備し、保管しております。

年数については、5年だというふうに思っております。ちょっと思いということで、多分5年だと思います。

○嶋崎委員

これは遊具とは逆に、備品台帳は学校にあって教育委員会にはないということですか。

○教育庶務課長

私どもの方につきましては、台帳は持っておりません。予算要求のときに新規のもの、それから買いかえのものにつきましては年数を確認させていただくという形で対応しております。

以上であります。

○嶋崎委員

何となくこの件については優柔不断な管理の仕方かなと思っております。もう少し吟味して管理をしていただく必要があるんじゃないかなと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、104ページになりますか、図書購入費、小学校教育振興費528万1,000円、7校分、それか

ら中学校353万7,812円、3校分とあるわけですが、過去に図書についてお伺いしたときは全国平均より上回っておりますわという形で答弁をいただいたと思いますけども、今は先ほどの10名の方がみえて整理整頓した場合に現状その図書の数が十分補充され、また、知立市の子供にたくさんの図書を読んでもらえる状況なのかをお聞きしたいと思います。

○教育庶務課長

今、平成21年の4月7日現在のデータになって申しわけないんですが、文科省の方の蔵書基準でいきますと、100%を上回った形で達成しております状況にあります。

以上です。

○嶋崎委員

この図書も同じくなんですけども、貸し出しをして返って来ない図書というのは大体学校で管理しとる間で何%ぐらいあるんでしょうか。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時38分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

年間で貸し出した本がどのぐらいなくなってしまうのかという問い合わせですが、はっきりとした数は把握しておりません。購入して、それから来年度引き継ぎ、それから、古くなった本は廃棄という手続をとるわけですが、その中に入ってしまうという形で、はっきりと何冊ということは記録しておりません。申しわけありません。

先ほどの件でよろしいですか。教職員の互助会ですが、教職員の方も継続しております。

以上であります。

○嶋崎委員

ごく一部ですけども、学校図書を借りて返さないお子さん、これが何名かいると思います。やはりその借りて返さないというお子さんをつくって

はいけないと思うんです。そういう指導をしていただきたいと思うんです。事実、多分いると思います。それをお借りしたら、お借りしたものはきちんと返すんだよというお子さんをつくっていただくのが教育行政かと思しますので、ぜひそういう指導の方も把握をする傍ら、そういう指導もしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、112ページ、図書館費の中で図書館利用状況蔵書数と記載されております。それを見ると一般図書はおおむね種別に蔵書してみえるわけですが、児童書の中に郷土資料というのがあるわけですね。その郷土資料がたったの1冊、これ、図書館を利用しなさいよと小学生、中学生に言っておきながら、郷土を知ることのできる図書がないというのはいかがなものかと思し、また、国際人になるためには、我が郷土を知って、それをいろんな方に話ができるというのがある程度、国際人という形であると思しますので、この1冊しかないというのはどういう状況なのか、理由なのかということと、今後どのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長

確かに委員の言われるとおり、児童書の郷土資料につきましては非常に1冊という数字は非常に少ないと思っております。

今後、子供たちに郷土のことを読み聞かせ等もありますので、そういった本があれば司書にいろいろさせていただいてそろえていきたいというふうに思っております。

以上です。

○嶋崎委員

ぜひ検討していただいて、図書数の数をふやすだけがいいとは言いませんけども、やはり子供対象、児童書の中に郷土を愛する心を持つというのは教育委員会もよく言っておられます。そういうのを培うためにも学校教育の中でそれをするんじゃないし、違うところでもそれをされることが知立市のお子さんを大きく育てる形になると思しますので、ぜひ検討し、取り寄せれるものなら取り

寄せていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

それから次に、118ページの上から3分の2ぐらいのところに体育指導事業ということで371万2,520円という金額が載っております。体育指導委員30人、スポーツ指導員1人による体育の振興という形で載っております。この体育指導員という方はどのような仕事をされるのか、またはスポーツ指導員はどのような仕事をされるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○スポーツ課長

スポーツ指導員の仕事についてということで何度かこの席でもお話が出ております。今現在、私どもの方でお願いしておりますスポーツ指導員につきましては、スポーツ教室の企画立案、実施まで一手に引き受けてやっております。

それから、スポーツレクリエーション大会等の運営、運営というか企画から運営までですね、そういうところにもかかわっていただいております。地域の住民の方たちにスポーツを提供できる、あるいは指導できるような形でやっておりますので、直接的な指導はしておりませんが、そういう形でかかわっていただいております。

以上です。

○嶋崎委員

その任にスポーツ指導員の方に当たられる方は、大体体育の教鞭をとっておられた方のような気もするわけですが、今、体育館の機能を十分使用できるという形にするには体育指導員の方にトレーニング室とか卓球とか柔道とか剣道、そこまで幅広げちゃうと少しえらいかもわかりませんが、トレーニング室の管理ぐらいをしていただければありがたいなと思います。よろしく願いしたいと思います。

その次に、120ページに体育施設利用状況という形の中で、学校体育施設開放事業で武道場が載っております。これは前にも聞いたと思しますが、武道場の開放について知立中学校と知立南中学校しか載ってない。なぜ竜北中学校の武道場は使われていないのかということをお聞きしたい

と思います。

○スポーツ課長

中学校の武道場の開放ということで、私どもの方で学校の体育館、運動場、武道場及び竜北南中学校のナイター施設を使っていただいております。

今回、武道場の使用について、竜北中学校はなぜ利用させていないのかというお話でございますが、竜北中学校の武道場は、御存じのように1階、2階というような形で剣道場、柔道場が分かれて建っております。それから、知立中学校、南中学校につきましては、平屋で広く使えるというような形になっております。そんな形から開放をどうも使いにくいというようなお話があります。竜北中学校につきましては、学校の広い体育館がございますので、そちらの方を現在利用していただいております。平成20年度の体育館の利用につきましては、年間39件ということでございますので、まだまだ十分余力があるということで、今のところは体育館で対応していただいております。そういうところでございます。

○嶋崎委員

竜北中学校については、武道場にトイレがないというのも一つの要因かと思っております。これについては検討をしていただいておりますけれども、学校教育課の方で検討していただいていると思っております。

もう一つね、私、耳にしているのは、竜北中学校の武道場が非常に整理整頓がされてないというお話を聞いております。整理整頓をされてないということは、人には貸せない。貸さないから整理整頓をしなくてもいいのか、貸せない状況だから使わないのか、そういう部分がありますので、一度御指導をいただければありがたいと思っております。これについてコメントがあったらお話ししたいと思います。

竜北中学校の武道場と南、知立、平屋と2階の関係もございまして、2階はまず上がったことではないと思うんです。剣道場の下の方、下から見て防具の整理整頓、胴衣の整理整頓、これが非常にされてはいないじゃないかというお話を

聞いております。

実質、武道場の柔道着、剣道着、その他のものを管理して清潔に行っておれば非常に人に貸してもいいし、また、使っていただいてもいいし、部活動する上でも気持ちよく使えると思っておりますけれども、そんな御意見を市民の方からお聞きしておりますので、これについて学校教育課の方ではどのようにされるのかをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長

竜北中学校の方に確認をさせていただいて、指導の方をしたいと思っております。

○嶋崎委員

ぜひお願いしたいと思います。あわせてトイレの設置についても検討を加えていただきたいと思います。

前の一般質問でもお話ししたけれども、答弁が終わったらそれで終わりという感覚じゃなく、その時点から出発点が始まったという形で考えていただくのが大事な事かなと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○スポーツ課長

まことに申しわけありません。先ほど数字をちょっと申し上げまして、体育館の利用が39件というふうにお話しました。私どもデータを見間違えておりました。グラウンドの利用でございました。体育館の方は251件でございます。

以上、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋委員

それでは、決算について伺いたいと思っております。

私は、平成20年度決算、本会議でも申し上げましたが、特に昨年10月以降の深刻な金融危機による税収減、そして大幅に事業費の拡大した鉄道連続立体交差事業、この二つの大型事業と財政状況を見たときに、果たして今後の財政運営大丈夫なのか。平成20年度決算から何が見えてくるのかという観点で、るるお尋ねをいたしました。

重複する質問は避けませんが、監査委員は今後は

憂慮すべき事態であって、事業の選択も必要ではないかという趣旨の答弁もされたというぐあいに考えます。

そこで具体的にお尋ねしたいのは、昨日の朝日新聞1面に藤井財務相が暫定税率2010年度廃止という方針を明言いたしました。鳩山内閣での財務大臣の発言であります。暫定税率の税収は国税で1.7兆円、地方税で約8,000億円というふうに言われております。もし暫定税率が廃止をされた場合、財務大臣は廃止をすると朝日新聞のトップで言っておりますから、民主党のマニフェストを含めて廃止をされるでしょう。そのときに当市ではどのような影響額があるのかということでもあります。

かつて道路特定財源の一般財源化という議論のときに当局より道路特定財源の暫定税率期限切れに伴う影響額について試算をいただきました。これは色が塗ってありましたが、たしか黄色いマーカーのついたしるしで資料をいただきました。歳入は自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金、地方道路整備臨時交付金合わせて3億4,028万6,000円の減収、知立市において。また、暫定税率廃止に伴う歳入、国庫補助等につきましては9,155億円の歳入減、合わせて4億4,000万円の歳入不足になるというのが平成20年度段階で出されましたが、藤井財務大臣が言明しておりますように、道路特定財源、すなわちガソリン代ががっつと下がるわけですが、その差額が地方にも今申し上げた比率できているわけですので、もしこれが実行されますと知立市の来年度の関連する見込みについてどういう試算をされているのかお答えください。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時04分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

先ほど嶋崎委員の方から学校の備品の台帳の件

のお話がありました。私が保存期間は5年だろうということと、庶務課の方では台帳管理しておりませんというようなお話をさせていただきました。

これについては認識不足でして、事務取扱基準によりまして現有の備品がある限り、現有の今のパソコンのシステムの中で各学校で管理しております。

なお、教育委員会の庶務課にも教員ホルダーという形で各学校の備品の状況が確認できるようになっております。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○総務課長

答弁大変遅くなりまして、申しわけございませんでした。

先ほどの高橋委員の御質問でございます。道路特定財源の暫定税率期限切れに伴う影響額といたしまして、平成21年度当初予算を見込んで試算をしましたところ、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金、地域活力基盤創造交付金、4項目合計で3億4,877万円というふうに当初予算で組むべきところが今回のこの暫定率の減額分ということで試算しましたところ、マイナスの2億527万3,000円というふうに試算しております。

以上です。

○高橋委員

先ほど私、述べたんですが、平成20年度当初の段階の試算ですから、この表に合わせたものをつくって提出していただいけませんか。あなた知らないの。私、コピーしたんだけど黄色いマーカーで非常にインパクトのある資料がね。2人ともそのときおらんかったといえそれまでだけでも、市政は継続していますもんね。こういうもので出してもらいましたけど、つまり、歳入だけでなく歳出にも影響があるんですよ。道路特定財源を原資とした補助金があるわけでしょう。ここでは知立駅周辺土地区画整理事業、まちづくり交付金、連続立体交差の公共施設整備補助金にも影響があるといって出しておられるわけですよ。

今おっしゃったのは、先ほど私が箇条的に申し

上げた歳入部分の税以外の道路財源を前提にした各種交付金ということですが、こういうペーパーできちっと出していただくということはできませんか。

○総務課長

大変申しわけございません。委員の持ってみえる資料確認しておりませんでしたので、今すぐにその資料について作成は、ちょっとお時間いただくこととなります。本委員会の中で、その作成はちょっと厳しいのかなというふうに考えます。

○高橋委員

これ、来年度予算を組むときに、地方税の減収はこの間いろいろ議論してました。ところが、この自動車のガソリン税にかかわる交付金があるでしょう。これが既に民主党のマニフェストは暫定税率廃止だといってござるわけなもので、民主党が当選して天下を取った瞬間に、あなた方は来年度予算でどの程度減るのかということは瞬時に頭へ切りかわらんないかんのじゃないですか。今まで試算したことがないのかと。いや、自民党政府のときだって小泉総理は一般財源化ということを言って一般財源にしましたがね。そのときに暫定税率が残った。しかし、それが外れるんじゃないかというところで平成20年度にこうしたものが出て4億4,000万円のね、当時の試算ではですよ、これがどの程度の制度のものかとはともかくとして、4億4,000万円減収になるという御報告を受けておるわけですよ。

だから今、まさにそれは極めて信ぴょう性の高い内容ですね。藤井財務大臣が明言したんだから、来年度からやめますよ。つまり、当時の試算である4億円レベルの歳入が三角になる、減収になるということが顔色が青くなるような話をして皆さんの胸にずどんと落ちなければいけないんじゃないですか。これは私がつくった資料じゃないですよ。あなた方がつくって私たちにくださった資料です。私たちは、こんな難しい計算ようしませんので。こういうものは出ないということですか。

○総務課長

作成をいたしますよう努力をさせていただきます。

す。

○高橋委員

努力させていただきますということじゃなくて、こういうものはあるわけですよ。ただ平成20年度なんだから、いかんせん。これを私どもにいただいておりますわけだから、これまたつくらんかったらあなたたち予算編成ができないでしょう、こういうものがなかったら。信ぴょう性のことは知りませんよ。だけど、ここまで財務大臣言っていられる。今、総務課長おっしゃった点でいうと、上の4項目か5項目だけですよ、この話でいうとね。これで2億5,000万円の減収ということですか。まちづくり交付金、連立事業の関連補助、あるいは駅周辺の区画整理の補助はちょっとはじいてないちょっと置いていて、それでも2億5,000万円の減収という御答弁でしたね、今。

○総務課長

先ほど申し上げました暫定税率での減額分といたしましては2億527万3,000円と申し上げました。

あと、暫定税率廃止に伴う地方道路整備臨時交付金以外の交付金、国庫補助金の影響額といたしまして、道路橋梁都市計画土木費でございます。細かく言いますと、知立駅周辺土地地区画整理事業の補助金1,000万円、まちづくり交付金1億700万円、連立関連公共施設整備補助金1,000万円、合計で1億2,700万円のものが今回の影響といたしましては、マイナス6,350万円の減額となりました。先ほどの2億527万3,000円と6,350万円の合計2億6,877万3,000円が減額となるという試算をはじいております。

以上です。

○高橋委員

できとるじゃないですか。何でできてない。いや、厳しいと、試算。今おっしゃったことが、ここに書いてあることを今おっしゃったんじゃないの。

○総務課長

高橋委員の持ってみえます資料の方がちょっと確認ができませんでして、今、自分の持っておる資料を確認しましたらそういった数字まで出して

おりました。

○高橋委員

これ、後ほどで結構ですから、その今の試算を出してくださいよ。

それで、今の御答弁では、暫定税率がなくなることによって2億6,877万円来年度の減収になると、こういう計算だね。そういうことをおっしゃった。

それでは全国各地の自治体困っちゃうわけですよ。そこで手を打たなきゃいかんわけですが、どうされようとしているのかということについて、国税、国に入る1兆円については国の直轄公共事業の地方負担分は廃止すると。これで帳じりが合うと。もう一つは、この地方負担がない市町村ね、これについては都道府県から資金を配分する方法を探っていると。つまり、知立は直轄事業がないわけですから、2億6,877万円を全額かどうか知りませんが、地方は今言ったように財源不足になりますから、この分は都道府県から資金を配分する方法を探っていると、こういってござるんだけど、これだっけいずれにしても財源が要りますからね。この財源は示してないですよ。子供手当から高速道路の無料からいっぱいマニフェストになって各力のある大臣がついたという報道でそれぞれやりますと力んでみえるわけで、それはそれで結構なんですけど、財源をどこに求めるかということは、いまだ説明されていません。

したがって、2億6,000万円の理論的な減収になるが、これがどの程度、今言ったような仕組みで補てんされるかは定かではない。多分全額補てんされるようなことはないでしょう。そうしますと、来年度予算編成は皆さん方苦労されるんですが、法人市民税の8億円の減、これは平成20年度ベースで8億円の減、もうちょっと深いかもしれませんが、来年度は。それと個人住民税が8億6,000万円の減、平成20年度ベースでね。そうすると、これで16億6,000万円の減、それに今の2億6,000万円が全部ではないにしても、先ほどの言った財政措置をとったとしても、そこへさらに上前で入ると。プラスで谷が深くなると、こういう環境が

残税税率廃止という一つの国家的な選択によってですね、政策選択によって地方自治体に重大な影響があると。ここはここでしっかりと私は押さえていただきたいというぐあいに思うんです。

しかもまだ問題があるんですね。これはちょっと具体的に私、指摘してくんですが、主要成果報告書の歳入ですね、どこら変ですか、22ページ、ここからですよ。自動車重量税譲与税、これはさっきの中に入ってますからカウントするのは困難です。地方道路譲与税、これもさっきの中にカウントされておりますね。ですから、これは結構です。

利子割交付金、これが6,000万円ほどあるんでしょう。平成20年度に歳入が。これは対前年度比2.2%減、それから、その下の配当割交付金、これは株式の配当割交付金、これが2,800万円ほどで前年度比は45.9%の減、さらに株式譲渡益の交付金、これに至っては77.5%の減、消費が落ち込んでますから消費税の地方分の交付金が5%の減、こういうふうになっておるんです。株の取り引きや株の配当益、譲渡益というのは来年度もっと厳しいんじゃないですか、私が思うに。私は株をやりませんし、よくわかりませんが、もっと厳しいんじゃないでしょうか。個人消費も大幅に落ち込むというようなことは考えられません。

今、申し上げた科目で平成20年度の決算を見ると、対前年度比どの程度の減額になっているんですか。さっき言った暫定税率に織り込んだものは結構です。利子割交付金、配当割交付金以下、地方消費税の地方交付金まで、これでどのぐらい減になってますか、平成20年度。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時21分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

計算をしていただければいいんですが、約1億円

減ですよ、減収が。平成20年度は対平成19年度に対して1億円の減ですよ。九千何ぼの減ですよ。もう一々時計がどんどん回ってきますので、また念のために検算していただきますよ。約1億円の減です。

○総務部長

今お話いただきました合計をいたしますと8,974万9,000円でございます。

○高橋委員

8,974万円ね。アバウトで約1億円。これは平成20年度決算で平成19年度比でこうなったんですよ。何でこんなに落ちたんですか。どういう感想をお持ちですか。

○総務課長

やはりこれだけ落ちたというのは、最近の経済危機の影響かと思います。

○高橋委員

平成20年度決算ですよ、これ。平成20年度決算というのは経済危機がなかったんじゃないの。昨年の秋以降、秋以降だからあるんかね。

そうすると、来年度これは上から来る交付金だから皆さんの責任でも何でもないけれども、しかし、重要な財源と。平成19年、平成20年ではじいたら9,000万円、アバウト1億円減収になると。これは来年度さらに減収になるということになるんじゃないですか。もろですから。どうですか、そんな思いですか。

○総務課長

私も委員のおっしゃるとおり、さらに落ち込むというふうに予想します。

○高橋委員

さらに落ち込みますというのは私が言うことであって、財政当局としては、もうちょっと踏み込んだ答弁というのはできないんですか。昨年度が9,000万円、平成20年度ベースで平成21年度はさらにそれをどの程度が、上回ることは間違いないですよ、これ。減額がさらに。だからどの程度まで上回ってくるのかというのは、皆さん方の来年度予算編成をする場合の大事な指標でしょう。だから私どもは、そういう会計事務の流れの中に

いない人間としては、さらにふえるんじゃないかという程度のことしか言えないんですよ。

しかし、皆さん方はもうちょっとぐっと踏み込んだことを言わなかったら討論にならないじゃないですか。どういう見通しでしょうか。

○総務課長

まだですね、大変申しわけございません。試算を正式に行っておるという状況ではございません。当初予算を組むに当たって、係の方で今、来年度の当初予算編成に当たって各資料づくりの方を作成しておりますので、まだそこまでの資料の作成成果まで出ておりません。

以上です。

○高橋委員

しかし、税務当局からいうと、先ほど言ったように、かなり正確とは言えないけど、もうちょっと突っ込んだ試算をして出してみえるんですよ。私たちにも教えていただくんですよ。これは確かに国からくる交付金とはいえ、もうちょっとやっぱりきちっとつかんでいただくことが必要じゃないかと。

何が言いたいかと言いますと、落ち込むのは市税だけではないよということなんです。つまり、市税で16.6億円減りますがね、来年度。そして暫定税率の減が2億数千万円、これが県を通じて補てんしていただければいいけども、財源があると思われんからね、どうなるかよくわかりませんが、ここでも減ると。しかも今申し上げたような利子割交付金を初めとする株価、消費の実態を反映する交付金も下がると。ことし平成20年度で1億円下がったとしてさらに平成22年度はもっと下がるということが予想される。

そうしますと、なべていうとね、16.6億円から20億円とまでは言いませんけども、かなりの歳入減が予想される。財政調整基金は13億円から14億円、あるいは11億円から12億円かもしれんけど、十二、三億円ですよ、財政調整基金は。全部ぶち込んだってまだ足りないですよ。どうするかというと臨時財政対策債7億円ぶち込む。12億円と7億円ぶち込んで19億円。今申し上げたように、

16.6億円の市税に今言った株式等が1億円、もうちょっと2億円ぐらい落ち込むとすると、もうこれで財調切り崩し、そして臨時財政対策債7億円借りたって、もう深い谷がかろうじて埋まるかどうか。つまり、平成21年度ベースの一般財源を担保できるかどうかというそういう極限に平成22年度はもう来るんじゃないかというふうに私は言わざるを得ないなというふうに思うんですね。この辺の見通し聞かせてほしいんです。

○総務課長

私どもの方も来年度の当初予算編成に当たって、先ほど申しあげましたように、企画課への実施計画の策定の中でも精査していただきながら、現状の財政を検討していただきながら、実施計画の方の策定に努めていただきたいとか、また、先ほど来、平成21年度の一般財源そのまま維持できないというような状況は推測できますので、なかなかはっきりした答弁ができなくて申しわけないですけど、間違いなく厳しい予算編成になることは間違いないというふうには考えております。

○高橋委員

間違いなく厳しい予算編成というレベルの話の本会議で十分やったわけですし、さっき私、監査委員のお言葉を冒頭に申し上げたように、憂慮すべき事態だと、今後は、監査委員ね、監査委員でもきょう示していただいた長期の公債費、元利償還をするための一般財源どの程度かかるかというその資料見せていただいているはずですよ。その監査委員が憂慮すべき事態いうことを言ってみる。

それで今、企画部長のところ、企画課長のところ取りまとめられている実施計画というのは、来年度を取りまとめとるわけじゃないでしょう。今もう既に平成21年、平成22年、平成23年までは基本的に確定しとるじゃないですか。それを修正するというのはいけませんよ。3カ年のローリングプランですから最終年度の3年目をどうするかということが主要な議論でしょう、実施計画の取りまとめというのは。だから、もう既に平成22年度の当初で載せるかどうかはともかくと

して、載せるべきローリングプランはできてるじゃないですか。

だから、ローリングプランを一生懸命つくってもらったというのは、3年後の歳入との関係でサービスをどこまでやるのか。建設事業どこまでやるのかということは大いに検討してもらわないかん。

しかし、ローリングプランの検討は、この来年度予定している実施計画上の歳出を削るというようなことを今、企画部長、議論しとるんですか。そういう議論をしとるんですか。来年度既に実施計画で計上されている歳出そのものを減らすという議論をしとるということですか、今の答弁は。

○企画課長

今、実施計画の方をヒアリングを終わった段階で、うちの方が思っているのは、平成22年度一応採択してありますけど、その採択だけではもう少し減らさないと、どうしても無理じゃないかというような形をみておまして、ちょっと見直しも含めてやっております。

今回は、ちょっと財政の方と一緒にしまして、そこでも当初予算に載せるものもしっかり決めていこうというような形で、当初予算に載せるもの事業についてももしっかり載せるということで、うちの政策係と財政の方で協働で一緒にやっております。

以上でございます。

○高橋委員

そうすると今、私たちはこういうものをいただいておりますよね、ローリングプラン。このローリングプランで平成22年度に予定されているというものについては私たちは鍋に入っていると思っているわけですよ。それを鍋に入れて来年度予算編成をされると思っているんですが、鍋に入るだろうと思っている平成22年度事業の一部が入らないことがあると。また、それを切る作業を今やっていると、こういうことですか。何ぼぐらい切られるんですか、来年は、まだ確定してないんですか。どれぐらいの幅で切ろうとしているのか。そこはどうなんですか。

○企画課長

今、実施計画を一生懸命詰めとる最中でございますけど、うちの方も委員が指摘がありました歳入の方がどういう形になるかというのが不確定でございますので、特にまた補助金とかそういったものは交付金に変わるとかそういった情報もありますので、やはりうちの方の実施計画で何%まで削り込むというのは、まだそこまでは入っておりません。

ただ、思ってるのは、歳入の方ですね、どういう形で見込むかということは一応苦慮しております。

以上でございます。

○高橋委員

それは入りと出の関係だからね、入りのますの大きさが決まらなかつたら出の方も何とも言えないわね。私は、先ほどから言っているように、私は厳しい厳しいということ言っただけで何か皆さんを窮地に陥れようなんていうそんなけちな根性で言っとるんじゃないですよ。監査委員と同じような視点に立ったときに、それは116億円の増額、25億円の増額をすこんといただいて、これでいきますという程度の判断をされるということについて、ほんとにそれでいいのかと。そんな簡単に飲んでいけるのかと。だがゆえに、もう一回きちっと検証すべきじゃないかという視点で、るる申し上げているわけですよ。

だから私は、しょせん外野なんですよ、その意味では。皆さんが内野にみえてしっかり情報もつかんでやられる。私たち外野から見たときに内野の皆さんと協力しながらやらないかんわけですから、そのときにどういう視点で私たちが心配してるかということをお願いしているんですよ。だから、それはお互いに誠実にきちっと言っていただきたい。

先ほど言ったように、16.6億円の税の減収、これは言ってみえますよね。それに今申し上げたような株式配当その他の減、あるいは暫定税率のこれは幾らになるかわかりませんが減になることは間違いない。そういうことを考えますと、平成17

年、平成18年、平成19年、平成20年、どこでとまるか知りませんが、財調が平成11年、平成12年、平成13年、それに13に7足したって二十歳じゃないですか。落ち込むのはどうなるかわかりませんが、財調全部ぶち込んで7億円借りたって、場合によってはきちきちかもしれない。それでやってみてうまくいかんかったら平成23年度は予算編成できませんがね。財調は入れられませんからね。という環境にあるのではないのかなと。だとしたら、もうちょっと私は財政当局から突っ込んだ歳入の見通しについての来年度予算編成についての考え方が示されてしかるべきだし、その上に立って共通の認識の上に、じゃあ平成22年度以降の知立の市政のかじ取りどうするんだと。一般的には今のサービスの水準下げませんと言ってござる、市長。言ってござるけども、どういう裏づけがあってそういうことを言えるんですかということですよ、私が問いたいのは。その裏づけを見せていただければね、それはわかりますよ。裏づけがないのに今の水準下げませんよというだけではね、これは振り子のオウム返しで説得力も何もありません。

しかし、私が申し上げた点からいうと、実施計画の来年度既に既定方針になっているこの部分を切り込まざるを得んという環境になってるということ、きょう初めて聞きました。これは入りと出の関係でどのレベルに切り込んでいくのか、どの幅の金額になっていくのか、これからは検証の中身でしょうが、どうなんですか。相当切り込む必要があるということですか。ちょっとそこまではまだ検証されてないかもしれませんが、来年度の予算編成の見通しとあわせて、ちょっともう少し現実と実態を明らかにしてくださいよ。

○総務部長

ちょっと大卒な話になってしまうかもしれませんが、一言お話をさせていただきます。

まず、先ほど来から税収の落ち込みを、また暫定税率の廃止の話を伺ったわけですが、まず、税収の落ち込みとして平成20年度をベースに8億円、8億円というようにお話をされてみえます。今年

度、平成21年度の予算というのは、税収が平成20年度においては122億円という、いまだかつてない税収を見込んだわけであります。平成21年度の税収の当初予算額は112億円でございます。既にここで10億円のダウンを既に予定して、予算計上がされております。

平成20年度の税収の決算額をベースにいろいろ話をしてくれております。それが平成21年度にはどのぐらいの決算ベースになるかという話の中で、法人市民税が当初6億円余を予定していたものが、それではおさまらないと。2億円足してというような8億円を超えるような法人市民税の税収の落ち込みがあるだろうという話をさせていただいております。

平成21年度の当初予算の税収は112億円という予算を組まさせていただいております。簡単に申しますと、まだ法人税も確定したわけではございませんので、まだ若干の違いは出てくるかもしれませんが、多分当初予算にあげさせていただいたやつより若干1億円ぐらいの程度になるだろうと思いますが、減補正をさせていただかないかんような状態になると思いますが、どちらにしても、平成20年の決算ベースからしますと当初予算はもう既に112億円の予算でございますので、ここで10億円落ちてございます。今その上に立って平成22年度はというお話をさせていただきますと、平成21年度の当初予算ベースから多分個人市民税で本会議の場所でもお話しましたが、約8億5,000万円ほどの減が見込まれるだろうと。なおかつ、先ほど来から暫定税率の廃止が行われますと、またそこで先ほどお話しましたように、2億6,000万円ほどの残があるだろうと。そうしますと約10億円を超すような平成21年度ベースからすると落ちてくるだろうというふうには思われます。

そうしたことがありますので、今まで平成19年、平成20年と200億円を超す総予算で臨んでまいりました。二、三年前ですと180億円ベースの予算でありましたが、ここへきて確かに平成20年度は給食センター、耐震補強、校舎の増築と多くの事業も取り組んできて、税収の伸びもあって大きな

事業もこなしてきた。なおかつ、平成21年度の予算編成に当たっては、そういった事業もまだ続いてきていることから臨時財政対策債も平成20年度までは借りてこなかったけど借りてきた。7億円予算計上させていただいた。

調整基金の方も19億円の平成20年度決算の末では19億円のもの14億円の取り崩しで平成21年度予算を組んできたこと、こういったことがありますので、平成22年度については、やはり二つ合わせて平成21年度、平成22年度の減収を合わせてじゃなくて平成21年度ベースから平成22年度ベースへの予算編成の形になろうと思います。

今後、税収を見た上で予算編成を組むというのが当然のことであって、身の丈に合った予算ということになると思いますが、そういった意味からすれば、今後、平成21年度までは200億円ベースの予算ではあったかもしれませんが、今後は180億円ベース、また、190億円の頭ぐらいになるかもしれませんが、そういった予算を組んでいく必要があるだろうと思います。

そういった税収の落ち込みを見込んだ中での予算編成をしてみますと、財政調整基金におきましても平成21年度末でどのぐらいかというお話をさせていただいたときには、まだつかみきれておりませんが、やはり13億円、14億円、15億円、この辺の幅の中で多分基金が詰め込めるだろうなという予定の中で、プラス税収の落ち込みのための臨時財政対策債というものを7億円借りていくことによって、今お話の落ち込みのものについては何とかクリアできるのかなというふうには大枠ではとらえておる次第でございます。

以上です。

○高橋委員

ということは何ですか。企画当局のローリングプランの見直しをするということをやったけれど、今、総務部長、やれるんだと何とかという御答弁ですか。だったらローリングプランを見直す必要ないじゃないの。

○総務部長

今、ちょっと私が平成22年、平成23年のローリ

ングプランの最終の額をちょっと承知しておりませんのでいかなのですが、先ほどお話ししたように、やはり平成20年、平成21年度は今までになかった予算編成だろうと、総額においてというふうに思っておりますから、それが税収が下がることを含めて、それなりの予算編成になるんだろうと思っておりますが、今ちょっと平成22年度について、どのぐらいの支出になるだろうかという見込みをしてみましたら、やはり188億円ベース、190億円弱の予算の組むようになるのかなというふうには合計しますとみとるような状況でございます。

○高橋委員

そんな一方的なことを言われたって、私わかりませんよ。私が申し上げたのは、平成20年度ベースじゃあ高橋さんいかなですよ。平成21年度ベースですよとしきりにおっしゃるけども、さっき言った、危機が始まったのが平成20年ですよ。平成20年は7億円借りてないですよ、臨時財政対策債借りてないでしょう。平成21年度で借りたんだがね。何で借りたかといったら、法人が落ちたから借りたんでしょう。だから私はそういう点で、財政危機の始まる平時は平成20年だと、こういうふうに踏んだわけ。いいんでしょう、平成20年。そこからまず6億円落ちたと。これは7億円の臨時財政対策債を借りて盛り返したわけだがね。平成22年度はどうなるかという、法人市民税もつと下がると、平成20年度ベースで。個人市民税に波及してくると。合わせると16.8億円だと。これでどう対処するかといったら、また7億円借りるんだわね。だけど7億円借りただけではもう足が足りないから、財調で取り崩していかなきゃいかな。それ幾らになるかわからんけども取り崩す。それに暫定税率や先ほど言った利子割交付等々の交付金の減少を入れると相当困難な歳入状況になると。あなた、もしきちっと答弁したければ、そういう歳入状況になるけれども、歳出は平成20年、平成21年に比べて平成22年度は相当減りますと、どんと減りますと、歳出は。人件費は減らせない、扶助費は減らせない、公債費は減らせないと、こういうことでしょう。こんなことは先ほどからや

ってる話だがね。普通建設事業でどの程度減るか。税収が落ち込む分だけ大変だという指摘はわかるけども、落ち込む分を超えて一般建設事業が減りますという説明をしてくださるならわかるけど、総額論でね、平成21年がベースだ、平成20年がベースだと、そんなところでごまかしなさんなよ。そんなところで座標の軸を変えることによってごまかしなさんな。私は、予算の規模の話をしてるんじゃない。私は、平成20年のベースにシフトしたときに、それから幾ら税が落ち込むのかと、平成21年、平成22年と。その税を、落ちる税を補てんする財源はどこにあるのかと。7億円の対策債、そして基金、これを入れてもおかつ谷が深いような関係が今あるじゃないかということをやった。そういう心配ありませんと。なぜなら、平成22年度の普通建設事業は大幅に減りますという説明なら一応理解しますよ。だけど企画当局は、それでは済まんから平成22年度の実計の切り込みやっとなとおっしゃるんでしょう。だから、総務部長の認識とは違うじゃないですか、したがって。

実計を担当する企画当局は、平成22年度に既に盛り込まれた実計の切り込みを考えないかといってみるんでしょう。総務部長は、いや、やっといけるんだとおっしゃって、ちがってるじゃないですか、中身は。実計切り込まなくてもいいじゃないですか。

○企画課長

実施計画を今、先ほどからヒアリングを行いまして、うちの方は平成22年度はやはり切り込まなくてはならない、そういったことにつきましては、今、高橋委員が言われたとおりに、今の状況でいきますと国の方が不安定でございますので19億円減ってくるじゃないかと。そうなりますと、やはり臨時対策債を7億円借りて、あとは財調かというような話になりますので、そうすると1年間で1年で終わっちゃう話になりますので、そこを国の方の見込みがしっかりしてきておりませんので、それによつては平成22年度実際に採択した事業というのは実際やっといかなくてはいけない事業でございますので、もし高橋委員が言われたとおりに

にそのような形になったときに、やはり平成22年度の前年度の採択した事業については、市民の皆様が影響が余りないようなものについては1年先送りというようなことが出てくるじゃないかというような形でみております。

ただ、今の段階でどのぐらいまで切り込むとかそういったことは、やはり歳入の方がある程度確定しないと国の方の動向が見えないと、なかなかそこまで言えないじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○総務部長

私が平成19年、平成20年、200億円ベースの予算というお話をさせていただきました。特に平成20年度は先ほど言いましたような大型事業もございました。それから、平成21年度においても給食センターの継続から備品ということで9億円近い金を平成21年度も用意してきております。それから、もう一つが、法人市民税の還付というものが今年3億5,000万円ほど用意しておりました。合わせていきますと、来年度、平成22年度はそれがなくなってまいりますので、単純に3億円と9億円で11億円ということですが、そういったものがなくなることによって200億円ベースの予算が190億円ベースの予算になるんだろうなというちょっとお話をさせていただきました。

○高橋委員

だからね、200億円ベースが190億円になると、あなたの言葉を借りれば、10億円減になるわけでしょう。その10億円が普通建設事業費で10億円減ると、間違いなくということがあなたの口からきちっと言われれば実施計画削る必要ないですよ。企画課長がきりきりして実施計画削る必要ないじゃないですか。

だけど、それができないから実施計画、要するに歳出を抑えて歳入の負担を抑えないとやりくりできんと今環境までできとるからやるんだけど、総務部長は、いやいや、200億円が190億円ベースになるのかなとって、そういう論評的なことをおっしゃってるんだよね、今。だからいいんだよ、

それは。190億円ベースになるならなってみて、そのときに来年度予定している実施計画がそのままセットできるのかできないのか。予算が組めないということはそういうことを意味しとるわけでしょう。現在のサービス水準を低下せざるを得ないということの意味しとるわけでしょう。予算は組めますよ、どんなに歳入が減ったって。歳入と入りと出さえゼロにすれば予算組めますがね。そういうレベルの話をしとるじゃないです、私はね。だから190億円になるのはいいだわ、その認識は。そのときに、どういう影響があるのかということですよ、平成22年度予算で。その影響を考えたら重大な環境になるという認識なのか、いやいや、危惧ですよ、そんなことはね。きちっとやりますよという範囲の話をされとるのかという話なんですよ。もし部長がおっしゃるように、十分できるというなら何も企画課長がそんなきりきりした答弁する必要ない。企画課長、何でそんなことを言うんだと、やれるじゃないかと。どちらが真相なんですか。来年の実計は盛り込まれたものが全部計上できないという環境になっているということなんですか。もう一遍、企画部長。

○総務部長

私、平成22年度ベースの予算をそのぐらいになるだろうというお話をいたしましたけど、先ほど来から出ております財政調整基金もまるっと全部使ってしまったのは、当然これは平成23年、平成24年も行きつけないということになりますので、当然13、14、15億円ベースの調整基金を全部消化してしまうというわけにはいきませんので、そういった意味からしますと、実施計画では3年のローリングプランをしておりますので、そういった中では、平成22年から既に切り込みの精査をしていかなないと、平成22年度まではぎりぎりいって、平成23年度編成が組めないというわけにはいきませんので、そういった意味で、平成22年度から今の実施計画の中では精査をしておるといことでありますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

そのことは織り込み済みの議論をしておるんじ

やないですか、そんなことは。来年度12億円全部使っちゃったら、平成23年度予算なんかできんからね、そんな運営はできないでしょうと。だからどうするんですか。厳しいじゃないですかということ私は口を酸っぱく言っておる。今最後の答えがどうもこれで企画と合いましたわね。財調全部投入できないので、それは平成23年度予算組めませんよ、そんなことやったらね。当初予算をぐっと圧縮しなきゃいかん。できんので、平成22年度の当初予算の段階で既に予定している市民サービスの一部を切り崩さんといかんということを一一致した意見だよ、ということでしょう。そういうことだと思いますよね。

それがどの程度の幅になるのか、どの大きさになるのか、どこが切られるのか、これはこれで大問題ですよ。そこで問題なのは、そうしたって平成23年度は極めて困難になります、これは。これはまた景気の動向わかりませんが、水野委員長おっしゃいましたよ。風任せの財政計画じゃないのかと、本会議で。風任せの財政計画でやれるんですかと、こういうことをおっしゃった。財調がさっき言ったような関係になる。そうすると私も財源提案しましたが、普通財産売却すると。普通財産の売却といたって売れないかもしれんわね、こんな経済情勢で。売れないかもしれませんよ、これは。じゃあ、その基金切り崩す、これもあるかもしれない。

それで私、副市長にちょっと申し上げたいんですが、本会議で市政会の議員から、この総合グラウンドの基金の問題について部長が差し込んだ答弁したんじゃないかと言われましたね。あなたは、究極の選択だと。1.5億円を崩すかどうかというのは究極の選択だとおっしゃったけども、それは究極どころか平成22年度、平成23年度にはもう具体的にどうするかということを検討しなければならぬ課題で、究極どころは当面の重要財源ということじゃないですか。ちょっと認識を教えてください。

○清水副市長

私、本会議で申し上げましたのは、現時点でそ

ういったところを言及するというのは、まだまだそこまでの方針は出てないということを申し上げました。

今先ほど来からの平成22年度以降の財政計画というのは大変厳しい。当然私も細かい数字はともかくとして、そういう認識でおります。そういうことの中で、いろいろやりくりをする、その中の原資としてそういう普通財産の処分益でありますとか、他の開発基金の取り崩しとかそういうお話も本会議であったわけですが、まずはそういうところじゃなく、今の税収、あるいはいろんな歳入全体の中でどういうふうな歳出を、先ほども実施計画切り込むという話がありましたけども、やはり昨年度、大体今ぐらいの時点での財政計画に基づいたいろんな事業採択が今されてるはずですので、そういった意味では、その時点と今では当然見込みが相当違ってきてるわけですので、そういったところでの事業の採択をいま一度再検討するということは、これは当然のことかなと、それをしないと今のままのものは難しいだろうなという気もしております。

ですから、そういうことで、それを最終的に支出するという意味での究極ということをお願いしたわけではありませんけども、そういった普通財産の処分、あるいは他の基金の取り崩し、そういったものも今すぐそういったところを選択肢にしてやるということではないというふうな趣旨で申し上げたわけですよ。

○高橋委員

そこが現状認識が甘いということですよ。もうすぐそこまで来とるんですがね。林市長は財政的検討をやって、可能ならば現場も動くようにするとやるけども、可能でなかったら腹決めなきゃいかんという趣旨をおっしゃってきたんでしょう。それは市政会の皆さんは、継続せよという声があるかもしれんけども、その声を私は否定しませんが、ここまでしかし現実的に実計を切らないきゃいかんような環境にあつて、一たん既に凍結に旗を明らかにされている基金をこのまま眠り薬ではないが凍結して使わないという手はね、これは財

政運営上、極めて問題じゃないですか。まだ凍結してなきゃいいですよ。もう凍結を言ってみえるんだから、凍結した財源を1.5億円だけ残すなんてことはね、こんなものは余裕のある証拠ですよ。そういう環境なのかということをおしは問いたいですよ。普通財産も簡単に私は売ってほしくないですよ、給食センターの跡地を含めて。それは本会議で議論したように売ってほしくない。

しかし、それはないそでは振れんということですね、ほんとのリアルな実態が明らかになれば、それはまたそのときの判断というのが求められるでしょう。しかし、そのときに現在既に凍結の旗を掲げている1.5億円をそのまま温存することは大方針などということをおしは言っていたんでは、それは納得できませんよ。それは究極の選択ではない。もう既にこの論議の中で、この検討の中で、ぼつぼつあかんぞと。総合公園のもう基金は切っぺいこうと、こういう方針を出さないと、新たな財源構成はできないというぐらいの今、判断をしなきゃいかん時期に来ているんじゃないかということをおしは申し上げたいんですよ。

きょうこの議会でそのことを言えというんじゃない。そういう判断が政治的に求められるトップに、そういう環境じゃないのかということをおしは言いたいですよ。来年度の実計を切らないかんような環境で、何で凍結した基金だけを後生大事に持つ必要があるんですか。事業は進んでおればいいですよ。凍結したんだから、その財源である1.5億円を一般財源化するなんてことはイロハのイの字じゃないですか。私はそういうことを言いたい。もう一遍、副市長の答弁を求めたい。

○清水副市長

先ほど申し上げたと同じことになりましたけども、現時点でそこまで踏み込むというまだ決定ではございませんし、まだ今後の今、次年度以降の実施計画、財政計画、そういったものをやっぺる段階でございますので、それにしても今すぐにそういったことを結論するということではないというふうにおしは考えております。

○高橋委員

わかりました、あなた方の姿勢は。

私は、監査委員が今後憂慮すべき事態だと、こういうことをおしは言った真意が伝わっているのかなど。この問題は政治的な問題だからね、総合公園の問題は。最大会派とのバランスもあるから、そこを引いたらなかなかつらいという面は理解します。理解しますが、今そんなことで体裁をつけとっていいそういう財政環境かということをおしは申し上げたいんですよ。そういうことなんですよ。そこを市長が腹を張って、わかったと。こんな厳しいときに私もいい格好しておれませんと。市政会の皆さんわかってくださると、きちっと申し上げれば、こういうところのコンセンサスがなかったら、いつまでごまかしだまかしいかげんなことを言っぺだね、その事態を判断を先延ばしするかということ、これが問われるんですよ。

私はね、林市長の最大の問題点は、そういう点で市長のリーダーシップが適宜適切に打たれないということですよ。政治的にいい格好ができる範囲ならしてくださいよ。政治的にいい格好をしても許される場面なら私は許してあげますよ。けども、ここまで事態が来たときに、相も変わらず同じトーンでいっぺおられたんではね、これはほんとにそれで知立市のリーダーシップ、トップとしての責任が果たせるのか。ここは厳しいけども、風当たりが強いけども、悪いけども総務部長、率直な数字を出してくれと、来年度。企画部長、向こう3年間のローリングプランの率直な数字を出してくれと。この数字で私は市政会長と一遍話をすると。申しわけないけども、本会議でその質問があったときに、私はそういう答弁をさせてもらわざるを得ないと。わかってほしいと、何でこうやらないんですか。これがトップであり、そのことが市政会がわからんような会派ではないと思いますよ。わかってくださると思います、私はね。それが対話ではないですか。それが論戦じゃないですか。そこをごまかしてね、さっき嶋崎委員おしは言った、議会在終わったらこれでおしはまいにするなよと。私のニュアンスはちょっと違うけども、それは大きな意味でそういうことをこ

の包含した内容だと思うんですよ。

私は、そこで林市長に伺わざるを得ないですね。今のサービスを下げませんと、私は。今の行政サービスを下げずにやりますと、これが市長の考え方ですが、今申し上げた点を含めて1.5億円の総合公園の基金についてのね、きょう基金はやめますなんてことはよう言われんと思うけども、それについてびっちりとした見識を持つと、大至急そういう次元でね。そして切ることについて実計で、どういう感想をお持ちになつたのか、この際、はっきり伺いたい。

○林市長

今回の議会を通じて財政の厳しさというのをやはり多くの議員の皆様、そして、市民の皆様方も感じてきているというふうに認識をさせていただいております。

総合公園の基金の話であります。私も、ごまかしているわけじゃないということだけは御理解いただきたい。中途半端にしちゃいけないという私も思いがあります。そうした中で、決断はやはり私の中では近い時期に来てるとかという思いを感じております。

これは本会議でも申し上げたと思うんですけども、多くの皆様方にやはり納得をしていただかないといかん。私は、この市政会の方々に今、気を使っているという面も高橋委員おっしゃられたんですけども、やはりこの総合公園については市政会の方のみならず、多くの市民の方々が期待されているということも私はいろんな市民の方々と接する中で理解をさせていただいております。実感として感じさせていただいております。

そうした中で、ようやく積み立てられた基金であります。私もできればそうした思いを込めた基金でありますから、そう軽々に私の公約が凍結だからこれを切ることが慎重にならざるを得ない。やはりできるだけ多くの皆様方に納得のいく形で、今こういう状況だからほんとにごめんなさい、済みませんという形で私なりにしっかりと決断のもとに、もしこの公園基金が切らせていただきは、そういった思いの中で切らせていた

だきたいという思いであります。

そうした中で、いろいろな判断基準、自分なりに思っております。今この知立市において、財政調整基金がないことには予算が組めない。私は、当然義務的経費に影響が出てしまうといけなわけでございます。そうした中で、いろんな指標を気にしてるんですけども、知立市において財政調整基金の残高が一番減っているときに御案内のように、平成11年度に2億9,200万円でありました。2億9,200万円がこの平成11年度でありまして、非常に厳しい財政調整基金の残高であります。そこは乗り切ったんですけども、そのときよりもやはり私、今厳しいなと思うのは、今おっしゃられましたように、景気が悪いということで税金の下がる、また、政権が変わったということでその他の財源も非常に厳しくなってくるということもございまして。

そうした中で、様子見、様子見といったらあれなんですけれども、今政権が変わったばかりでありまして、どのように財源が変わってくるのかということを見きわめたいということ、そして、この財政調整基金についても、今少なくともまだ10億円少々あるわけでございます。そうした中の判断であります。いろんな要素等々踏まえ、そして市民の皆様方がほんとに理解していただける形でこの都市公園基金も整理をしていきたいというふうに思っております。

あと、もう一点であります。ローリングプランであります。

私は、市民サービスをできるだけ落とさない形でやりたいということでもあります。その中で、市民サービスを落とす例えば最たるものが義務的な経費であります扶助費がカットせざるを得ない状況というのは、ほんとに市民の方々がサービスが落ちたということが実感されていくときであります。やはりそうしたことはできるだけ避けなければいけないという思いがあります。

このローリングプランでありますけれども、ローリングプランの中には投資的経費がかなりあるわけでございます。そうした中で、やはりこの優

先順位を考えていかなければいけないと思っております。その優先順位を考える中で、どうしてもこの投資的経費というのは、この扶助費とか公債費、そしてその他のもろもろの義務的なものよりも優先準には下がっていくということは御理解をいただきたいなというふうに思っております。

これからのそうした中で、この高架事業のあり方でありますけれども、やはり駅周辺の特別委員会が8月に開かせていただきました。そうした中で、刻々とこの財政の知立市を取り巻く財政の背景とかいろんな背景が変わってきております。政権が変わったことでありますとか、景気がやはり波を打っているわけでございまして、そうした背景もあるわけでございます。

そうした中で、やはり高架事業、長年の懸案事項でありますとか、希望されてるといふか、期待されてる事業であります。当初どおり進めたいという思いは変わらないわけでございますけれども、そうした中で、今も建設事務所長等々腹を割って話させていただいておるわけでございますけれども、これからは機会を見つけて、機会をつくって私自身、知事のところにも腹を割って話してお願い、そして相談をさせていただかないといふかという思いを今まで以上に感じておりますし、これからもそういうふうな形に進めさせていただきたいなというふうに思っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時18分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

市長に答弁をいただきました。決断は近いんだと。私は、市政会に別におべっかを使ってるわけではありませんということもおっしゃいました。総合グラウンドについて、これをつくってほしいという世論があることは私たちもよく知っています。

しかし、私たちは、鉄道高架事業を控えたときに、このニーズがあるということは理解しますが、総合グラウンドをつくるということについては財政的に困難ということで、いち早くね、ちょっとこれやめた方がいいよと申し上げて、以来、一貫してその旗を高く掲げております。私どもも要望があることは知っております。要望があるから、それに引っ張られたらどうなのかということではないと思うんですね。特に市長は、公約で凍結もしくは中止、作りませんということをおっしゃったわけで、現に凍結になつとるわけですよ。だしたら、凍結でありながら、その1.5億円だけあんこにして閉じ込めておく根拠と理由はないじゃないですかと。この決断を急いでほしいということをおっしゃっているわけですから、むしろ私は、市長にエールを送っておるわけですよ。市長を追及しとるわけじゃない。エールを送っている。あなたは公約がそうなんだから、この際、あなたがすきと早く決断すべきだということをおっしゃっているわけですよ。

県当局、県知事にも一度会うわなにかんということをおっしゃったのかな。具体的に頑張りますということはおっしゃったけども、県知事に早く会わないかんなんてことは本会議ではおっしゃっておられませんね。だから、ぜひ遅くに失するんです。これは私どもも言ってるし、本会議では市政会からも公明党会派からも与党会派からもあって、なおかつ市長は県知事に会ってないと、こういう環境ですから、先ほどの答弁は、少し今までの答弁からいうとね、踏み込んだ中身があるのかなと、こんな感想だけは申し上げておきますが、ぜひ今そういう環境にあるということだけは頭に入れていただきたいというふうに思います。

その上で、私は人件費を減らすことについて本会議でいましてね、企画部長もそれは同意だわ。そう簡単に減らせません。それから扶助費、伸び率が現状を申し上げました。これも切れない。公債費負担、これは義務的経費でこれは切れない。ということの中で、これからの財政運営はどうしていくのかということが当然問題になります。

それで、本会議で中島議員が42ページの行革プラン及び行革大綱による効果額というのを聞きましたがね。企画部長、平成16年度を基準にしてとおっしゃったけども、結局よくわからなかったんです。あなたも今もようわからんだな。ちょっとこれ、正確にね、そう長い時間かける必要ない。正確に述べてください。この数字の根拠。同じ考え方でそろえてもらわないかんですよ。累計なら累計。平成16年と平成20年度の比なら平成16年と平成20年で結構ですから述べてください。

それで、私そこで聞きたいのは、今年度末の退職職員の現状、満年退職者、あるいは中途退職者、希望退職、一体どの程度の人数になるのか、もう既につかんでおられると思うんですが、これ発表してください。

そして、来年度の採用予定はどういう予定で現在採用をしておられるのか。この辺ちょっと明らかにしてください。

○秘書課長

それでは最初に、行革プランの職員数の削減による効果ということで本会議でも申し上げましたが、1億4,563万7,000円ということですけども、この試算につきましては、平成16年度から比較しまして平成17年度において、まず1,804万円の効果がありました。それぞれ平成18年、平成19年と単年度ごとに効果額を計算しまして、差し引きして現状では1億4,500万円という計算になります。

○企画部長

おっしゃるとおりで、ここに表示がしてありますのは、超過課税については平成20年度にどれだけ超過課税として入ってきたのというそういう数字が書いてありますので、今の人件費と合わせるということであれば、3年間で1億8,500万円、ちょっと端数ありますけど、こういう数字が累計として入ってきたということになります。

補助金もそういうことであります。累計ということであります。

それから、事務事業の見直しについても1億2,000万円というのは毎年のやつを積み上げてき

た数字ということでございます。

○秘書課長

それから、今年度の退職者の予定と来年度の採用予定数でありますけども、今年度につきましては、総人数として17名の退職を予定しております。

それぞれ事務職、保育職等ありますけども、それぞれ退職者に見合う採用者を予定しております。それとあわせて、本会議でも言うておりました生活保護の関係の事務に対応するべく検討しております。

定年退職者は11名、勸奨が5名、普通退職が1名の予定であります。

○高橋委員

わかりました。そうすると、超過課税だけは差しかえといた方がいいね。後で紙張つといてくださいよ。これだけおかしいんだから。違う仲間が入ってるわけだからね。1億8,500万円云々でちょっと紙張つといてください。

そういうことなのであれですが、来年度の採用は17名ですか、来年度の採用何人だとおっしゃった。おっしゃいませんでしたね。欠員を補充し、なおかつ生保に1人プラスで入れるということですか。何人お入れになるんですか。増員は生保だけですか。

○秘書課長

現在までの職員の採用、募集等から、事務職におきましては11名程度で募集をいたしました。

それから、技術職につきましては3人程度、保育職につきましても2人程度ということで、あとは合計しますと16人程度になりますけど、その後の退職者及び生活保護の対応ということで若干ふえると予想しております。

○高橋委員

17人やめて16人採用するんでしょう。1人減っちゃうんじゃないの。生保1人ふやすんですか。減っちゃうんじゃないの、来年の方が。

○秘書課長

保育職につきまして2人程度と御説明しましたが、その応募の状況以後、退職者等が判明したために人数を若干ふやささせていただきましたの

で、3名ということで今考えておまして、事務職につきましても、その生活保護の増加状況に応じて考えていくということでございます。

○高橋委員

何人生保でふやすつもりですか。それによって事務職を11人からふやすというわけだね、今の答弁は。

○企画部長

生保の関係につきましては、今のところ1プラを予定しております。今後その生活保護世帯の増加いかんによっては、また考えなければいけないのかと、今ちょっとそんな状況で、1人のプラスだけは予定をさせていただいておるところでございます。

○高橋委員

そうすると、退職された人数は基本的に全部キープして生活保護のための増員1名をすると。だから17人やめられて18人採用すると、職種はともかく。そういうことでいいですね。

○水野委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時29分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長

今のところの採用予定ということでございますが、事務については13人、そして技術職については3人、保育職についても3人という予定で今、準備を進めておるところでございます。

○高橋委員

ということは、2名増ということですか。もう一つどこでふやす予定なの。生保で1名でしょう。もう一つどこでふえるんですか、ふやそうとしてるんですか。

○企画部長

今ちょっとどこの課でということは申し上げられませんが、今言いましたように、技術で3を予定しておるところでございます、技術職

で1プラスというような予定をさせていただいておるところでございます。

○高橋委員

わかりました。それで、こうして人がふえない、むしろ減ると。さっき言ったように1億4,500万円、平成16年度比で減ると。私ちょっと問題にしたいのは、前にも申し上げたんですが、満年退職者はそれは定年ですからおやめいただくんですが、5人の方が希望退職と。つまり4月の段階で定年前だけでも私がやめますよとって後進に道を譲るから希望ということになるわけですね。あと自己都合でプラス1と。5人の方が定年を前にやめられるというね、これは新陳代謝をやる上では若い戦力がそこへ入れるわけですから新陳代謝よろしんですけども、ことしもそうでしたよね。ことしは21名ぐらいやめられたんでしょうか。ことしというか、この3月で。

それで、どうもこの市役所で満年まで過ごすことについての窮屈感、あるいは精神的ストレス、あるいは意欲、職場環境との乖離、こういうものが最近ではどうも希望退職という形で定年前に退職されていく。これはいろんな要素があるから一律ではないけれども、この傾向についてどういうふうに考えておられますか。この事実と傾向について、これ一つ。

それから、もう一つね、補助金の整理で2,829万4,000円というふうになってます、平成16年度比で累計でね。この主な内容についてちょっと紹介してください。

○企画課長

補助金の整理や統合でございますが、これはまちづくり株式会社への補助金というような形で、これは累計で1,500万円減。低公害車の普及に伴う事業者への補助金廃止、平成17年度廃止しております、50万円。保存樹木等補助金制度の廃止、これ平成17年度に廃止しております、21万2,000円。青色申告会納税の事業費の補助金の見直しでございます。これ平成19年度に廃止しております、5万4,000円でございます。それから刈谷法人会知立支部納税奨励事業補助金の見直し

ということで平成19年度廃止しております、これが1万8,000円でございます。それから社会福祉協議会の補助金の見直しということで、これ平成20年度減をしております、887万3,000円でございます。それから食品衛生協会補助金の見直しということで、これが平成19年度やっております2万2,000円でございます。商工振興事業補助金の見直しということで、これは累計でございますが、効果額といたしましては334万1,000円でございます。三河物産振興協同組合は平成19年度廃止しております、これは4万円。知立たばこ組合が平成19年度廃止しております8万円、県建設職業訓練所補助金が平成19年度廃止。

それでは、すぐ出させていただきます。

○企画部長

最近の勸奨退職の傾向、最近特に勸奨退職の人数が多いというふうに感じております。それぞれ家庭の事情だとかというようなこともありましょし、新たに自分が何かを始めるといような方もおみえになると思いますが、その細かい、細かいといいますか、それぞれの後進に道を譲りたいその細かい内容まではお伺いをしておりません。いろいろ正式にはお伺いをしてないわけですが、いろいろな話を聞いてみますと、今言いましたように、家庭の事情ですとか、あるいは今のうちにやめて、実は自分のやりたいことをやるんだといようなこともありますし、それぞれ本当にといいますか、後進に道を譲るとい方もおみえになるでしょうし、いろいろだというふうに思います。

○高橋委員

定年前に役所をやめるにね、理由をつけないと調子悪いんですよ。家庭の事情とか、新しく事業を始めるとかおっしゃるんですよ。そしたら企画部長にはそうやって言わないかんもんでおっしゃるけども、腹の中違うんじゃないですか。去年21名ですよ、たしか。満年も含めて。去年は多かったなという思いがあるんですよ。ことしも希望退職5人ね。これは私はね、皆さん部課長で頑張っていたくんですが、一番心配してるのは、現在の幹部団の水準を継承できるのかどうかというこ

とですよ。ことしもこの中でやめていかれる方もあるわけだね、有能な方々も時が来ればやめていかれるんだけど、そこを補って余りある人たちが、またそういう役割を演じなきゃいけない人たちが希望退職でやめていかれる。それは家庭の事情を言わないと調子悪いけど、もうだけこの役所の中で定年をゴールインするということについて、やっぱり躊躇があったり、その情熱がそこまでキープできなかったり、私はね、一度率直に掘り下げてみる必要があるんじゃないかと。これはみんなの平場で会議やってどうだなんていようなレベルの話じゃない。私はね、2役と中心的な部長で一度最近の定年間際の人たちの仕事に対する思い、どんなつもりで皆さんは仕事に取り組んでみえる、なぜこうなるとのかということね、私は掘り下げた方がいいと思いますよ。その人たちがやめていかればそれは若い衆が抜てきされるけども、若い人たちは、残念ながら、そうまだ能力がないじゃないですか、正直に言って。これから成長し、力をつけていく、もちろんその過程を軽視するわけじゃないけども、そういう成長を前提にしないといけない。それはそれで交流していくことは大事なんだけど、私はね、それは居残った人、満年まで頑張る人の活力にも微妙に影響してる、こんなふうに前から思っています。

市長、副市長、みんな声を率直に聞いてね、何でこんなにやめていっちゃうんだろうかと。そこに市の人事行政としてただすべきものがあるんじゃないかといようなところへ掘り下げていくような議論をやる必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

副市長、この傾向、さっき企画部長にはお尋ねしたんだけど、どんなふうにとらえてみえるのか。そして私がちょっと申し上げた、一遍小グループでいいですから掘り下げてね、お互いの認識にされることは必要だと思っただけども、そんなことをやられるつもりはありませんか。

○清水副市長

毎年数名の方がそういうふうに勸奨という形で退職をされていかれるわけですけども、その理由

については、先ほど企画部長が申し上げましたけれども、それぞれの思いであろうというふうには思っております。私もなかなかこういう話、いろいろな人がみえる中で、どうしてその形にしたんだというようなことなかなか難しいので、今個別にそういったお話を聞いて今後に生かすということは必要なことだと思いますので、そういったことは今後考えていきたい、やってみたいというふうに思います。

ただ、個人的にお話している中で、ちょっと体力的にもつらいとかそういうことがあるんですけど、その体力的につらいというのが御質問者がおっしゃるような大体意味を想像しながら申し上げているんですけども、そういった部分を含めたそういうことなのかどうかというのは、なかなかそこまで真正面にいろんな、これは私の人間性の問題かもしれませんけども、そこまで腹を割った話し合いができるのかどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、そういった方が毎年こんな形であるということは事実でございますので、そういったことも私として努力したいなど、そう思います。

○高橋委員

それはきょうは問題提起にとどめておきたいと思いますが、私は、ちょっと掘り下げなきゃいかん深刻な問題。これはさっき言ったように、残った人にも影響を与えますよということですからお願いいたします。

それで、民間委託などの事務事業の見直しで1億2,000万円とありますが、これは人件費が物件費に変わったという意味合いで理解すればいいですね。人件費が物件費に変わったという科目の変更、それによって多少減るかもしれないけれども、今度の給食センターのようにふえちゃう場合もあるだけだね。だから、これは1億2,000万円が経費として減額になったのではなくて、人件費が物件費という形で入れかわったと、その累計が1億2,000万円だと、こういう理解をしておきたいと思うんですが、それでいいのか確認を求めたいと思います。

それでね、一つ私、聞きたいことがあるんです。それは施設管理協会です。今申し上げたように、民間委託の一つのオーソドックスな内容として施設管理協会がございしますが、施設管理協会は私の認識では一応定年がね、70歳までは勤めていただく。1年ごとの契約更新と。採用するかどうかは1年ごとの契約更新。結果的にそれが何年か重なってる人はたくさんおみえになることは理解をしますが、新しく施設管理協会に登録して出先等でサービスをされる方については、どういう研修を行っているんですか、ちょっと教えてください。

○秘書課長

新しく採用される施設管理協会の職員ですけど、実際に配属される前に実地体験というんですか、有償で賃金を払って引き継ぎというんですか、指導をいただいている状況であります。

○高橋委員

それはどれぐらいの期間やるんですか。

○秘書課長

はっきりとした日にはちょっと調べさせていただきましても、おおむねことし4月1日に何人か採用したときは、1週間以内程度だったと記憶しております。

○高橋委員

1週間以内程度、有償で研修していると。サービスやその配属されるところによりますが、そのサービスのマニュアルみたいなものはおつくりになってお渡しになっておるんですか。

○秘書課長

それぞれ施設においてのどういう手順で管理をしていくかというマニュアルがありますので、それを先輩の協会の職員の方から指導を受けて実際に当たっていただいております。

○高橋委員

マニュアルはあるんですね。

○秘書課長

それぞれ施設管理協会に勤めてみえる職員の方が持つてるマニュアル、そちらで対応していただいているという状況であります。

○高橋委員

後ほどそのマニュアルを一遍見せてもらえませんか。どの程度のマニュアルでやってみえるのか、後ほどでいいです。見せてください。

私ちょっと具体的に聞きたいんですが、ことしの4月の福祉体育館に配属された、配属されたというか採用されて管理協会へ配属されて福祉体育館に配属された方がみえるんです。長いこと40年以上にわたってトヨタ系の企業でお勤めになった男性なんですが、この方が、この6月の末で退職をされました。その退職の理由が次のような内容であります。

4月に入社してサービス、この福祉体育館で受付事務、施設の申し込みとかそういうことをおやるになるんですが、なかなかうまくやれないと、わからない点が多いと。そういう点で研修を受けられた、今だと1週間なら1週間程度やっというんですが、なかなかわからぬので再度質問をしたり先輩に聞くと、そんなことがわからぬのかと言っていやみを言われ、場合には体をこずかれます。パワーハラスメントを受けたということがあったそうで、40年来長いことトヨタの一線でお勤めしてきたけど、こんなつらい思いをしたのは初めてだということをお述べられます。

そして決定的になったのが、受付事務で会場使用の申込書を受けて、お金を受理しますね。施設管理協会の職員は金銭を受理するんですか、しないんですか

○秘書課長

申し込んで使用料を受け取りをいたします。

○高橋委員

受け取りをするんですよね。何ていうんですか、収納何とか、何とか吏員というんですよね、忘れちゃいましたけど、収納するんですよ。

ところが、ある日、800円お金が多かったというんですよ。つまり申請書で、何件受けられたか知りませんよ、申請書に金額が書いてありますから、その金額を足すと例えば3万円になったとか、2万5,000円になったと。しかし、実際に手元にある使用料は800円多かったという事態が起きたというんですよ。聞きたいけども、それ聞くとこ

ずかれちゃうし、非常に苦勞されて悩まれました。秘書課長、この場合どうしたらいいですか。800円余ったと、多かったと。申請書の使用料の金額の合計と実際の手にした現金の間に800円多かったですと。どういう処理したらいいんですか。

○秘書課長

実際にその800円多いという現実がもし出た場合ですけども、当然複数の方で勤務しておりますので、当然先輩の方に相談するとかいったことが必要かなと思います。

それとあと、その金額についても当然次の翌朝ですね、福祉体育館の職員にもその旨連絡して対応すべきであったかなと思っております。

○高橋委員

先ほど申し上げたように、そんなことがわからぬのかと、こういう関係ですので、その人は大変苦慮されて、その現金はどうするんですか。その日に集まった現金は9時半から10時か閉庁しますね。どうするんですか、現金は。

○秘書課長

レジの中のお金につきましては、当然終了とともに体育館のところの保管の場所に保管して、次に体育館の職員が次にチェックするというふうに考えております。

○高橋委員

金庫か何かあるわけね、私よくわからんけど。金庫か何かあって、そこへ現金を移して翌日8時半に正規の職員が来ますから、その職員がその現金を確認して銀行へ預けるとか出納室へ持ってくるとかそういう対応するんですか。どうしたらいいですか。

○スポーツ課長

夜間に取り扱いました現金につきましては、そのままレジの打ち出しの帯とともに袋に入れて金庫に収納します。翌朝、私も職員が朝そのレシートのチェックと申請書、現金のチェックをして使用料の納入をすると、会計の方に納めるといふそういう形をとっております。

○高橋委員

そういうことですよ。その方は800円多いも

んだから、800円を申請書と一緒に余分に入れておけば次の日、正規の職員がスポーツ課長の答弁のように来て、突き合わせると800円多くなる。その人どうしたかという、800円を家へ持って帰られた、公金をね、そういうことになったそうです。マニュアルがないとおっしゃっているんです、この人は。先輩に聞いたらずかかれちゃうわけですから聞けなくて、つらい思いをして、困ったな、これ800円、金額は800円、されど800円ですよ。自分の金ならいいけれども公金を預かって、そこに勤務する者が1円違っておっても気持ちが悪いの、800円多いと。悩んじゃうわね、これ。その人は困り果てて、申請書の金額に合う現金はスポーツ課長おっしゃるように金庫へ入れて、800円ばれちゃうものだから、それを持って帰られたというんですよ。私、その景色と心境を見ると、管理協会でこんなつらい思いをさしとっていいのかなと私、思いますね。

どうされたのか。心配なものですから、後日正規の職員にそのことを言われました。いや、実はこういうことです。どういう指導したと思いますか。

○スポーツ課長

私が後で話を聞いたところによりますと、一応公金だからそれは持ち帰ってもらっては困るというお話をさせていただいて、下手をすると公金横領というような事態にも陥るかもしれないよということでお話をさせていただいたというふうに聞いております。

○高橋委員

そういうことなんだけどね、公金を持ち帰るとは何事だといって叱責されたというんです。それはそうかわね。しかし、その人はわからなかったわね、それは。どうしたらいいか。5時過ぎは正規の職員いないんでしょう、基本的には。困っちゃうわね。もう小さな胸に全部しまいでんで、後日正規の職員に相談したら、公金を持ち帰るとは何事だといって叱責をされた。私は、40年間トヨタ系で働いてきて、こんなつらい思いしたのは初めてだといって6月末で退職をされたんです。ど

ういう指導しておるんですか、聞きたいんですが、管理協会の職員に対して、どういう研修をしようんですか、皆さんは。

副市長、あなたはこの責任者でしょう。どういう指導をしようんですか。こんなつらい思いを管理協会の職員にさせていいんですか。

○清水副市長

施設管理協会の皆さんには、それぞれの社会教育施設、体育施設の方でそういった管理をお願いして、先ほど秘書課長が申し上げましたように、そういった新たに採用させていただいた方には、現場で実地の研修をしていただいて、そこは一人ではなくて複数でやっていただくということでございますので、そういった方の先輩の指導等によって勤務になれていただくということになるというふうに思っています。

○高橋委員

それは一般論でしょう。その一般論が今申し上げたように、私はパートナーがだれだったのかわりませんよ。それから叱責された職員がだれだったのか聞いておりません。どの先輩にそんなことがわからんのかとなじられたのかというその先輩の名前も聞いておりません。

ただしかし、今それは一般論で言われるけれども、こうしたことが現に起きてるというこの事実について私は目を向けてもらわないかと思うんですよ。

つまり、正規の職員であれば正規の職員がこういう行為をすれば、これは叱責しないかん。正規の職員がきちっと地方公務員法を学び、研修も受け、きちっとした指導も受けた人が800円余ったからといって持ち帰ったと。これはだめだと職員。そんなばかなことやっちゃだめだと。公金の管理規定あなた知っておるのかといって、それは叱責すればいいかもしれない。

しかし、管理協会のパートの人かたは、そんな深い研修もしてみえなきゃ地方公務員法や会計のシステム、公金との関係については詳しい知識がないんですよ。しかし、先ほど言った人員削減でそういう人たちが一線の舞台でサービスの先頭に

当たってみえる。800円余っちゃった。これちょっと清水副市長ね、私はきちっとマニュアルがあるのかどうかさつき提出を求めたんだけど、研修の内容、マニュアルの内容、現金を取り扱う場合の現金取扱者としてのね、本来パートの人は現金取り扱えないんでしょう。何か収納何とかというそういう資格が要るんじゃないですか。そういう研修や資格なしにパートの人が現金受け取っているんですか。地方公務員法は、そういうことを厳格に規定してるんですよ。身分の保全でね。だけど今それが崩れてきとるからパートのおじさんが現金収納すると。きちっと教育し、あなたは現金出納吏員とかあるじゃないですか。それに委嘱するんでしょう。あなたは現金の出納ができる吏員ですよということを委嘱するですよ。そういう手続をやる上で現金の収納のあり方についてはきちっと教育してるのかどうかということです。もう一遍、私の言った現金を取り扱う資格の問題も含めてお答えいただけませんか。

○清水副市長

その場合は、公金を私人の委託というような形でやって、今確認しておりますけども、やってるのかというふうに思っております。

今回御質問者がおっしゃったようなケースですね、確かに先輩経験者の方について実地で研修期間も含め、また実際にその以後も複数ですからそういった方に指導、アドバイスを受けながらやっていただくということだと思います。今のお話を聞きますと、なかなかそういうお二人のそういったコミュニケーションとか関係がうまくなかったというようなそういうことも想像してるわけでございますけども、そういうことではあってはいけないわけでございますので、実際の実務上の研修ももちろんですけども、特に施設ではそういった方だけで夜は勤務していただくということでありますので、やっぱり双方がうまくコミュニケーションをとりながら職務に当たっていただくということが大切でありますので、実際の実務の中身もさることながら、そういったお互いのコミュニケーションといいますか、人間関係そういったもの

もお互いが譲り合うとか譲るとかそういったことでのうまくお互いが助け合えるような関係で仕事をやっていただかなくてはいけないなということでもあります。

ということでございますので、そういったことも含めて、管理協会の皆さんには、いま一度そういうことについても十分御認識をいただくように、他の施設についてそういったことはお話伺っておりませんが、改めてお話をさせていただくようにしたいと思います。

それから、マニュアルの方でございますけども、私が聞いている範囲では、それぞれ歴代のそこで実務に当たっていただく方のいろんな記録簿、そういったものが引き継がれているというふうに聞いております。

○高橋委員

そういうことはたまたま私もにその人は、断腸の思いで話されたんです。しかも身を引いてから話されたんですよ。だから、それはほかにそんなことは聞いておりませんよとおっしゃるけども、それは自分の小さな心に全部しまい込んでおられる方もないとはいえない。これが一般的に施設管理協会あちこちで起きてるというふうなことを私は申し上げるつもりはありません。あちこち起きてなくてもね、今御紹介した事例で十分じゃないですか、問題点の指摘としては十分だと思いますよ。

何でそんなことが起きてるのか、それはきれいごとじゃなくて現に起きとるんだから、それはやっぱり施設管理協会についての対応もしっかりしてほしいし、叱咤激励という上からきちっと管理を強化せよというそういう管理強化という立場じゃなくて、同じ働く者としてそこが自覚できるようなそういう点でのアドバイスや指導や仲間づくりが職場の人間関係、正規の職員だってそうでしょう。なかなかしっくりいかない人結構おるじゃないですか。あいつと席を同じくしたくないというね、そんなことはおっしゃらんけども。

そういう点ではね、私は、事務事業の外務委託というのはそういう弊害をはらんでいる。まして

や施設管理協会というのは、いわば直営ですがね。副市長が会長なものですから。そういうところでこういう問題が起きてるということについては、もう一回私は、職員を十分信頼した上で、必要な研修がどう行われているのか、現金の取り扱いがどうあるべきかきちっと教育されているのか、接遇に対してどうなのか、あるいはその日の作業の態度や作業日誌をつけてるのかつけてないのか、これは先輩に聞けばいいという問題じゃないですよ。個々のそこの任に当たる人が、個々で基本的なことは身につけていかなきゃいけませんよ。しかし、その上で起きる横領問題、これは2人で協議せないかんけども、800円余ってしまった場合に、その公金をどう取り扱うのか。これはQアンドAとしては、いい設問じゃないですか。これぐらいの話はね、ちゃんと基礎講座、研修の中できちっと明らかにし、マニュアル等にもきちっと書かれるべきだと、こういうふうに思いますが、改めてその辺の答弁求めます。

○秘書課長

この実際に起こった件につきまして、その後、当然その施設に行きまして、それぞれの先輩方と今回一緒に入った方も含めまして、全員にお話をさせていただきまして、特にそういういろんな面でトラブル等が出た場合は、それぞれ相談してやってくださいというお話もさせていただきましたし、今後またそのようなことが起こり得る可能性もありますので、マニュアル等もしっかりと整備していきたいと思っております。

それと、研修につきましても年に1回秘書課の方でそれぞれ施設管理協会職員の方を集めて接遇を特に重点的に内容として行っております。それで、事務の対応につきましては、それぞれ施設ごとに違いますので、それぞれその施設に勤務する職員ごとにまたマニュアル等で指導等をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時04分

再開 午後5時12分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

次の質問に移ります。

49ページにまちづくり委員会の支援4万9,360円というのがありますが、内容を御説明ください。

○市民協働課長

4万9,360円につきましては、サンパチェンスとまちづくり委員会のベストということでございます。

○高橋委員

サンパチェンスとまちづくり委員会の。

○市民協働課長

サンパチェンス、それから、まちづくり委員会のベスト。

○高橋委員

サンパチェンスは例の新池公園に結果的に生けたやつですか。

○市民協働課長

これは平成20年度ということですので、市役所の前と駅前に鉢というんですかね、プランターのところで植えたものです。

○高橋委員

新池公園のサンパチェンスあれからどうなりましたか。ごらんになってます。

○市民協働課長

今、大分たちも大きくなって真っ盛りな状態ではあります。ちょうど真ん中のところですけども、木でちょっと囲ってある状態で、芝の方はもう十分に下まで生えていると、そういう状況でございます。

○高橋委員

真っ盛りということですが、私、写真を持ってきたんですが、一つはこういうふうになっとるんですね。芝の中にサンパチェンスを生けたということなので、これは芝の勢いに押されて十分育ってないという環境ですよ。御指摘したように、子供たちがごろごろとする円形の芝の中にスポット

的に植えられた。だからこれは芝の勢いに押されてサンパが十分育っていない、こういう環境だと思えますね。

これをごらんください、もう一つ。これはどうということかという、同じ場所ですよ、ちょっと位置が違うだけですね。これはね、本来茂る葉っぱが非常に少なく背丈だけ伸びていると。もっと広がるですよ、サンパというのは。サンパをよく知る人から私ちょっと意見聞いたけども、こんなもんじゃないと、サンパチェンスというのは。もっとがっつと広がるんだと。ところがこれが背丈は伸びるが一部枯れてきとるんですよ。だからこれは本来の成長ではないと、こういう感想がございしますが、そんなふうには思いませんか。

○市民協働課長

実は私、サンパチェンスは去年市役所の前と駅前のところではプランター、鉢に入ったものを見ておまして、今回ああいう広いところでの公園のところには植えて、結構たちも高くなっておりまして、実際のものがほんとに今、委員おっしゃられるように、大きなものかというところまでは承知をしておりませんでしたので、私が見る限りでは、今一番成長してるのかなということを感じたところです。

○高橋委員

それは大きくはなるとるけど、本来サンパチェンスはこんなレベルじゃないというんですよ。これは結局どういうことが起きてるかという、芝の上にスポット的に穴を開けてそこにサンパを生けた。言ってみれば、芝にしてみたら迷惑な話だね。今、農家で水田でスーパー雑草というのがあっていうんでしょう。ものすごく勢いでどえらい元気と。それがスーパー雑草がどんどん外来種らしいですが、それが生えてくるので、米の生育が落ちて収穫が落ちるといいますよ。農家はなぜ水田の草を取るかといったらですね、やっぱり栄養を草に取られずに稲に栄養をしっかり取ってもらって、そして立派な米をならしてほしいとか、実らせてほしいと。取るんですよ、腰を曲げながらね。今、スーパー雑草があちこちで生え

ていて収穫が減っている。

つまり、もともと芝生の領地なんですよ、ここは。芝生が自分たちのエリアとして生きてきたところへ穴を掘られてサンパを生けられた。その結果どうなったかといえば、一つは十分生育せずに大きくなっていない。片方は、大きくなったけども、たちが高いだけで広がり力強さがなくて一部枯れていると、こういう結果なんですよ。

これね、平成20年度予算の決算ではないけども、あり方の問題を私、議論しましたけども、実際はこういうことになってるということですよ。

もう一つはね、この新池公園の芝にこれを生けるという点で議論があって、最初はまちづくり委員会で生けるといって、まちづくり委員会の看板が出とったんですね。これはまずいじゃないかということですね、花を愛する会か、そういうふうには個人の小グループの任意の団体のものだというふうに変えていただきました。それは張ってあったんです、プラカードがね。

ところが、今見ると、これしかないんですよ。犬や猫のフンをここでさせてくれるなど、これはオリジナルで昔からあるやつなんですよ。私どもが指摘して、まちづくり委員会ではだめじゃないかということになって手続上ね、それで花を愛する会というふうに変えていただいたけども、その看板は全く立っていないと、こういう結末なんですよ。私、これを見てね、これがあの結末だったのかということで大変残念に思いました。市民協働課長、なぜ看板が立っていないんですか。

○市民協働課長

委員おっしゃられますように、そのあと、花と緑の愛好会ということで、まちづくり委員の中有志ということで作られまして、その方たちが管理をしているという状況で、あとは最後までお任せをしっかりとってくださいということで地元の方、それから、公園愛護会の代表の方にもその旨をお話を差し上げたという状況ですので、今その看板がという話について、ちょっと私が看板をつけてくださいとかそういう話まではしていませんので、その方たちが管理をしていただい

いるというところまでの認識でございます。

○高橋委員

最初はまちづくり委員会という看板だったから、まちづくり委員会の合意でやってるわけじゃないからね、種は買ったし、生けちゃったものだからその生けたやつを掘り返せとも言えんわけだから、それは管理を花と緑の愛好会に変えていただいて、看板も変わりましたがね。私の写真機には変わった看板が映ってます。きょうは持って来てませんけど。連絡先も書いてあるんです。それがもう今ないんですね、看板が。こういう管理の、これは企画部長ね、あなたと私もよく話し合っただけで看板を変えてもらおうじゃないかということを変えてもらったでしょう。これはいろいろイレギュラーがあったけども、ここに生けられたことについて今度は市が責任を持ちましょうと。市が新池公園を借りたことにしましょうというふうに変更もされて、市が借りたところへまちづくり委員会以外の人が生けたわけだから、その生けた人の所在をはっきりさせてくれということで愛好会にして連絡先もここに書いてあった。それが知らんうちにもうあれへんと。生育状況申し上げたことについて感想と私の指摘したことについて答弁を求めたいと思いますが。

○企画部長

私もこの間、見に行っただけです。今、写真を見せていただいたんですが、間引きしたような点々とある、あれは多分白と赤か何かのプチみたいなのやつで植わってる中の南側の方に植ってるやつ。割とこんどる方は白のやつと赤のやつと2種類だと思いますが、あの植ってる中では北側の方に植ってるやつ。そういう種類が違いますので、そういうふうになってきたのかなというふうには私は見ただけですが、そういうことではないのかもしれませんが、ちょっとどういうふうで育つのか本来の姿なのか知りませんので、私はそうやって見てきました。

看板につきましては、私が行ったときもありませんでした。それはというと、最初御指摘がありましたまちづくり委員会、その名前が看板が出て

おったそれは当初確認をいたしました、それ以後については、花と緑の愛好会と、その看板は私ちょっと確認をしたこともありませんし、先ほど市民協働課長の答弁にありましたように、こちらからそういう看板をつけてくれというふうをお願いしたこともなかったんであったんだろうなという認識でございます。

○高橋委員

それはちょっとね、あなた方もずさんですよ、そんなことは。いろんなイレギュラーがあって、まちづくり委員会では確認してないと、サンパチエンスを生けるということについてね。それはあったけど、ああいう妙な文書が出てきて、とにかく許可しちゃったと、生けちゃったと。その事前の策としてまちづくり委員会以外の人やってるということ。だから所在もはっきりさせようじゃないかということで、小澤さんという方ですか。小澤さんが水をまきますと、管理しますと、おれたちグループでやりますと。それがさっき市民協働課長答弁の花と緑の愛好会なんですよ。そういう看板が立ちましたがね。あとで私、カメラお見せしていいですよ。それは立っと思ったわね。それがいつの間になくなって、企画部長御指摘のように、申し上げたような状況と。

私、けちをつけるつもりは毛頭ないけども、緑を大事にするということはないけども、ルールをきちっと守ってね、公費が出るとるわけだから、その点では厳格にね、結果的にうまく咲かんかったり成長が悪いというのは、これはやむを得ない話ですよ。天然のことですから、自然のことですから。しかし、やっぱりお互いが了解して認め合ったものについては、そのルールぐらひはきちっと守ってほしいなど。公費が出るとるわけだから。そういうことを私はこの機会に改めて申し上げておきたいということになります。

それで、本会議でも議論になりましたが、私、市長にもちょっと確認しておきたいのは、市長は100人委員会ということで公約されました。何と書いてあるかと言いますと、100人委員会については、より多くの市民に知立のまちづくりに参加

していただき、知恵や活動を期待すべく、仮称市民100人委員会を設置しますと書いてある。これは正確だと思いますよ。私が聞きたいのは、このここで書かれて要る100人委員会というのは、どういう委員会なのか。性格、活動内容というのはここにはうたってありません。これちょっと私、この際市長に聞きたい。あなたのおっしゃる100人委員会というのは、どういう性格の委員会で、どういう活動を目指す委員会なのか、これちょっとはっきりさせてもらえますか。

○林市長

100人委員会については、ほんとに公約にも書きましたように、より多くの方々に知恵や活動を期待したいなというそんな思いでございます。

性格は、御質問者の答えになろうかどうかかわからないんですけども、今申し上げましたように、より多くの方々に知恵や活動を期待できるようなそんなものをやはり期待したいなというふうに思っております。

もう一つの活動でありますけれども、活動もやはり同じことになるんですけども、いろんな方々に集まっていただいて、意見を言っていて、このまちをみずから手でよくしていきたいなという、よくしていこうというそういうことで実際に意見を出していただいて、そして活動していただくということを念頭に100人委員会というのを公約でさせていただきました。

そして目的は、これも何遍も繰り返しになるんですけども、生きがいづくりでもありますし、仲間づくりでもありますし、またあわせて市にとってよりよいそれぞれの行政課題に対して、よりよくなってくというそんなことを目的としたいなと、効果を期待したいなということで公約としてさせていただいております。

○高橋委員

私ね、公約を否定するわけじゃない、それはそれで一つの考え方ですね、見識だと思います。

問題は、この100人委員会公約されたのはいいけども、その委員会の性格、目的、いわば行動指針、こういうものがどこにも明確になってないん

ですね。

担当課長、そこはどういうふうにお考えですか。市長が今、公約だといっておっしゃった100人委員会の性格、目的、行動指針というのはどういうふうに市長の公約をあなた受けとめてみえるんですか。

○市民協働課長

私も100人委員会自体はよく知らなかったわけですけども、インターネット等でいろいろ調べた中では、それぞれの市町でさまざまな100人委員会をやっているという現状があります。

その中で、やはり100人委員会というのは広く市民の方の意見は取り入れることはできますけれども、いろんな中の分科会等々つくっていくとかそういう中で、いろいろ一部の中では非常に煩雑になるケースも中にはあるという中で、議会でも出ておりますように、志木市の例をとりますと、長がかかった段階で100人委員会の組織形態も変わってきたというのがありますけれども、私の中では、100人委員会というもの自体は、やはり今回のまちづくり委員会のように自主研究組織という中で皆さんが集まって、そこでいろんなテーマを絞ってもらって決めていってもらうということよりも、一つのテーマみたいなものがあつた中のそのテーマに賛同する方は100人委員会ということでいろんな提言なりをしていただくというような手法が一番合ってるのかなというのが私の考えですけど、そんな思いはありますけれども。

○高橋委員

一応市民協働課長は市民協働課長の思いを持ってみえるけど、問題は、この100人委員会が何でまちづくり委員会とリンクしちゃってるんですか。100人委員会というのはまちづくり委員会ですか。まちづくり委員会というのは100人委員会お互いにイコールなんですか。ちょっと聞かせてください。

○市民協働課長

今回のケースについては、今までのまちづくり委員会の延長上で100人規模の人たちの御意見を聞くということでの募集ということでございます。

○高橋委員

それが100人委員会ということですか、市長公約の。

○市民協働課長

私の中では、その100人委員会という自体にそういうものの設置はしておりませんので、今回のまちづくり委員会というものが100人規模でというそういう理解をしております。

○高橋委員

市長に聞きますけれども、100人委員会はまちづくり委員会とイコールですか。あなた、そういうことをずっと念頭に置いてきたし、きのうの一般質問でも杉原議員が100人に満たんじやないかと。100人委員会が何で100人にならんだとってまちづくり委員会の話からずっと100人委員会から志木市の話まで出てきてね、いわば100人委員会イコールまちづくり委員会と、このリンクが大前提の議論になってるけど、私は最初からこれおかしいなと思ったんです。市長に認識を承りたい。100人委員会というのは、あなたの認識ではまちづくり委員会とイコールなんですか、ちがうんですか。

○林市長

私が名前は100人委員会できるだけ大勢の方に集まっていたかという意味、そして、この先ほど申し上げました性格、そして目的、目的はいざしらず、活動として期待するものは知恵を出していただいて、そしてみずから活動していただくということを期待をさせていただいている中で、このまちづくり委員会の条例は、この活動というのが提言組織だったかというふうに認識をしております。

そうした中で、活動というのは、例えば駅前のケヤキの例を見てもわかりますように、まちづくり委員会で提言をしたからには試しにやってみようというぐらいの活動はされるんですけども、継続的な活動はこのまちづくり委員会の条例では期待をしてないという私、認識で思っております。

そうした中では、今、私が、今と申しますか、私が理想としとると申しますか、本来的に目指す

100人委員会とはちょっとまだまだ違うのかなと。ただ、何遍も申しますけれども、生きがい活動、そして仲間づくり、そしてより多くの方を誘っていただいてよりよいものにしていくということでは、そう違わないのかな。

ただ、まだまだ過渡期である試行錯誤をしながら100人委員会というのを目指していきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

ちょっとよくわからなくなりましたが、今、まちづくり委員会は存在しているんですがね、100人委員会というのは存在してるんですか、していないんですか。

○林市長

今のまちづくり委員会は存在しているんですけども、言葉のあれかもしれないですけど、100人委員会というのは100人にもなっていないし、また、私が目指している100人委員会とはまだちょっと違うという思いがありますので、そういった意味では、100人委員会ができたということとはまたちょっと遠いのかなという思いがあります。

○高橋委員

目標の100人委員会ではないにしろ、100人委員会というのは存在していると、100人には満たんけども。どういうことなんですか。100人委員会というのは現在全くないのか、あるけれども私の希望のような理想の形になってないのかどちらなんですか。

○林市長

100人委員会ですね、今まちづくり委員会は条例があります。しかし、100人委員会という名前が要項にも要領にも条例にもない。そういった意味、正確にいうと、100人委員会があるかないかというのを客観的に示せと言われれば、ないのではないかなというふうに思っております。

○高橋委員

ないんですね。だったら、これからないということ前提に議論しましょうよ。

私、市民協働課長に言いたい。100人を集めようというのは、100人委員会から来た発想じゃな

いですか。ちがうんですか。

○市民協働課長

発想自体は100人委員会というところから来てるのは間違いないです。

○高橋委員

だから市民協働課長は、市長の公約がまだ生煮えであるにもかかわらず支持されたからね、それは部下だから。市長の公約が生煮えなんですよ。つまり100人委員会というのは、どういう性格の組織なのか、また、どういう行動綱領を持つものなのか、目的は何なのかというのは一つも明確じゃないですよ、まちづくり委員会というのは。ふわっとした話は書いてありますよ。しかし、まちづくり委員会というのは何のために、どういう目的と行動規範をもって組織し、どういう運営するのかというのは一つも明確じゃないんです。

しかし、それが職員をしてまちづくり委員会の公募で100人集めると。今、市民協働課長おっしゃったように、100人委員会だからおれもそう思ったと。市長から指示があったと、一生懸命集めた。結果はともかくとして二十何人ですが、つまりね、市長の生煮えの公約が100人委員会の性格も規範も明らかでないまましらんどるうちにまちづくり委員会にリンクしちゃったんですよ、実態は。

そこで問題が複雑化しています。どういう問題が起きてるかという、さっき市長おっしゃったように、まちづくり委員会はまちづくり基本条例で明確ですよ。まちづくり基本条例というのは憲法ですよ、知立のね。市と市議会と市民の役割分担を明確にした憲法です。このまちづくり条例の第18条でまちづくり委員会について明確に規定しています。これは私ども手を挙げて議決をいたしました。全会一致でね。市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民主体による自主研究組織として知立市まちづくり委員会を設置しますと、こう明確なんです。もちろんまだまだつけ足しをせないかんけれども、ここにあるのは自主研修研究組織としてまちづくり委員会を組織する。知立のインターネットでQアンドAが出てます。

まちづくり基本条例QアンドA。なぜこの条例が知立市の憲法と言われるんでしょうかと、こういうクエスチョン、これについて答えています。

そして、まちづくり委員会とはどういう委員会なんだろうという設問がある。市民参画の仕事の一つとして市民の皆さんがまちづくりについて自主研究を行うとともに、市へ具体的政策提言をする場としてまちづくり委員会を設置します、こういうふうに書いてあります。つまり、自主的研究を行うとともに、市へ具体的な政策提案をする場なんです、まちづくり委員会は。クエスチョン、QアンドAと条例を見る限り、会の目的ということが明らかですよ。

だから、このまちづくり委員会というのは、市に対して政策提言をする。これが主要な目的ですよ。だから、サンパチェンスを生けたり駅前ケヤキをきれいにするとかそういう性格じゃないんです、これは。もちろんその自分たちの政策課題を実行する上で、実務や作業が要りますね。ちょっと物を生けてみて実際に研究してみようということもそれは入るでしょう。しかし、この組織は、政策提言を主にする組織だということは条例上明らかです。市長は本会議での杉原議員の質問に対して、まちづくり委員会というのは行動と議論をする場所だということをお答えになっております。まちづくり委員会とは政策提言の場所だというふうには明確におっしゃっておりません。まさに提言と行動する組織だと、まちづくり委員会は、こういうふうに言っておられます。つまり、生煮えの100人委員会ができてきたために、まちづくり委員会の性格がぐしゃぐしゃになっちゃったということですよ。生煮えの100人委員会ができて、それを部下に指示したために職員が慌てて100人集めないかと、その程度の認識ですよ、生煮えですから。集めて集めて26人と。しかし、これは行動組織なのか、ボランティア組織なのか、どういう組織なのかははっきりしてないから、サンパチェンスはやるは、駅前ケヤキはなぶるはという話になっておって、極めて性格がぐしゃぐしゃになっちゃった。ここに書いてあるやつ。

今、したがってどういうことがまちづくり委員会で起きてるかと言いますと、まちづくり条例を見直そうじゃないかと。まちづくり条例の見直しをまちづくり委員会で提案しようじゃないかと。行動するそういう組織に変えようじゃないかという議論が起きるとんですね、まちづくり委員会の中で。全体会議でおやりになるんですよ。この間一遍おやりになったのかな。

つまり、いいですよ、条例が不備ならいろんなことを提言していただくのはいいけれども、100人委員会に賛同して市長の言っておられることに賛同する人たちは政策提言だけでは問題だと。我々は行動したいんだというんですよ、結局。だから、まちづくり委員会は行動する部隊じゃないので、調査研究のための行動というのはもちろんあるんですが、サンパを生けたり、そういう活動をしないわけですよ。だからまちづくり委員会の性格を変えて、行動する、活動する組織にしようじゃないかと、こういう議論が今起きています。これは一つにまとまれば、それは条例変えることはやぶさかではないけども、私が何を言いたいかというと、生煮えの100人委員会というものを市長が出されて、それを未消化のままこの予算をつけ組織に乗せたために条例のほんとの姿とは全く違う、全く違うというとおかしいけども、現場ではそれがバッティングしてる、離反してる、こういう事態になっておるんですよ。

これは私、一度きちっとただしたいと思っておりましたが、市長は、今申し上げられましたように、100人委員会というのは存在していないというわけです。これはお互いの共通項にしたい。100人委員会は存在していない。存在しているのは、まちづくり委員会だけだとすれば、このまちづくり委員会にヤッケを予算化したりね、サンパの苗木を予算化するというのはいかがなものですか、これ。ちょっと見解を聞きたい。

○市民協働課長

まちづくり委員会自体は条例の中でつくられて、その後設置要綱と会則というのがありまして、会則自体は委員会の方がつくられた会則で、当時

平成17年につくった会則なんですけれども、そこの中に会則には必要な行動を行いますという言葉が一行入っております、当然その言葉が入っておりますので、今までの継続の委員方については行動も提言もするんですけども、それについての行動もしていくんだという認識をされていたという経過があったということを理解しております。

その中で、今回のようないろいろな問題になりましたので、今回今年度に入ってからまちづくり委員会とは一体何だということの中で、市の考えはという話も委員の中からございましたので、先ほどからお話が出ているように、まちづくり委員会というのは政策提言をする場ですということ、はっきりその旨を説明を申し上げた中で、皆さんそれを了承していただいて、今後については、まちづくり委員会については提言をしていくということで皆さん了承いただきました。

ただ、過去の中では、この会則というものがまだ生きておりますので、この会則を変えていくというような話になろうかなということは私は思っておりますけれども、そういう認識の中で、私どもの方も、中のその年の活動であればということ、昨年サンパチャンスとベスト、ことしについてはその活動が2年にわたるといような流れもありましたけれども、そういう中で予算づけをさせていただいたというそこら辺の経過がございまして、今回いろいろ話の中で認識を新たにしているところでございます。

○高橋委員

行動ということをね、これは一切排除しているとは思いませんが、それは政策提言のための行動。例えば安全委員会、安全部会、交通安全がほんとにきちっと担保されているのか、安全が担保されているのか。じゃあ現場に立って一遍交通量調査しようじゃないか、あるいはそこを通る山本学園の子供たちのアンケートやってみようじゃないか。やられましたよね、たしか。それから新月堂の前の鉄道の下が片方しか歩道がなくて、ほんとに危ないと。実際に渡ってみようじゃないかと、あるいは実態調査やってみようじゃないかと、これも

一つの行動といえば行動なんです、その行動は政策提言をまとめあげていく過程での行動。したがって、まちづくり委員会に行動はナッシングだということではなくて、行動が伴う場合もあり得ると思うんですが、しかし、それは政策提言ということだということでもあります。

今、それがまちづくり委員会の政策提言という規定がおかしいのではないかと。行動するようなまちづくり委員会の方がいいのではないかとということで議論しようじゃないかということが始まっている。議論することは私はやぶさかじゃないけれども、言いたいのは何かというと、100人委員会という考え方が生煮えのまま入ってきたもんだから、市長は政策提言と行動と、こういう認識。議会で答弁された。ちゃんぽん、ごちゃごちゃだから、このまちづくり委員会の持つ憲法的な位置づけが現場でそのことを契機に認識不足になつたということですよ。行動はどう書いておるか、このまちづくり委員会は、市民1人1人がみずから考え、まちづくりに積極的に参画することによって私たちのまちの自治を推進し、市民、市議会、市が協働しながらそれぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発展される地域社会の実現を目指します。市民、市議会、市が協働しながら。じゃあ協働とは何か。協働とは地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、ともに考え協力し、行動することを言います。だから大きな命題は、市と市議会と市民が協働してまちづくりのために行動するんだと、考えながら。ここで全市民に行動を呼びかけるとるんですよ。まちづくり委員会という小さな組織に行動せよということと呼びかけているんじゃない。まちづくり委員会というのは、そういう市民を巻き込むような行動の政策提起をやるのがまちづくり委員会なんですよ。

だから、やってきてね、サンパチエンスを生けて、よかった、楽しかったと。これも結構なんだけれども、まちづくり条例はそういう低い位置、低いか高いかはちょっと別だけれど、そういう位置づけではなくて、市と市議会と市民が協働で行動できるようなそういう政策提言をまちづくり委員会

というのはまとめ上げ、つくる、そういう大きな一翼を担っているんだということは書いてあるんですよ。だから憲法なんですよ。おれたちは行動するために来たんだと。まちづくり委員会ちっとも行動せえへんと、理屈ばかりこねとってね、だめだと。ヤッケ着て行くぞと。これは市長の言う100人委員会なんですよ。これがくちやくちやになつたんだわ。あなたが生煮えの政策を指示するから下へ。私は、この点では、市長の100人委員会構想の、いいですよ、政策もいいし、実現していただきたい。しかし、生煮えのまままちづくり委員会とセッティングしたためにこういう憲法の規定が今言ったような実態になつてるということ。ここをきちっと見ないと、私は100人委員会云々でお茶を濁すわけにはいかない。前、水野委員おっしゃいましたがね。100人委員会を何でまちづくり委員会にリンクしたんだと。そこが問題じゃないかということですよ。

だから私は、この点では、林市長が毅然と100人委員会とまちづくり委員会違いますと。私の公約ではありませんと。私の言う100人委員会は、まちづくり委員会ではありませんとさっきおっしゃったけど、もう一回おっしゃっていただけますか。

○林市長

先ほど申し上げましたように、このまちづくり基本条例の中にまちづくり委員会がありまして、100人委員会というのはどこにもそういう名称がないわけでありまして。そうした意味では、今、100人委員会は私の目指すものとはちょっと違うのかな。そうした中で、混乱を招いた私が100人委員会のこの構想が生煮えだということで混乱を招いているということについては、申しわけなく思っております。

しかしながら、今、高橋委員エールを送っていただきました。100人委員会の構想はエールをいただいたわけでございます。これからこのまちづくり委員会は委員会ということで、まちづくり委員会をしっかりと踏まえと申しますか、この100人委員会たるべきものをしっかりと構築をさせて

いただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

だから、まちづくり委員会は既に条例で決めた委員会あるんだから、これはこれでその条例の任務を果たしていくと。それを果たす上で細則や規則に問題点があればそれも正しく皆さん理解して削っていただく。市長が言う100人委員会というのはどういう目的で、どういう行動考慮を持ちね、どういう性格なんだということをもう一度きちっとはっきりさせて、その上でゼロから構築すると。私は、これがほんとの姿だと思います。

だから今後は、まちづくり委員会イコール100人委員会にもリンクしない。いいですか、当局、企画部長、市民協働課長。100人委員会イコールまちづくり委員会は絶対リンクしない。別物だと。当初は多分そういう思い込みがあったと。そういう指示があったんだからね。それは企画部長や市民協働課長のせいじゃないんだわ。そこはいいですか、ちょっと確認を求めます、当局に。

○企画部長

まちづくり委員会はまちづくり基本条例に基づく委員会だということで運営をしていっていただくようにまちづくり委員会をお願いをしております。

100人委員会は少なくともさっきも市長が言ってみえましたように、どこにもそういう委員会はいろんな要綱なりには出てこないということでございます。

○高橋委員

わかりました。そういうことで今後お互いに認識を統一して、まちづくり委員会の発展のためにそれぞれ貢献したいものだということを申し上げておきたいと思います。

私は、本会議で教育委員の公選性も申し上げましたが、結局市長の生煮えの公約がひとり歩きすることがその現況になって混乱が起きると。行政の末端で、あるいは部分で、場合によっては中枢でね、こういうことを私、ほんとにここできちっと指摘したいなと。本委員会でも防犯灯の300万円プラスね、これは委員会です。いろいろ議論も本

会議でもあって、通学路その他きちっとした市がむしろ先行してね、最終的には町内会長の申請でいいですよ。市が先行して別枠でやろうということに格付を変えていただいて、それはそれなりに一定の効果を果たしている。そういうふうに変更させてもらいましたし、ボランティア補助金、これもトンネルから脱皮して別個のものとして今44万円まで大体集まったと。集まったというか支給したということで、これも議会の議論の中で修正されて別な形になってきたけども、私はね、これはそういう問題をはらんできたし、例えばさっきちょっと触れたこれからのグラウンドの問題、廃止か凍結か、中止か、この問題。これもひとつもう一遍ぐらっとなるとね、これも大混乱になりますし、その他小さな本会議でもありましたね。教育委員会の達人のテーマとかね、これは市長ね、ここまで議論が進んできますと、どうか市長、もう少しきちっと1つ1つの肉づけと顔だちをつくって、そして十分温めた上で俎上に乗るものなのか、乗らないものなのかということも吟味した上で、きちっと対応していただきたいと。そうしないとますます行政が混乱すると。今言ったように、末端で混乱が始まるということをお願いしておきたいと思いますので、一言御答弁をいただきたいと思います。

○林市長

高橋委員のおっしゃる面があるのかなということとは反省させていただいております。

そうした中で、先ほどのこの防犯灯についてもそうであります。このボランティアの設立の補助金もそうであります。先ほどは100人委員会を高橋委員もほんとにつくるなら応援するよとおっしゃってくださいました。市議の皆様方にもほんとに御指導いただきながら、1つ1つ着実に市民のためになる施策を展開をさせていただきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしく願います。

○高橋委員

もう一つ市長に私、ただしておきたいことがあるんです。それは市長の安心・安全の公約ですね。

私が市長にこういうことを申し上げては大変口はばったいんですが、大変気になることがあるんです。市長のあいさつです。盆踊りの席でも安心・安全が一番だし、区長会でも安心・安全がぐっと前へ出ますし、敬老の日の諸行事でも安心・安全ですと。私が市長に申し上げる立場ではないけれども、安心・安全も大事なんだけども、その場に応じた適宜適切なあいさつというものがもう少し遂行されているのではないかというふうに思うんですね。

どういうことが起きるとかと言いますと、口開けば安心・安全ですから、例えば区長の中には、市長が安心・安全で、とにかく知立は犯罪が高いらしいと言われましたね。大変犯罪の多いまちだということをしきりにおっしゃる。そうすると、区長会でそれを聞いた区長が、高橋さん、知立が犯罪多いのは外国人が多いからかねと、こういうふうに返るわけですね。この間、高笠原議員が昭和の老人憩いの家の話をしましたよ。市長があいさつにみえたよ。市長は、ここでも安心・安全やられましたよね。

どういうことが起きるとかという、市長の話聞いて私は、ほんとに深刻な事態だということを感じたと。つまりね、お年寄りには桐喝されとるんだわね。桐喝という言い方はおかしいけども、市長のあいさつを聞かれた皆さんが、お年寄りがおびえてみえる。じゃあ知立、凶悪犯があるのと、殺人犯があって、そこら辺を闊歩して逮捕されていない実態なのと。確かに犯罪少なくないですよ。だけでも昭和の老人の敬老会行かれた人が市長のあいさつを聞かれて、むしろおびえていらっしゃる。私たち外へ出れんかねと、こういう話ですね。

ここでちょっと聞きたい。昭和地区というのは知立の中でそんなに犯罪の多いところですか、お答えください。

○市民協働課長

知立市、現在安城署管内で犯罪発生率というのは一番多い状況です。その中で、知立市には7小学校がありまして、その小学校区別で見ますと、西小学校が一番ずば抜けて安城管内でトップです

けれども、7小学校のうちの知立昭和地区の東小学校については一番犯罪発生件数が少ないと、そういう状況でございます。

○高橋委員

昭和地区が一番少ないんですよ。外国人が多いからでも何でもないですよ、犯罪は。そういう一番犯罪の少ないところへ行って、市長がね、お年寄りが腰を抜かすという言い方なかったんですが、おびえてしまうようなあいさつをしてはばからんというのは市長、ちょっとあなた能天気じゃないですか、こんな言い方しちゃ失礼だけど、公式な場で。林市長といえば、安心・安全と子育て日本一しか言わんかねと。子育て日本一を大きいこと言っておるんだからね、低くても日本一、日本一と言ってたら何か日本一に近いように反映するかもしれないけど、安心・安全もところと場所とを正確にしてもらった方がいいなと。昭和地区が一番低いんですよ、知立では。だから、そういう配慮がないといけない。

確かに防犯パトロールニュース8月号によれば、空き巣ねらいから始まってひったくり、いろいろあります。犯罪の件数ありますが、市長が語ってほしいのは、何でこんなに知立で犯罪が多いのかと政治的分析。皆さんどうしたら犯罪を減らすことができるんでしょうかと一緒に考えてみましょうと。市長としては思い当たることはこんなことがあるんです。皆さんいかがでしょうか。長寿を祝ってこれから犯罪をなくすためにともに手を携えて勇気を持って生きていこうじゃないですかと。こうやって犯罪を分析し、そして、それをなくすにはどうしたらいいのかという示唆的な方向性があるね、そしてみんなで立ちあがっていこうじゃないかと、こうでなきゃいけないですよ。分析もなきゃ後はパトロール走らせるというだけの話でね、青色パトロールですというだけの話で、とにかく犯罪が多いらしいと。市長、耳の痛いことちょっと私の率直な感想を申し上げたんですが、注意した方がいいですよ、あなた。私、ちょっと苦言を通しておきますが、どうですか。

○林市長

あいさつのときに、私、まず盆踊り行けば、まず盆踊りの様子を見させていただいて、やはり安心・安全ということをおっしゃっていただいております。

その中で、昭和の例でございますが、御高齢者の方々を前にしていろんな話をさせていただきながら、また、安心・安全を申し上げました。気をつけてくださいと、そこから展開させていただいたのが、とにかく自転車盗難とか空き巣が多いですから、かぎをかけてくださいねということと、そして、こうした敬老会、人と人が集まるのが大事なことです。ここから犯罪が抑止できますよと、そういうことを展開として申し上げさせていただきました。

これからやはり安心・安全は言って、ケース・バイ・ケースかなと思うんですけども、やはり気をつけていただきたいという意味を込めて申し上げたいと思いますが、ただ、桐喝とかですね、ほんとに知立は外出ちやいかんのかなとかそういうような雰囲気はつくってはいけないのかなということで反省をさせていただいております。

○高橋委員

ぜひね、お言葉を選んでお話ししたいというふうに思います。

次に、101ページ、理科支援指導員等配置事業78万円についてお伺いします。

理科支援員等配置事業というふうに成果報告書に述べられております。理科の観察、実験等の体験的学習の時間に理科支援員や特別講師を配置し、授業の充実、活性化を図るための謝金等として78万円。この理科支援員の事業の内容と実態、支援員となる者の資格、活動内容、これらについて御説明ください。

○学校教育課長

それでは、理科支援員等配置事業であります。ねらいは今、委員が言われたと思いますけども、小学校の理科の授業の充実ということをねらったものであります。

それで、支援員の配置ということですが、支援員の資格等ということですが、特

別教員免許がなくてもいいわけでありまして。実験の準備、それから授業中での実験の手伝い、片づけ、担任の指導計画に基づいて行くと。理科の実験観察ということが主になりますので、小学校5、6年生を対象として補助をするということでありまして。

支援員の対象者の例としましては、大学生、大学院生、高専の学生、退職教員、講師、退職講師、企業関係者等、地域人材等ということでありまして、どなたでもということになっております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時04分

再開 午後6時13分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

この理科支援員というのは、いつから始まった事業なんですか。

そして、現在も平成21年度もやっておりますね、予算があつて。これは平成20年度決算ですが、平成20年度決算、あるいは平成21年度現在おやりにあつている理科支援員というのは、先ほど学校教育課長がおっしゃつたいろんな資格があつて云々ね、どういう資格の方でしょうか。

○学校教育課長

理科支援員、愛知県の場合は平成19年度からですので、今年度で3年目となります。知立の場合、平成19年度から平成20年度、平成21年度と3年目を迎えております。

それで、支援員をしておつてくださる方につきましては、教員免許を持っておる方が今は支援員としてお勤めいただいております。

○高橋委員

平成20年度も。

○学校教育課長

同じ方です。

○高橋委員

平成19年度から始まった授業で、平成20年、平

成21年ときていると。平成20年、平成21年は教員免許のある方が今は理科支援員としてお勤めになっていると。同一の方ということですね。

それで、具体的に聞きたいのは、この理科支援員といのは平成20年度勤務日数、時間というのはどういうふうになっているのでしょうか。どこの学校なんですか。

○学校教育課長

まず、学校につきましては、来迎寺小学校であります。それで、時間数ですけども、お二人にお願いをしております。お一人の方が255時間、1時間1,000円ということでもありますので。それから、もう一人の方が198時間、この方、出産をされましたので、ここでもかわりの方が少し、87時間。少しかわられました。先ほど全く同じ方と言いましたけども、ここで少し出産の際にはかわりました。

以上であります。

○高橋委員

そうしますと、時給1,000円で255時間。現在お二人みえるんですか、現在。その255時間掛ける1,000円というのは、いつの実績を、平成20年度実績を言ってみえるわけですか。平成20年度決算の数字ね。わかりました。255時間の支援員がお一人と、198時間プラス87時間で、出産で人がかわったけれどもサイクルとしては1人分ということで1,000円ということになっております。

したがって、この謝金というものの額の積算根拠は、勤務した時間と時間当たりの単価が1,000円ということなんですが、255時間、そしてもう一人は198足す87時間。何日勤務されたんですか。

○学校教育課長

基本的には1日3時間ということでもありますので、ただ、学校の都合により1日6時間、片づけがあるので、そういうようなこともありますので、何月何日というところまで報告書にも日数まではないのであれですけども、交通費が1日当たり1,000円という、これはプラスアルファとなります。ですから、3時間勤務されると1日3,000円

プラス交通費の1,000円、4,000円ということになります。

○高橋委員

そういう単価と時間でお支払いされるんですが、これは契約をされるんですか、その先生と、支援員になる。先生とは言えんかもしれんけども、教員の免許があってもなくてもいいわけだから、その支援員の方とは契約をしてこうした金額、労働をしていただくんですか。

○学校教育課長

そうであります。契約をさせていただいて働いていただくということになります。

○高橋委員

それは、いつの時点で契約するんですか。

○学校教育課長

平成20年度の場合ですが、4月18日に県の方で説明会がありまして、そこで説明会がありますので、平成20年度の場合、平成19年度と同じ方でありましたので、そのまま新年度ということをお願いをしております。

○高橋委員

4月18日に契約をしたということですね。

それで、この支援員の財源は、理科支援員等配置事業委託金ということで全額愛知県だということに予算書、決算書には書いてありますが、それに間違いありませんか。

○学校教育課長

間違いありません。

○高橋委員

そうすると、県と協議をされて支援員をつけたいと、結構つけてくださいと。何名つけたいと。どれぐらいの日数、時間数でやるんだということはおあらかじめ県当局とこの事業を推進するために合意をして契約するということですか。

○学校教育課長

県の実施要項に従って行っております。

○高橋委員

実施要項では、先ほど言った単価と時間、3時間。3時間というのは準備、授業、後片づけだということに聞いておりますが、その3時間で交通

費1,000円と。だから1コマやると4,000円ということですね。という県の要綱に基づいてやってるということですが、平成19年の場合には契約をされませんでしたね。なぜですか。

○学校教育課長

契約をさせていただいております。

○高橋委員

文書できちっと契約をされたんですか。いつされたんですか。申しわけない。平成20年度決算からちょっと外れた。平成19年度。初年度ですね、この制度の。

○学校教育課長

平成19年度は6月11日に県と契約をしております。

○高橋委員

6月11日に契約をしたということに間違いありませんか。

この年度は、平成19年度は1年通じて同一の支援員でずっと支弁されたんですか。どういうふうになったんですか。

○学校教育課長

お二人の方に平成19年度もお願いをしております。

○高橋委員

それは同じ人ですか、違う人ですか。

○学校教育課長

先ほど、平成20年度途中で少しお休みされましたけども、平成19年度から同じ方であります。

○高橋委員

平成19年度は同じ方で4月から通されたんですか。途中でかわられたんですか。

○学校教育課長

理科支援ということで、正式にお願いした方はかわっておりません。

○高橋委員

その正式にお願いした理科支援の方は、何月から就労されたんですか。就労というか理科支援の任務につかれたんですか。

○学校教育課長

7月からであります。

○高橋委員

そうすると、先ほどこの事業は、平成19年度から始まったとおっしゃったけれども、平成19年度は4月からではなくて7月から始まったということですか、支援員制度というのは。

○学校教育課長

当市の場合、7月からであります。

○高橋委員

だとすると、4月から7月の間は支援員というのは不在だったと、存在しなかったと、こういうことですか。

○学校教育課長

4月からは口頭でこのような仕事はどうですかというふうでお願いした方もありました。

○高橋委員

その方は、理科支援の授業、準備、後片づけをされたんですか、されないんですか。

○学校教育課長

同じような内容を6月上旬までされたと。

○高橋委員

同じような業務をされて、6月までされた。その人は、資格はどういう資格の方ですか。

○学校教育課長

理科の教員免許を持ってみえる方でありました。

○高橋委員

ということは、資格上問題はなかったですね。資格は理科の教員免状があると、先ほどおっしゃったように。別に教員免状がなくてもいいと。その方が4月からいつまでおやりになったんですか。何コマおやりになったんですか。

○学校教育課長

3時間が21回、18日間であります。

○高橋委員

21回、18日間。ということは、さっきちょっと説明あって、午前午後で2コマこなすということで、21回の18日。その理科教諭の免状のある方。何でこの人は理科支援員と言わないんですか。この人は理科支援員じゃないの。

○学校教育課長

正式に契約をしようとしたところ、拒否をされ

ましたので、そのような形になっておりません。

○高橋委員

先ほど契約は4月18日だと、平成20年度の場合。平成20年度の場合4月18日に契約をされた。この人は6月いつまで勤められたんですか。

○学校教育課長

6月5日というふうに記憶しておりますが、少し違ったら済みません。

○高橋委員

だから、平成20年度は4月18日に県のヒアリングを受けて契約をしたと。平成19年度は、その例に倣うならば4月の前半もしくは中盤で当然契約しなきゃいけないよ、流れとして。

契約が4月18日という平成20年度の実績からいうと、6月5日までお勤めになって契約をしていない。拒否されたというのは論理的におかしいんじゃないですか。もっと早く契約の行為、契約をしてほしいということをやらなかったら、もぐりになっちゃう、そこれそ。何でその4月の段階で、4月の段階で契約を履行してほしいということと呼びかけられたんですか、教育委員会として。

○学校教育課長

平成19年度につきましては、愛知県が最初の年でありまして、説明会が6月5日にありました。当時の担当者的話では、もうそのことが話してあったというふうに聞いております。

○高橋委員

だったら6月5日が契約日が可能だというのはね、初年度だから、いつわかってたんですか。6月5日直前でなかったらわからなかったんですか。

○学校教育課長

4月の初めにはわかっておったと思いますが。

○高橋委員

4月の時点でわかっておられて、既に21日間お勤めになって、理科支援員として仕事をされ、就労され、しかも資格的には問題ないという方が、なぜ契約をできなかったのか。それはひとえに理科支援員たる相手側の責任と。相手側が一方的に私はやってきたけども、6月5日までやってきたけども、支援員の契約にはサインしませんと、こ

ういうことになったんですか。

○学校教育課長

私は、そのように聞いております。

○高橋委員

教育長はどういう認識ですか。理科支援員たるその教員の方が、支援員が、もう私はしたくないと、契約を。21日間やってきたけども、したくないということで契約が成立しなかったということですか。これ重要なところですよ、教育長。

○教育長

平成19年度から始まった事業でありまして、若干戸惑いもあったわけですが、県の方も4月から始めてもいいということでもありますけども、契約の方はしてなかったわけですが、6月5日に説明会があるということは聞いております。

それで、そのときに説明会に行き来て、やっていただいた方と契約をしようということでありましたけども、もう契約はしないということをおっしゃったので、それで終わってしまったということでもあります。

○高橋委員

理科指導員にエントリーされた方は、契約の早期締結を要求されていたのではないですか。早くしてほしいと。そうですね、4月なもので。理科支援員として勤務についている。21日間やってきた。これは6月の初旬にね。もう既に任務を始めとるわけだから、早く契約してほしいと。それは当然の話でしょう。平成20年度は4月18日。御本人からはそういう請求はなかったんですか。あったんですか。

○学校教育課長

先ほどもお話をさせていただきましたが、説明会が6月5日ということがもう決まっておるので、だからそのときになればということをお話しておったと聞いております。

○高橋委員

だからね、わかっていると。契約するけども、6月5日が正式契約だということで6月5日まで待つてほしいということを4月の冒頭から言われればいいですよ、相手に。そういうことは伝えて

みえたんですか。

○学校教育課長

そのように聞いております。

○高橋委員

もし6月5日に正式な契約だとすれば、なぜ4月の段階で仮契約をされなかったんですか。仮契約をして、そして、本契約じゃないよと。初年度で県もごたごたしとるからね、それはほんとはあなたに理科支援をやってもらうわけだから、仮に契約しましょうと。しかし、本契約は6月でいいですかと。人を私たちもお願いするには契約行為がなきゃいかんのでというのが本来じゃないですか。仮の契約をしようじゃないかという持ちかけはされたんですか、されなかったんですか。

○学校教育課長

仮の契約をという話は確認しておりません。

○高橋委員

私は、現場にいたわけではないし、私自身が理科支援員ならその後の状況も事細かくお話することは可能なんですけども、私は当事者じゃない。

しかしね、お互いに生身の人間が4月から6月まで二月とちょっと、21日間、先ほど言ったように理科支援員として活動されてきたわけですから、私が聞いているのは、早く契約をしてほしいということを担当の先生に言われたと。市教委にね、ところがしばらく待ってほしい、しばらく待ってほしいということで、6回、7回にわたって留保されたと。いよいよ業を煮やして6月6日に8回目の延期を申し入れた。6月6日に延期してほしいということを市教委から言われたと。

つまり、6月5日には今の学校教育課長の話だとね、契約をする。初年度だからおくれる、これはいいでしょう。やむを得ない。6月5日になったら契約をすばんとやればいけども、6日になって、なおかつ延期をしたいと、契約を、こういうのが私は御本人から聞いている話なんですけど、それは御本人が偽りを言ってみえるということですか。私は当事者じゃないので、それ以上の信ぴょう性を明らかにする手だてを持ちませんが、御本人がそうおっしゃったんですよ。どうですか。

○学校教育課長

私の方は、書類がやっとそろったので、やっと契約ができるということであつたら、もう結構ですと言って帰られたので、それでは子供たちの理科支援員、子供たちの楽しみにしておる授業がなくなってしまうということで、当時の課長等は自宅まで行ってお願いをしておるということ聞いております。

○高橋委員

6月6日に担当の市教委の教員から8回目の延期を申し入れられた。延期したいんだと。6月5日をエンドに、もう来なくていいと、平たく言うとね、こうなっちゃったというんですよ。これはうそを言ってみえるということですか、私よくわからんけども、理科支援員の方が。うそを言ってみえるとしたら尋常じゃないですね、この話は。しかし、市教員の側が権力に任せて口裏を合わせているということだって考えられるわけですよ。今回、後ほど陳情が出るように、どうしたら救済していただけるかと、そういう声なき声を。どうしたらこの願いをきちっと審査していただけるんだろうかということで陳情が出されていますよ。

私たちは、その事実を調査して、黒白をつけて、担当の教諭も呼んで、1人1人調査する権限ありません。権限ありませんから私たちの可能な範囲で善意の立場でそれぞれが語ってくださる話をよく聞いて、物事の黒白をつける以外に道はありません。そういう点では、お互いにディスカッションし、討論をするということが大事だと思いますが、私が伺ってるのは、市教委の側から契約の延期、契約ができないということを再三再四、まだ間に合わない、まだ間に合わないといわれて6月6日に引き続き延期すると。6月6日にはもう既に県の説明会があつて契約できる環境にあつたにもかかわらず、6月6日、担当の教員から市教委の先生から御本人に契約ができないということをおっしゃったと、これが私の聞いている真相ですが、ちがうんですか、これ。御本人がうそを言っておられると、こういうことなんですか。

○学校教育課長

うそを言ってみるとかそういうことは私の方からも申し上げることはできないんです。私も確認した相手の言うことをそのまま、当時の様子を見ておったわけでもないし、非常にそのあたりはどちらが正しくて、どちらがうそを言っているのかというのは非常にわからないところでありますが、私はこちらの方で聞いたことだけを申し上げました。

以上です。

○高橋委員

私たちは議員ですからね、組織はありませんよ。だけど、あなたたちは、たまたま村瀬先生が学校教育課長だけだね、市教委として行われた措置なんだから、これは組織として。たまたまそのときの担当がどなたであったのかこれはともかくとして、市教委という組織を通じて行われた行為でありますから、それは責任を持って断固として間違いないと。断固として向こうから拒否したんだと。私たちは7回も8回も契約の履行を求めたことはいないんだということは断言できるんですか。これは市教委という組織の行為ですよ。たまたまそれは学校教育課長がその担当であったかどうかはともかくとして、それは一生懸命聞き取らないかんだけど、市教委の組織として行ったことを内部的に正確にやって、それは少なくとも理科支援員の方に御迷惑のかかるような事実と違うことを申し上げられることは絶対いかんと思うんですけどね。それは聞いてるとか聞いてないという問題じゃなくて、事態は陳情まで出てですね、はっきりさせてほしいと。

私は、この席で教育委員会つるし上げようなんてさらさら思っていない。思っていないが、事の真相の一端だけぐらいははっきりさせておいてほしいなというふうに思うにすぎないんです、私が聞きたいのは。市教委には全く落ち度がなかったんだと。ひとえに4月から勤務した理科支援員が悪いんだと。悪いという言い方はともかくとして、向こうが勝手にやめて出ていっちゃったんだから困ったんだと、後任を選ぶのに。市教委の側には一点の間違いもないと、こういうことですか。

○学校教育課長

私たちもこの話を聞いたときに驚いたものですから、できる限り調べました。ですが、委員の言われるように、教育委員会を代表して断言できるということは、この場ではやはり申し上げられないというのか、あり得ないことだと思っておりますが、そこまでしか申し上げられないと。

以上です。

○高橋委員

ここは法廷でも何でもないのでからね、真実を語るそういう宣誓してもらってるわけではない。

しかし、事は市議会に救済の苦情処理の委員会をつくってほしいと、審査会をつくってほしいというところまで当時の理科支援員の方が訴えてみえるんですよ、市議会に。私たちは、その黒白はわからない。だから私は、御本人から意見を聞きました。当然のことながら聞かないとわかりませんからね。聞いた話として、その方がおっしゃってることを私なりにそしゃくして今お尋ねしております。

だから私は、理科支援員の方が真実を語ってみるのではないかというふうに受けとめて物を言ってるわけです。

しかし、先生の方もいろんな人間関係があるでしょうが、断言はできんとおっしゃるかもしれんですけど、しかし、組織として行われた行為なものですから、理科支援員が訴えてみえる点の中に、その意味で市教委としてたださなければならぬ箇所もあったんだと。こういうことなのか。全く問題ないと。しかし、それは断言できんとおっしゃってるわけだから、そこは含みなんだけど、私は、その先生に会ってどうなってるんだということを言うつもりはありませんけど、しかし、市教委としてこれほど訴えられていることについて、責任持って事態を明確にするというそういう任務があるんじゃないですか。もしそれができなかつたら、暗やみ社会じゃないですか。市の教育委員会、暗やみ社会じゃないですか。真実を言っておる者は少数であれば多数の市教委の手によって抹殺されるということじゃないですか、極端なことを言え

ば。私はね、仲間をかばう気持ちわからんじゃないけども、真実を語ってほしい。

○学校教育課長

私たちも信じられないことでありましたので、できる限り徹底的に調べました。それで先ほどのように、やっと契約書のひな形がもらえたので、県から、契約をしていただこうと、前々から希望があったと。そこで話をしたら、もう結構ですと、話が違うんじゃないかということで行かれたと。先ほどもちょっと言いましたけども、それでは困ると。4月からやってきて、子供たちもある程度の理科支援員のよさを味わってるわけですよ。続けてやりたいわけですよ。そこでなぜ、もう結構ですとこちら側から言うことはあり得ないと。そんな気持ちが先にあって話を聞いたんでは、ちょっとゆがんだことになってしまうかもしれませんが、話を聞いた時点でそういうふうな気持ちもありましたので、当時の担当から聞けば、なるほどなど。それはそうだよなということになったわけでありませう。

○高橋委員

今の答弁でちょっと認識がはっきりしたんですが、御本人から何遍か契約してくれという申し出はあったと。だけどもそのときに、6月5日にならなきゃだめだよと。なぜならこうこうという理由によってということを引きちと説明されたんですか。説明があれば、お互いの大人で社会の道理もわかるし、県から委託金でもらってるんだから、初年度だしね、県がまだならないから6月5日まで待ってちょうだいと。お願いしますと言えば1回の話し合いで済むんですよ。ところが、再三支援員の方が、まだですか、まだですかというふうに言わざるを得ない環境が市教委の側にあった。つまり、きちと説明してこなかった。何度も何度も言って、ちっとも期待にこたえてない。8回目の延期が6月5日か6日だね、そこで業を煮やされたのか何かしらないけども、結果的にはそれじゃあ結構ですと言われたかもしれな。それはちょっとよくわかりません。私が聞いているのは、もう来なくていいですよと、あなたとは契約結

ませんよというふうにおっしゃられた、言われたというふうに向っております。

そこで、もう一つ聞きたいのは、21日働かれた方の3時間掛ける1,000円プラス交通費1,000円というのは支払われたんですか、支払われてないんですか。

○学校教育課長

支払っております。

○高橋委員

いつ支払われたんですか。

○学校教育課長

平成21年の1月9日だと覚えております。

○高橋委員

平成21年の1月9日。雇われたのは平成19年の4月から平成19年の6月5日までじゃないですか。現に今おっしゃる様に、3コマの18日21コマ、だったら交通費入れて、ずっと契約ができなかったんだけど結果的にね、それは実態行為として先生やってみえただから払ってあげないかんじやないの。何でこの平成21年の1月9日になっちゃうの、この支払い。年度を2年度もまたいで何で支払うんですか。

○学校教育課長

どんどん細かいことになっていきますけども、支払いをしたくて自宅を訪ねて振込口座等を教えていただこうとしたけども、拒否をされたというふうに向いております。

○高橋委員

支払いたくても支払われへんかった。それじゃあ現金書留で送ればいいじゃないの。何で2年も3年のかかっておるの。いつ支払い行為をしようとされたんですか。

○学校教育課長

たしかこちらの方に話があったのが、昨年8月10日過ぎだったようなという記憶でありますけども、自宅まで訪ねて行き、振込口座等を確認したくてもできずに、結局そのままにしまったというところがあったと思います。

○高橋委員

平成20年の8月、この人は平成19年の6月頭で

理科支援員を結果的にはやめたわけだね。別な人と契約されたわけでしょう。そのときに当然お支払いせないかんじゃないの。だって、それが原則じゃないの。平成20年の年度をまたいで一年二、三カ月たった8月に振込行為なり口座を教えてくださいと、こういう行動に移られたんですか。おかしいじゃないの、それ。

○学校教育課長

振り込みをせずにそのままにしてしまったというところはよくないというのか、私も全く聞いていなかった問題でありますので。

○高橋委員

振り込みをせずにそのままほかっていた。これの財源はどこにあったんですか。どの財源ですか。幾ら払われたんですか。

○学校教育課長

そのあたりになってきますと難しい問題、当時の担当いろいろありますので、私の一存ではなかなかすべてを明らかにというのか、理科支援員の場合には振り込みでなければだめなんです。現金なんてことはあり得ないということです。それで振込口座を拒否されたということで、当時の担当はもう困ってしまったというふう聞いております。

○高橋委員

振込口座拒否されたのはいつなんですか。

○学校教育課長

それは担当者に聞いても、6月の終わりだったか7月の初めだったかというあたりで、メモがないようですので何月何日とは言えませんが、7月からは新しい方を探しておりますので、その6月だと思います。

○高橋委員

しかしね、4月からいろんなトラブルがあったにしても4月から来ていただいとるわけでしょう。だから、当然履歴書もいただいとるわけでしょう。履歴書なしなんですか。理科支援員として来てもらうのに履歴書もあり、当然住所、氏名、口座番号も書いていただくんじゃないの、普通は。口座で振り込むのか現金で渡すのかはともかく、今の

学校教育課長おっしゃるように、それは口座しかだめなんだと。委託金だから間違いなく口座へ振り込んだということにして、その振り込みの写しをくださいというんでしょう、多分県は。もし口座あれば。幾ら払わせたの、この理科支援員。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時53分

再開 午後6時53分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

14万3,000円支払いしております。

○高橋委員

財源は。

○学校教育課長

それについては、市役所のお金ではありません。

○高橋委員

さっき800円の話したでしょう。施設管理協会の。800円の話の比じゃないがね、これ。だれか責任とって自腹を切って払ったってことだよ、今の答弁。そういうことですか。市役所の金ではない。どこの金なんですか。個人の自腹ですか。

○学校教育課長

そこまではちょっと済みません、この場では。

○高橋委員

この場ではとかおっしゃるけども、理科支援員としてあなたたちも認めてるように、21コマは働かれたんでしょう、来迎寺小学校で。その人の交通費と時間当たりの1,000円のお金を払ってあげるのは当然じゃないですか、いろいろトラブルがあったとしても。結果的には14万3,000円を払ったんだと、平成21年4月9日と。財源はど。言えません。これはちょっと私、長いこと議員させてもらってるとも、こんなことじゃあ何ともならないじゃないですか。落ち度がなかったら何もきちっとした金で払えるでしょう、県の委託金なんだから。何で公金で払えなかったんですか。私はね、そこがね、私たちは先生も教育委員会も信用

していますよ。信用しとるけども、この答弁は信用せよといったってね、これは地方自治体のイロハの話でしょう。800円の話だってさっきああいう問題になるのに、3カ月近く理科支援員を雇用しながら給料が1年半おくれたと。いろんな事情があったっておくれたと。そして、そのお金の出所は言えないと。そんなばかな話がありますかね。地方自治体の共通のルールじゃないですか、そんなことは。それはいけませんよ。それで教育委員会には問題なかったんだと。ひとえに理科支援員が問題だったんだと。口座番号は言わないし、勝手に契約は結ばないし、その継続はしてくれないし、困ったもんだと。市教委は悪くないと。だったら働いてお金を払わないかんことは事実でしょう。だから払われた。何でこれが公費で払えんですか。

○学校教育課長

単年度契約でなっておりますので、振込先を教えていただけないということで、振込先を教えていただけないだけでなく、単年度、平成19年度もう終わってしまっているわけですね。そのあたり方法があったかもしれませんが。

○高橋委員

平成19年度中に払わないかんのじゃないの、こんなものは、どんなことがあったって。払わんでもいい関係ができておれば平成20年度になって払う必要ないですよ。平成19年度で払い込めなかったと、実際。だけど本人との関係では払い込まなくてもいい関係になっちゃったというなら、それはちょっと変な話だけど払い込みませんでしたと。そういう点では労働はなかった。理科支援員としての活動はなかった。したがって、払いませんでしたと。平成19年度は変則的ながら6月の中旬の新しい人の契約から始まり、その金額を県から委託金としていただいて話をつけたと。だから、前半6月まではあってなきがごとき期間だったと。歳出もしてないというなら、これひとつまた落としどころとしてはあってもいい話、あり得る話かもしれんけど、片方では就労して年度内に金が払えずに1年度おくれで公金以外で払ったと。こんな

ことが市教委で起つとるなんてことは私は考えも及びませんがね。

ということは、理科支援員が抵抗の上に抵抗を重ねていやがらせをするので、市教委はその気があったけども振り込みもできずに困り果てて、専ら理科支援員が悪いんだと。悪の元凶は理科支援員なんだと、こういう結論なんですか。そんなもの鈴つけてでも何したって口座番号聞いて払い込まなきやうそですよ。また、払い込めない環境をつくった側の責任というのは問われないんですか。教育現場で。結果的にはそれは口座番号教えてもらえんような環境があったかもしれない。私よく知らんけども。口座番号を教えてもらえなきや口座に振り込めないということがあったかもしれん。じゃあ何でそんな環境ができたか。理科支援員の口座番号というのは、全く知らなかったんですか。彼女からは、全く口座番号を提示する機会もなかったにもかかわらず、全く提示しなかったということですか。この就労期間含めて。普通そんなことは考えられないじゃないですか。すぐ口座番号だね、私たち。ここで9月に役員がかわってね、逢妻衛生処理組合と。もう決まったらすぐ翌日、高橋憲二の口座番号を聞かせてくれですがね。当然のことだがね。それは10年前、20年前ならともかく、平成19年の二、三年前の話に、今皆さんは全部口座でしょう、振込。だから、悪いけども住所、氏名、履歴とあわせて口座番号を教えてくださいというのは当然の話じゃないの。ちょっと私、びっくりこいておりますがね、これ、私は当事者じゃないので間接的なお話を聞いて、どこに真実があるのかなということを探りながらこうしてお尋ねしとるけれども、人一人の大事なその方の人権と尊厳にかかわる問題も含んだらんですよ。しかも相手は市教委、先生方。ここの中で何が起こったのか私よく知らんけども、しかし。今のような答弁はないでしょう。市教委は当然一定の反省もあり、また、相手の非があるとすれば相手の非についても語り、そしてきちっと事態を明確にすべきじゃないですか。それなしにずるずるとやっておられるわけだから、私はよくわからんけども、

今回の陳情という形で無力な私を何とか物が言える審査会をつくってほしいと、こういう請願、陳情になってきたんじゃないですか。私は教育界のその理性と民主的な素養と、そういうものを加味してきちっと考えれば、おのずと解決はされ、道は開けるものだというふうに考えますが、いかがですか。もう一度お答えください。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時03分

再開 午後7時10分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

平成20年の8月過ぎにそういう話を聞いたときに、あり得ないことが幾つも考えられないことが、契約をしてくださいと行ってしない。自宅まで訪ねて行って教えてほしいといても、お母さんも出てみえて拒否をされた。次の日に学校にみえないので電話しても出ない。もう音信不通のような状態になった。それでそのままにしてしまったところはよくないとは思っておりますけど、私それを聞いたときに、今、高橋委員言われたように、働いた分の賃金、謝金を払うのは当然であるということ強く思いました。

実際計算しますと21コマ6万3,000円、18日1万8,000円、トータル8万1,000円となるわけですけども、御本人は1年間分の賃金及び慰謝料及び遅延金等々要求されました。こちらとしては、もちろん働いていただいたその対価にはお支払いをすべきだということで、実際には8万1,000円ですけども、1年半以上もたっておりますので、そういうことも加味してその分だけはお支払いをしなければということできせていただきました。

○高橋委員

大事な話なんでね、ちょっと申しわけないね、もうちょっと聞かせてほしいんですが、翻ってお聞きしたいんですが、平成19年の県委託金で始まった事業ですと。しかし、御答弁のように、その

4月からの理科支援員は契約をされてない、文書で。したがって、この人の人件費は、謝金は県からの委託金では支弁できないと、県からの委託金は来ないということですか。契約されてないでしょう、正式に文書で。してなくても来るものなのか、してないから来ないものか、どちらですか。

○学校教育課長

予算80万円と決まっております、謝金72万円が限度ということで、1年度総事業費80万円の事業であります。

○高橋委員

そんなことはわかっていますがね。問題は、契約がしてなかったわけだから、6月までは、6の頭までね。新しい人と契約をされた。その契約以降は出るでしょう、委託金は。ただ何も契約がないということは、實際上この間は理科支援員が置いてなかったんだということにはなるんじゃないですか。契約がなくても今おっしゃった年間通じて委託金が下りてくると、こういうことですか。

○学校教育課長

その方の先ほど履歴書とかいろいろありましたが、理科支援員に関しては一切いただいておりません。

どの方にやっていただくかという本人に承諾していただいたということを出すということになっております。それで、県から市が委託を受けてるということでもあります。

○高橋委員

だからいいんだ。そんなことはわかっていますがね。100分の100県費の委託なんだわ。ただ何も契約がない2カ月間が続いたわけでしょう。契約のないまま働いてもらったんだわ。契約のないまま働いてもらったというのは事実なんだが、対県に対して契約書は添付できないわけでしょう。だったら、その2カ月間の理科支援員の支払うべきお金は県費の委託料に入って市へ支弁されるのか、その分は当然カットされるのかどちらなんですかということを知っているわけです。

○学校教育課長

よく理解できてないかもしれませんが、一事業

の80万円というのは決まっておりますので、その中で3人であろうと4人であろうと契約者、理科支援をやってくださる方が何人であろうと、それは市の方に任されるということになっております。

○高橋委員

そうすると、80万円つかみ取りと。80万円を何人でやろうが、例えば空白の期間があったにせよ、その計算したら80万円にならなくても80万円は委託料で来ると、こういう性格のものだということですか。

○学校教育課長

年度末に請求する形になります。実際、平成19年度は78万円ということで県の方に請求しておりますので、極端な話、半分しかできなかつたら40万円県に請求するということになると思います。

○高橋委員

78万円というのは、4月からの人の分も含んで請求ですか。含んでないんですか。

○学校教育課長

含んでおりません。

○高橋委員

4月から働いた人は、契約書がないから含んでいないと。しかし、実際は支弁されたと。じゃあ聞きますが、その分年度内に彼女に払うとしたら、どこから払うつもりだったんですか、失礼ですけど。

○学校教育課長

理科支援員の県からの委託金をもって振込先がわかればそこに振り込むと。

○高橋委員

だけでも委託金は6月以降の人の分しか請求してないとおっしゃったんでしょう。4月、5月の21日分は請求してないでしょう、県へ委託金として。委託金として請求されたんですか。

つまり、通年で契約されていないとされる6月までの分も含めて、通年で委託金を請求されたのか、契約されていない4月から6月の分は除いて新しい人の契約分だけで請求したのか、どちらなんですか。

○学校教育課長

新しい1人の方だけです。

○高橋委員

そうすると、6月まで働いた人は委託金では払えませんから、どうやって払うつもりなんですか、口座番号がもしわかっていたとして。どのお金を使って払うつもりなんですか。たまたま払えなかったんだけど、平成19年度中に支払うとしても、どこの財源で払うつもりなんですか。

○学校教育課長

自宅へ訪ねて行った折、お金はもう結構ですと言われたというその言葉をそのまま信じてしまったところがあったと思います。

○高橋委員

そんなこと聞いてないです。教育委員会というのは、ただ働きで、本人が要らんとおっしゃったら金払わんということなんですか。そういうこともあり得るということですよ、今の答弁は。

しかし、それで紛争は解決して円満におさまればそれは美談かもしれんけれども、結果的にこういう事態になつとるでしょう。あなた、さっきどえらいこと請求されたとおっしゃるけども、それは平成20年の11月になってからの請求でしょう。何でこの間ほかつといたんだという慰謝料まで入ってくるんでしょう、請求はね。だからこういう金額になるんです。平成19年度に彼女は働いた。平成19年度中に当然払ってあげなきゃいけません。それは年度末になってもええかもしれんけどもね。そのときに県の委託金は請求してないんだから、あの口座番号わかったとして、どの財源で払うつもりなんですか。

○学校教育課長

その理科支援員の事業費へ入ります。

○高橋委員

だってそれは県に請求してないでしょう。6月以降の正規の契約者の分しか請求してないでしょう。さっきそう答弁されましたがね。そういうことしか請求してないのに、なぜ彼女の委託金が県から来るんですか。矛盾してみえるよ、学校教育課長のおっしゃってることが。

○学校教育課長

県に出す締め切りが近づくそれまでいろいろお願いをしても、もっと前にわかればそこで振り込みができる。ところが、もう県へ出す締め切りが近づいてきてしまうということでそうなったというふうに思っております。

○高橋委員

答えになってませんよ。振り込みたい気持ちがあって振り込むとしたら財源はどこにあるんですかということを知っておるんです。財源はどこからお金を工面するんですか。

○学校教育課長

理科支援の72万円の謝金の中で払うわけであります。

○高橋委員

だからそれは、6月以降正式に契約した人の分でしょう、その分は。ちがうんですか。

県は全額やってもやらんでも全額きて、お金が余ったんですか、平成19年度というのは、彼女に払ってないんだから。お金が余ったと、こういうことなんですか。

○学校教育課長

謝金という形では余ってはおりません。ですから、3人になれば3人が規定の時間働いたということで県に報告できるわけでありまして。契約ができれば3人で行ったということでできるわけです。

○高橋委員

私は物事を段取りを踏んで聞いてもらえないですか。契約ができなかったんでしょう。できなかったけども働いた事実があるもので、働いた人をほかっていいのかと。これは正論ですよ。契約できないんだから県に委託金の請求はできない。契約してない人にお金を払おうとしたら委託金では財源にならないでしょう、これ。県から来ないんだから。だとしたら、仮に口座番号がわかったとして、どこの財源でお支払いをされようと思ったんですか、平成19年度。

○学校教育課長

平成19年度という意味がよくわからないのですが。

○高橋委員

今問題になってるのは、平成19年度の理科支援員の謝金の支弁の問題でしょう。その理科支援員は平成19年度の4月から6月5日まで働かれたんですよ。正規の契約書がいただけなかったんで、成立しなかったんで、働いた事実はあるけれども、愛知県当局の委託金にその分は請求できないでしょう、4月、5月は。できませんとおっしゃいましたがね、さっき。残った期間の契約を何人でやろうか、それはいいですよ。その実費がきますので。だから、口座番号わからんから振り込めん、振り込めんって口座番号のせいにされとるけども、口座番号がわかったとして正規の契約はされていないこの理科支援員にどの財源でお金を払うことになるんですかということを知っておるんです。

○学校教育課長

私、支払う財源についてはわかりません。ないのかよくわかりません。

○高橋委員

学校教育課長の気持ちわからんじゃないですよ。理科支援員の委託金からは払えない。だってこないんだから。正式に契約してないから。しかし、就労した事実がある。だから契約書もただけずに就労した事実だけ残したということは、行政当局のこれは失態なんですよ、いろいろあったって。現に働いておられた。これは認知されとるんですよ。現に働いた人に、要するに、ただ働き関係で、それはいろいろあったかもしれん。頭下げていったけど口座番号教えてもらえなかった。あったかもしれんけども、現に就労されたにもかかわらずそのお金が払われていないという事実があったと。だから学校教育課長は払わないかんじゃないかと、こうおっしゃった。しかし、払うならどこから払うのと言ったら、委託金ではお金がきませんからどこから払うんですかということを知っておるんです。これは一般財源で手当するか何かせないかんでしょうね。

高浜でこういう例があるんですよ。初年度平成19年度は6月5日しか契約ができなかったと。だから6月5日以前には金が来ませんよ。4月から働いてみえて、5月、一月たったらお金出さない

かんがね、これ。就労されとるんだもんで、理科支援員として。ところが、4月エンドになっても払えへんがね、委託金がこえへんもんで。高浜はどうされたかといったら、当座一般財源でお金を払われたんですよ。コマ数に応じて、コマ数1,000円でしょう。そうするのが当たり前じゃないですか。だから私は、今回でもその支援員に正式な契約を結ばなくても、6月5日しか結ばなかったら4月のエンドにお金を一時的に一般財源、歳計内現金を使って払ってあげるとというのが当たり前の話だと思うんですよ。そして5月になったと。皆さん給料日15日ですから、5月16日になっても払えんですよ、県からこないんだから。だから、その人をただ働きさせるわけにはいかんから5月分も払うというのが原則じゃないですか。4月分が払われた、5月分が払われた。当たり前の話ですよ。そして正規の契約が始まると、6月に。何で4月、5月給料払ってあげなかったんですか。私それが知りたい。非常識不届きじゃないですか、働かせといて。働かせておいてだよ、何で4月分5月分払わないんですか。ちょっとお答えください。何で払わないんですか。

○学校教育課長

今の高浜のような方式について知らなかったということでもあります。

ただ、知立の場合、謝金というような形でありましたので、一月分の給料は必ずというそういう賃金的なところではなかったというふうには思っておりますが。

○高橋委員

これね、謝金か賃金か知らんけども、実態は時間1,000円、交通費1,000円、1回当たり3コマ、これ決まっておるわけでしょう。単価も決まっておるがね。だからすぐ計算できますがね。今月私、幾らの労働したのかと。それを4月のエンドか、あるいは4月16日に4月分の前期分だけ払ってあげるのかそれは知りませんが、その労働の対価を当該月に払うなんてうのは当然のことじゃないですか。理科支援員にお願いした限り、就労していただいとるだから当然その月に払うのは当たり前

前じゃないですか。お金をどこから出すのかというの皆さんが考えることでしょう。理科支援員には何の責任もないですよ。働いてみえる。何で私サラリーがないのと。ささやかなお金なんだけど、何で私もらえないのと。一般財源使うのかそれは知りませんよ、私。いろんな方法あるかもしれんけど、何でお金を払ってあげなかったんですか、4月、5月。払っておられれば問題がなかったような気がしますね、私は。所定のコマ数だけ払っておいてあげれば問題なかったと。何で払わなかったんですか。契約もしない、4月、5月。そんなことをやれば普通の人だってちょっとへそを曲げるじゃないですか。大概にしといてくれやと。私でも一言言いますね。私、余裕がないと。ほかに仕事があってそれをライフワークにしてるならともかく、これで私、小遣いにし、これで食べとるんだったら、ほしいんですと、くださいと。当たり前のことじゃないですか。何で4月、5月給料出なかったんですか。

○学校教育課長

理科支援員のお金については、6月にならなければこないということで、4月、5月については待つてほしいともうお願いするだけで、払う方法についてよくわかっていなかったということでもあります。

○高橋委員

待つてほしいということで御本人は納得されたんですか。それは包囲済みの話なんですか。学校教育課長が思うに、そういうこともあったのではないかという一つの方法として物を言ってみえるのか、現に働いてみえるんだから。市の職員がパートで雇ってだね、4月になったって給料払わんなんていうそんなことはどこで通用するんですか。それも合意されて文書か何かでわかりましたといつて善意の美談の話ならいいかもしれんけど、一月、二月それぞれ出せないかんでしょう。金の工面はあなた方が考えることじゃないですか。教育委員会全体として考えて、お金を払ってあげるといのは当たり前じゃないですか。何でこんなことがやれないの。そういうことなものですから

関係が悪くなったというふうに考えてもやむを得ないじゃないですか。だとしたら市の方に重大な落ち度があるじゃないですか、本件は。何で契約を拒否されたんですか。信用ができなくなったからじゃないですか。何でお金も払わずにやめる段になって口座番号を教えてください。こんなことが通用するんですか、世の中で。

○学校教育課長

今のやめる段になって初めて聞いたのではなくて、6月5日の説明会を受けて書類が整ったということで、その段階で正式契約をしたいということでありますので、やめる段になって慌ててそんなことをしたということではありません。

○高橋委員

質問に答えてくださいよ。なぜ4月分、5月分が当該月に払えなかったんですか。私はそんなことあり得ないと思う。あつてはならんことだと思う。合意を求めることもおかしい。一月おくれちゃうけど、お願いしますなんてことを求めること自身が間違ってますよ。それ棚に置いてね、あれこれ言われる筋合いじゃないじゃないですか。私、今話聞いて初めてわかったけども。何で4月に払ってあげないんですか、5月に払ってあげないんですか。そういうこともせずにお互いの関係がうまくいかんかったということを強調されるけども、うまくいかなかったってしょうがないでしょう、そんな対応では。だって働いたってサラリーもらえなきゃ一言言いたいし、けつもまくりたくなるじゃないですか、言葉悪いけども。何でそんなことを放置していただね、教育委員会には全力を尽くしたけども相手がこたえてくれなかったということをおっしゃるんですか。私はね、これは指導員になられた方は、いろいろあるだろうけども、4月、5月給料が来ないということは全く断腸な思いだったし、言っていないのか悪いのか要求しているのかね、こういう心境じゃないですか。私は重大問題だと思いますね。4月、5月サラリーが払われていないというのは。それは事実ですね。ちょっとはっきりさせてほしい。これ、もう一遍答えてください。

これはね、大変重要な話ですよ。公の教育委員会が理科指導員として雇い上げながら、給料を払ってなかったと。結果的に契約が結ばなかったもんだから、当該年度にも払ってない、そういう話じゃないですか。言語道断じゃないですか、行政でこんなこと起きること自身が。私の脳裏では絶対考えられない。そんなことが許されるんですか、役所の中で。大問題じゃないですか、それ自身が。そんなことがまかり通ったら怒りますがね。これははっきりさせてもらわないかんですよ。

それで、あなたは口座番号がわからんわからんとおっしゃるけれども、つけ加えて申し上げますが、この方は、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで知立中学校で1年の常勤の雇用契約を結んでおられます。平成19年3月19日に結んでおられます。知立中学校で理科の先生として1年間働くということを平成19年3月19日に契約をされております。4月1日から翌年3月31日まで勤めていた。このときに履歴書、口座番号、当然提出されております。求めてみえますよ、知立中学校の勤務で。いろいろあつて1日か2日勤務してなるんだけど、きょうはその話までやれませんがね。だから口座番号わからんはずがないじゃないですか。常勤の1年間の先生として契約されとるんですよ。ということは、口座番号もきちっといただいてみえるわけでしょうが。

○学校教育課長

県費負担の教職員の場合に市の教育委員会にはそういう関係の書類はあがってきません。学校にはあります。

○高橋委員

そういう感覚で人を雇ってみえるんですか。つまり常勤で1年間雇い入れる場合でも口座番号を提出させていないと。振込先を提出させていないと、現金で払うということですか。

○学校教育課長

各学校と県とは端末でつながっておりますので、市教委にはそれが提出されません。

○高橋委員

ということは、愛知県当局は承知していたと、

口座番号をということですか。だったら愛知県に口座番号がいつてるじゃないですか。愛知県の口座番号が届いてるじゃないですか。提出されとるじゃないですか。何で口座番号がわからんのですか。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後7時37分

再開 午後7時38分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

知立中学校の方に行けばよかったということは確かであります、4月、5月であっても。

○高橋委員

大変重大な答弁されましたね。知立中学校へ行けば理科支援員の口座番号はわかったと。この方が1年間常勤の先生として働くことを契約されたんだから、知立中学校で。知立中学校へ行けば口座番号わかったにもかかわらず、なぜ口座番号がわからんわからんといって彼女を責めるんですか。わかるじゃないですか、知立中学校に行けば。知立中学校というのは市教委の所管外の施設ですか。知立中学校というのは市教委の管理施設、管理エリアじゃないですか。なぜそこに提出されておるのに、あなた提出をおれのところに持って来んから口座番号がわからんと。いや、違う機関におさめてますと。市教委の別な機関に出してますと。知立中学校に出してますと。何で調べないんですか。それ調べもせずに、自分ところの窓口で口座番号が出るとにもかかわらず、おれのところへ届いてないからわからんといっておたくへお邪魔したけども教えてもらえなかったと。だから振り込めんかったんじゃないかと。当たり前じゃないかと。当たり前をおっしゃるなんてことは理不尽じゃないですか。あなた方の所管する施設に知立中学校というところに口座番号が明らかになっていると。だとしたら完全に非は市教委にあるんじゃないですか。あえて口座番号に振り込もうとした

かった。そう言われても申し開きができないじゃないですか。ちがうんですか。

私ね、話聞いてってね、ちょっと怒れてきちゃう。率直な言葉で言わせてもらうけど。口座番号は知立中学校へ行けばわかる。4月、5月は給料が出ていない。一生懸命努力して口座振り込もうとしたけども口座番号教えてくれない。もともとこれは委託料として彼女の分はいただけないわけだから、だから別に口座へ振り込む必要もないですよ。委託料ならば口座へ振り込んだ証を出せとって県は言うかもしれない。委託料として請求してないんだから出せんでしょ。だったら書留なり何でも送ればいいじゃないですか。もし口座番号わからなかったら。しかもわかってた。こんな異常な教育委員会では、私このまま引き下がれませんね。どうしていただけるんですか。こんな理不尽な実態が明らかになって、さようですかというわけにはいかんでしょ。これ、高橋憲二の人間性が許せないということだけじゃなくて、行政のイロハからいったって完全に逸脱しとるじゃないですか。その逸脱に正義があり、逸脱された方が不条理なんですか。どうなんですか。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時42分

再開 午後7時52分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長

そのときは理科支援員の契約をしていただこうという気持ちが強くて、ほかに口座登録があるとかそういうことについては考えつかなかったというふうに考えます。

○高橋委員

ちょっと趣が変わってきたと思うんですが、だからね、一方的に市の方に市が正義で支援員が不正義だと切って捨てるようには言えないんじゃないですか。皆さんからもいろいろ言いたいことがあるかもしれない。理科支援員に対してね。だけ

ども口座番号がわからなかったから振り込めないとおっしゃっておりながら、実は口座番号はわかるんだと。だから振り込めなかったわけじゃないんですよ。振り込もうとしなかったんですよ。そして、就労だけさせておいて給料払わないという状況を長いこと放置した。これはだれだって小言を言いたくなるし、しかるべきところで黒白をつけてほしいというふうに思ったって、その人をとがめられないじゃないですか。

教育長、全く答弁されんけども、学校教育課長は当事者じゃないですよ。当事者じゃないという言い方はちょっと語弊があるけども。何で教育長答弁されないんですか。いいんですか、こんなことがあって。

もう一つ聞かせてもおらうけども、彼女はさっき言ったように、知立中学校で1年間の常勤教師として採用されたけども、これは基準日がありますよね、クラス編成の。4月5日ですか、基準日は。1クラスふえるのか減るのかというのは、なかなか微妙ですがね、これ。だから彼女は、1クラスふえるだろうという前提で雇用された、契約を結んだ。3月19日にね。理科の先生は、とりわけ先生が少ない。手に入れようということで確保された。

ところが、お話によれば、4月1日に辞令をもらわれて4月2日に1日勤務をして4月3日になりましたら転出しちゃうんだと、子供が1人ね。だから1クラス増は見込めないの、悪いけども、1クラス増がなければ県費職員として認知されないの、申しわけないけど、ちょっともう来てもらえんくなるかもしれんということがあって、4月5日に解雇されたというんですね。1クラスふえる予定が減っちゃったので予定した人が継続雇用できなかったということは、事実の内容としてはわからんわけではありません。県費が出ないんだから。

ところがね、奇妙なことがありまして、3月には4名の方が転出されました。知立中学校3月に。来年4月から仕事をしないかん。新しい学期が始まる3月で4名の方が転出されました。4月は3

名の方が転入しておいでになりました。

つまり、4月になって転出が生じたので、本来1クラスふえるはずがふえなくなったというのは、この事実からして違うんですよ。4月には転出者はなかった。したがって、知立中学校の平成19年度のクラスは、彼女を事実上必要としていたと、そういうクラスだったということになるんじゃないですか。これ、ちょっと論点が違いますし、この論点でまた長々やるつもりはありませんけども、そういうことだというふうに聞いております。ちがうんですか。

○学校教育課長

3月初めに240名、これでいきますと6クラスであります。そして3月の途中で1名転入がはつきりわかった。これは3月の途中に来るというよりも4月1日から来るということでもありますね。そうすると241名になった。ということは、このままでいけば7クラスであるということで3月19日にこれなら大丈夫だという見通しで契約に至ったと思いますが、4月3日になってはつきり転出が1人わかった。それで4月3日に転出した場合に、4月2日まで前の学校の籍にしておくとは非常にややこしい問題もありますので、慣例的に4月1日からというふうにさせていただくことが多いんです。ですから、そこの3月、4月の関係で差し引きが何かおかしいようには見えますけども、全くそんなうそをついて、私たちも7クラスであった方がやりやすいわけですので、わざわざうそをついて6クラスにするということは全く考えられません。

○高橋委員

しかし、4月は転出者はなかったと。転入者ばかりですがね。もちろん基準日の前と後によってちがいますよ。基準日の後のいくら転入してもふえませんがね、4月は転出者がなかったという記録じゃないですか、これ。ちがうんですか。転入者ですよ、4月。

○学校教育課長

先ほどお話しましたが、4月1日から入と、お互いに4月1日からこの子が入ったんだと。この

子については3月末で出たんだと。たとえ4月3日にいったとしても、そうしてあげることが本人にとっても一番目が最後になるんじゃないかと、きちんとしたところに入れてあげるためにはとこういうことで、4月3日に出ていった子供が3月31日というところに入っております。

○高橋委員

ということは、平成19年度は事実上6クラスでスタートした。7クラス分ではなかったと。したがって、1人分の1年間の契約の教員が不必要になったと、こういうことですね。それは間違いありませんね。わかりました。

もう一回教育長、さっきの理科支援員、口座番号もわかっている。時間もどんどん進んでいきますからあれですが、しかし、今申し上げたようなやりとりが市教委の中で行われているとしたら、これは重大問題じゃないですか。何で口座へ振り込んであげなかったんですか、平成19年度中に。それをやるのは当たり前じゃないですか。口座番号もわかるんだから。どうしてそんなことが履行されないんですか。その1点取ったって市教委に大問題がありますよ。これは明確にして世間に開示すべきような問題です。何でこうやって隠しちゃうんですか。被害者は1人かもしれない。市教委には被害者がなかったかもしれないけど、1人の命は地球より重いですよ。どうなんですか。ちょっと総括的に市教委の責任、とった態度の誤り、あったとしたらどういう問題があったり、どういう点を深めなければならないのか、はっきりさせてくださいよ。ここまで質疑やったんだから。

○教育長

理科支援員の問題でありますけれども、若干ダブるところがあると思いますけれども、4月23日から勤めていただいております。これは平成19年度からの新規事業でありまして、県の方から学校の方からも早く年度当初から始めたいという要望がありまして県の方に聞きましたら、それは結構でしょうということでしたのでお願いをして行ったわけでありまして。

それで、先ほどの6月5日に説明会があって、

6月6日契約をしようということでお話したわけですが、今までのことがあってわかりませんが、学校の方からは契約はしないということでありました。

しかし、再度、今後のこともありますので、今度もやっていただけないかというような気持ちを持って学校の方は対応しておりました。そしてなかなか連絡がとれなくて、御家庭まで伺ったわけでもありますけれども、そのときに契約のこと、あるいは今までの謝金の話等もしましたら、本人はみえませんでしたけれども、お母さんがみえまして、もう結構ですと、一切要りませんというような話があったということで、それ以後のお話ができなかったわけでありまして。その中で、今お話がありましたように、4月、5月の給料は払うべきだったのかということ。払おうと思っていったけれども、そういう状況で、今言われたように、一般財源から払うというような認識は私たち持っておりませんでしたので、そういうことは全く考えておりませんでした。

それで、6月中旬でそういう話がありまして、そこから平成19年度はずっと終わらして、次に話があったのが平成20年の8月です。そこから1年と2カ月過ぎているので、この件はそうして理解していただけたというふうにとらえておたわけですが、しかし、8月にまたいろいろお話がありまして、当時の市長のところにも手紙がまいりました。その中で、回答の中で、平成19年4月23日から6月6日までの謝金及び交通費合計7万1,360円についてはお支払い可能ですから直接勤務場所である来迎寺小学校の校長にお申し出くださいという文面があるわけですが。このところが先ほどお話しましたように、6月中旬で切れてしまったので、次への講師を探さなければいけないという状況の中で、7月から新しい講師で1年間、1年間というんですか、終わったと。その間で委託料等は全部消化してしまったということがあります。

それで、来迎寺小学校の方では、いわゆる外部講師のお金というのがあるので、来ていただいた

のでというところでそんなようなことを本人あてに出しております。それからいろんな経緯がありまして、今回このようなことになって、労働すれば当然賃金を本人がいいと言ったってそれは払うべきだということを言われましたけど、そういう認識をちょっと持っていなかったものですから、その辺は反省すべきことかなということを思っております。

いずれにいたしましても、委員の皆様にも大変御迷惑をおかけしております。まだこれは引き続き解決に向けてやっていかなければならないところでもありますけども、若干溝もありますので、その辺のところを考えていきたいと思っております。

以上です。

○高橋委員

いろいろおっしゃいましたが、市として勤務された日数に対してきちっとその謝金を払おうと思えば十分払える、そういう環境にあったと。口座番号もわかっておった。その瞬間、瞬間にはそういう景色が出来事があったかもしれない、おっしゃるように。頭を下げに行っただけども受け付けてもらえなかったとか、お金は要らんとおっしゃったとか、口座番号を教えてくれなかったとかね、瞬間、瞬間にそういうことがあったかもしれないけども、それは物事のえがき方の一断面であって、さっきからお話してるように、きちっと21日間働かれたんだから、その働かれた行為について、どんなに遅くとも年度内にお支払いをすると、これは当たり前原則。そして、口座番号がわからんと再三おっしゃったけども、それは知立中学校に行けば口座番号はわかってた。ここまでのことが明確でありながら、なおかつこの1年以降たって初めて本人から再度の行動があって、慌てて対応するということに最大の問題があったんじゃないですか。せっかくの人材が、あなた方のそういう対応によって十分力を発揮する機会を失われてしまわれただけでなく、大変不愉快な思いをし、今日こうして問題解決してませんよ。苦情処理の特別の審査会をつくってくれということまで事態の解決の場所と段取りを求めていらっしゃる。

これはね、御本人だけを責めてよしとするような問題ではない。もちろん御本人にも問題があるとしてだね、それはそれで反省してもらうことも必要だろうし、たださなきやいかんかもしれんけども、事の本質は今言ったような形で、なぜ労働の対価に対してきちっとお金が払われないのか。十分教育者として懐深く対応してもらえばこんなことにはならなかったはずですよ。私はそう思いますね。そのことを改めて強く求めておきたい。そして、市教委のこの間の対応がいかんがずさんであったのか。1人の教師の貴重な働きをその対価がないがしろにされるような対応だったということを私は厳しく申し上げておきたいと思えます。

それで、もう一つだけ申し上げて閉じたいんですが、これは報償費なんです、歳出はね。報償費というのは歳出の性格上、お礼、あるいは心づけ、私の言ってることが的確かどうか知りませんが、そういう種類の内容であります。

しかし、今回のように働かれた時間数と単位時間当たりのこの金額が明確になっていて、しかも内訳に交通費も入っていると。それでその人の労働の対価が計算されてるような場合は、報償費の歳出がおかしいと私は思います。これは給与もしくは賃金で払うべきであります。新自治用語辞典行政編によれば、報償費で問題になるのは職員手当、食料費及び交際費との区別である。これに関して次のような行政実例及び最高裁の判例があるというふうに言っております。たとえ報償費の名目で計上されていても名目上、記念品料となっているからといって当該経費が実質的に職員手当に類すれば職員手当として解すべきであると、こういう行政実例があります。地方公共団体が記念行事等に際し、関係議員に記念品等を報償費で計上して贈呈することは、それが社会通念上の儀礼の範囲を超え、しかも現金で一律支給したということになれば、それは明らかに法第204条2の規定に違反する、こういうふうにも書いてあります。

つまり、報償費という格好をとっていても、それが働いた時間と時間当たりの単価によって計算されて、その計算の根拠に基づいて支弁するとし

たら、それは報償費の歳出ではなくて賃金に計上して歳出すべきです。ちがいますか。

○学校教育課長

最初は謝金で行っておりました。県の例とかがそのような形になっておったのをうのみしたところもありますが、平成21年度になりまして刈谷の労働基準監督署から指導を受けましたので、今後については賃金で支払っていくというふうに変更いたしました。

○高橋委員

平成21年度で労基署から指導を受けて、理科支援員は報償ではないよと。報償というのは記念講演ありがとうございますとって記念品や記念料、場合によってはビール券で御苦労さまでしたと。だけど今答弁されたように、講数とコマ数と単位当たりの時間数まで明確にして、それを根拠に過不足なく払うんだったら、それは賃金ですよ。そういうふうには平成21年度からされたということですか。まだ平成21年度はしてないんですか。平成21年度から賃金にされたんですか。

○学校教育課長

平成21年度です。

○高橋委員

平成21年度は賃金になっておるという意味ですか。

○学校教育課長

予算を立てた段階では、まだ報償になっております。当初予算は。

○高橋委員

それは労基署からいつ指導を受けられたんですか。

○学校教育課長

5月22日であります。

○高橋委員

5月22日には報償ではいかんよと。それは実費の労働の対価なんだと。賃金にしろさいということにして、まだ補正はされていないわけですか。補正の組みかえで、本来は5月なもんで、6月は無理にしても本議会ぐらいには出してほしかったですよ。どうなんですか。

○学校教育課長

補正も考えたんですけども、まずは賃金の方で払っていくと。その補正に至るところ、まだ考えは及ばなかったの、支払いについては賃金の方から出すけども、まだその補正には至ってないということです。

○高橋委員

ちょっとよくわからんわけですけど、支払いは賃金から出すが補正はしてないという言葉、ちょっと私よくわかりません。どういうことなんでしょうか。

○学校教育課長

学校教育課の予算の中に賃金というところがまだありますので、今まであるそこからまず、報償費はそのまま残っていく形になるわけです。賃金の方から払うと。それで、そのあと、また補正を12月ぐらいというふうを考えております。

○高橋委員

ようわからんですね。この予算書のほかに市教委用のまた予算書があるんですか。報償で予算計上してあれば賃金では払えないでしょう。報償でしか払えないわね。だけど報償は好ましくないという監督署から指導を受けたんだから賃金で払うように科目を変えないといけませんよね、お金の金額を。報償を減額にして、賃金を増額にしないと賃金で払えないわけでしょう。ちょっとおっしゃってることがよくわかりませんが。

○学校教育課長

5月22日に指導を受けて、内部でどのようにしたらいいか検討をしまして、6月19日ぐらいだと思いましたが、労働基準監督署の方にこのような形でさせていただきますということで賃金の方からということではありますが、学校教育課にも賃金というところには、そのほかの事業もありますので、そちらの方で払いながら補正を予算を今からやっていくという、まず補正が頭にすぐはこなかったということでもあります。

○教育部長

今回の理科支援員の支払い科目につきましては、従前これを1回ずつの謝金という形で支払ってお

ったということでありまして、今くだりの部分がありましたようにそうなりまして、学校教育としては、既存の7節の賃金の中で、その指導を受けて、9月から実は賃金にかえているということでありまして、したがって、今回は今まで支払っている部分は8節の報償、そして、9月分からは今の時点はそれを改めさせていただいて、先送りでやっておると。12月でそれは構成をしていくと、こういう段取りであります。

○高橋委員

つまり、賃金の現計予算を先食いで理科支援員の支弁を既にやっておって、どこかで張りが合わなくなりますので、現計予算がなくなっちゃいかんで、張りを合わせるため12月に本組みかえをやると、こういうふうにして調整をしたい。それはいけない方法じゃないですよ。あってもいいけど、9月議会でやってもらった方がよかったかもしれませんね。それは一つわかりました。

それで、もうちょっと私聞き忘れたんですが、この県の委託金というのは、いつ来るんですか、知立市へ。80万円か79万円か。

○学校教育課長

事業が終了した段階、2月いっぱいですので、その後に県に請求する形になります。

○高橋委員

そうすると、2月までサラリーなしというわけにはいかんでしょ、さっきお話したように。どこから払うんですか。現計予算で払って、後から委託金を財源に構成をし直すと、こういうことですか。

○教育部長

通常の事業と一緒にすけれども、この事業につきましては、基本的に当初予算、今回平成21年の場合は当初予算で歳入で県委託金で金額が入ってきます。これは予算ですけども、実際には実績報告に基づいた精算払いになります。その間は歳出は当然特財を充てるという形になっておりますが、予算の中の中身は一般財源を先食いで使っていると、こういう形です。

○高橋委員

だから4月、5月は一般財源先食いで払ってもよかったんじゃないですか、口座へ。全然問題ない。今だって県の委託金は3月にならんとこんというわけでしょう、80万円は。80万円こんわけだから、その間、無給というわけにはいかんから、その中にある、やがてそれはくるんだから。一般財源で払ってみえるわけですがね。そうならなかったらサラリーもらえへんわけだから。だから当該の平成19年のこの方においても、契約はできていなくてもやがて最後はくるんだから、4月、5月は契約しないなんていう話になってないんだから、何で払ってあげなかったんかと。部長そうじゃないの。払ってみえればいいんだ、今の手法で。

○教育部長

通常で考えますと、労働の対価として当然もちろん前払いという僕らのように16日払いというのもありますけども、通常は締めで支払うそういう形でいくと私も認識しております。

その部分において、当時平成19年に始まった理科支援員ということに対する最初は6月からスタートだという形が頭にあって、その説明会が6月5日で、6日に御本人にお話をして正式契約ができるということで、多分そのときに、その4月、5月分に対してこれはきちっと払っていくというものに対してちょっとおろそかな行政対応をしたということではないかという点では、長い時間いただきました議員はもちろん、今回の陳情者に対しても陳謝をしたいと思っておりますけれども、そういう認識があったということはあると思うんですが、ただ、教育委員会がその間に陳情者に対して不誠実な態度をずっと行っていたとか、あるいはその後においての不誠実な対応があったということでは、私も当事者でそこにいなかったのではっきり断言を申し上げるわけじゃございませんけれども、私としては、教育委員会の教員並びに職員がそのような人間がいるとは信じたくもないし、そういう思いで、皆さん方には誠実に一生懸命努力されたものではないかというふうに思っております。

○高橋委員

教育部長がやっと陳謝らしいことをおっしゃったけど、それは教育委員会も虚心坦懐ね、いけなかったことはいけなかったでやっぱり認めなきゃいかんと思うんですよ。だけでもここは譲れないということがあるのなら、それ堂々としていてくださいよ。

先ほどから議論しとるように、論理の矛盾に陥りながら、しかし、我が方は大義があり正義なんだという論理展開で事を律しようとするから先ほど言ったように矛盾がいっぱい出てくるということですよ。教育部長はその点を配慮しながら、部下である教員を信じたいという大前提で物をおっしゃってる。しかし、事態は解決の方向じゃないんですよ。よりはっきりさせてくれという方向になっているんで、これは私も先生の意見も聞き、また訴えてみえる方の意見も聞いて、どちらに真実があるのか私なりに判断をせざるを得ないと、こういう事態になってきとると思うんですが、教育長ね、これでやめさせていただきますが、あなた陳謝の気持は全くないんですか、今回の件について。全く非がないと、市教委に、これで突っぱねるつもりですか。ちょっと意見聞かせてください。

○教育長

今回こうした本人にとっては大変苦痛というんですか、かなり自分なりに思いがあると思います。そうした今までの過程の中で、やはり我々もいろんな教員が接触しているわけですけども、そこにすれ違い、あるいは溝、そういうものがだんだんとできていったのではないかということをおもっております。

教育委員会といたしましても、もう少し当初から丁寧な対応をしていけばよかったなということをおもっております。そういう意味で、今後解決に向けて相手の気持ちを考えながら努力してまいりたいと思っております。

○高橋委員

私はね、相方が合意されて、さわやかな気持ちで和解ができることを切に望むわけですが、そのためには場合によっては痛い腹もお互いに出し合

って議論しないと事の真相がはっきりしないかもしれない。そういうふうに思います。

いずれにしても、先ほど申し上げた報償費の支弁が好ましくない。賃金が好ましいということはどういうことを意味してるかといえば、それは就労関係にあったということですよ。報償の場合には就労関係とはちょっと言いにくいけども、賃金の支払いがあるということはパートの職員を雇用するということと同じですから、就労関係が成立しているのが理科支援員の雇用の実態だということが明らかになったということは一つのポイントだというぐあいに思います。

委員長、長い間、大変申しわけありませんでした。ほかでも聞きたいんですが、きょうはやめさせていただきますので、以上で、認定議案の質疑を終わりたいと思います。

○水野委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成20年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について、挙手により採決します。

認定第4号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成20年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

陳情第9号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情の件を議題とします。

御意見などありましたら発言をお願いします。

○坂田委員

陳情第9号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情書にも記してありますように、子供たちを取り巻く教育課題は依然と克服されておらず、不登校、非行などの問題を考えるに、子供たちに対し、きめ細かな指導が必要であり、今後さらなる子供たちに行き届いた教育を実施するには教育規模の縮小と定数改善の早期実現は必要と考えますので、陳情第9号は採択をお願いいたします。

○高橋委員

坂田委員もお触れになりましたけども、いよいよ教育問題が新しい政権の中でも重要な課題ということになってまいりました。子育ての問題と高等学校の授業料の問題、そういう点でも明らかです。

従来から私どもも要求しておりますし、陳情者も言っておられますように、国の責任で少人数学級を実現すること、これは私たちの悲願であります。それができないために自治体単独のみずからの経費で教員を雇って少人数授業をやると、学級をつくるという事態になっておりますので、国に

おいて少人数学級を実現すること、そのためには必要な教員をきちっと確保すると、この願意に全面的に賛成であります。

○水野委員

それでは、これより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第9号 学級規模の縮小と時期定数改善計画の実施を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第11号 知立市教育委員会苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情の件を議題とします。

御意見などありましたら発言をお願いします。

○嶋崎委員

ただいまの陳情第11号は、不採択でお願いしたいと思います。

教育委員会は教育行政について問題解決をする機関だと考えます。この陳情の趣旨は理解できるところでございます。教育委員会は、ときおり事なかれ主義にとれるところがあり、私も現教育委員会に対して質問を多々しておるところでございます。

ところが、この陳情は、提出者の個人の問題と学校教育課の問題ととらえ、両方で解決を図るべきだと理解いたしますので、不採択でお願いしたいと思います。

○高橋委員

私は、陳情11号に賛成であります。今も長い間、質疑をさせていただきましたが、もともと教育委員会そのものが今、提起されてるような問題について十分当事者能力を発揮するのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨だというぐあいに考えております。

しかし、現実的に今お尋ねし、討論をし、質疑をしましたように、重要な問題で当事者能力が発揮できない。そのために、いろんな経緯はあったにせよ、市教委の行った行政行為によって不利益をこうむる、あるいはまた、不満が残る、こうい

う行為をどこが裁定し、どこが処理してくれるのかということが問題になります。普通の場合には行政不服審査、その他の行為を通じてそれを救済する制度が法的にはないわけではありません。また、裁判等みずからの権利を主張して司法の場で黑白をつけることもあり得る話であります。

しかし、今日の地方自治については、地方分権が言われ、すなわち住民自治あるいはその自治のもとで先ほどもまちづくり基本条例で触れましたように、市民の協働、説明責任、情報公開、こういうものをセットに地方分権というのが構築されていくべき内容だろうと思います。

したがって、そういう中から生まれる市民の不利益、不公正を制度としてきちりと補てんする、補う、そういう組織や機構があつて間違いではない。むしろ積極的に地方自治体の中にそうした救済組織をつくるのが求められているのではないかというふうに思います。

岐阜県が苦情等対応審査委員会を設立するというところで実施要綱をつくられました。これが平成19年1月31日です。まさに本件が平成19年度に行われ、その1年前の平成18年度につくられているわけであります。私は、岐阜県が県知事を苦情処理審査会の長にして、総務部長、総務次長などをこの委員に委嘱し、そして個々の具体的な調査については特別に調査委員会を設けて調査をさせ、そして真相を明らかにする。県民の不利益、県民の不満、不平というものをこういう組織の上できちと調査をした上で審査会が結論を出す。その結論については訴えの内容とあわせて情報を公開する。ネット上で申し立ての内容、そして審査の結果をネット上でも明らかにする。こういう県政の組織、こういう内部的な不条理をただしていく組織、これは隣の岐阜県で県という段階ではあります。堂々とつくられているわけであります。私は、これを知立市の段階でどのような形で実践するかについては幾つか知恵を絞っていかなければいけない問題があるかと思ひます。

しかし、考え方によっては、個人の不利益を具体的に救済できる議論できる審査会をつくって1

人1人の不満や不平や個人個人のこの不利益をきちと処理する、こういう組織が生まれることは非常によろしいことであり、地方自治を拡大し、住民の安心して暮らせるまちづくりに貢献するものだというぐあいに思ひます

本来この種の問題が市教委で十分な対応のもとできちと処理されていたならば今日のような事態にはならなかったでしょう。しかし、市教委にその能力がなかったとしたら、私は、こうした不服審査の審査会を設けて事を処理することも重要な一つの地方自治体のあり方だというぐあいに思ひます。

以上の点から、先ほどの質疑の実態を踏まえて本件に賛成するものであります。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第11号について、採択することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第11号について、不採択することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第11号 知立市教育委員会苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情の件は、不採択すべきものと決定しました。ただいま陳情が採択されたのに伴ひ、意見書の案文について御協議願ひます。

案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長及び議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。正副委員長一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後8時39分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長